第2期名寄市
子ども・子育て支援事業計画

（令和２年度～令和６年度）

ここ名寄で育って、ここ名寄で育てて　よかったといえるまちを目指して

星・雪・きらめき
緑の里なよろ

令和２年３月

名 寄 市

は　じ　め　に

近年、国をはじめ各自治体においては、少子化に歯止めをかけるため、子育てに関する様々な施策に取り組んでおります。本市においても、出生率の低下による少子化や人口減少が進んでいる状況にある一方で、子育てなどに関する施策に対する意識の高まりとともに、様々な要望が寄せられています。

このような状況を踏まえて、名寄市子ども・子育て支援事業計画においては、市民の皆様が安心して子育てができ、子どもたちがのびのびと元気に、個々の持っている能力や創造力などを活かし健やかに成長できる環境を整えることが重要であります。

第２期計画の策定にあたり、子育て世帯へのアンケート調査の結果や日頃から市に寄せられております要望などをもとに施策の選択を行い、第１期計画に引き続き、「名寄（ここ）で育って、名寄（ここ）で育ててよかったといえるまちをめざして」を基本理念に掲げ、第２期名寄市子ども・子育て支援事業計画を策定し各種事業を展開してまいります。

次世代を担う子どもたちが、名寄の恵まれた自然環境の中で、夢と希望を持ち、健やかに成長していくことを願っております。

結びに、本計画の策定に際しまして、ご協力をいただきました多くの市民や関係者の皆様、貴重なご意見やご提言をいただきました名寄市子ども・子育て会議委員の皆様に心から厚くお礼を申し上げます。

今後においても、市民の皆様におかれましては、福祉行政の推進にご理解とご協力を賜りますとともに、全ての市民が健康で安心して暮らし続けることができるまちづくりに、お力添えをいただきますようお願い申し上げます。

令和２年３月

名寄市長　加 藤 剛 士

目　次

第１章　計画の策定にあたって

１　計画策定の社会的背景 1
２　計画の位置づけ 2
２－１　計画の法的根拠 2
２－２　計画の位置づけ 2
３　計画期間 3
４　策定体制 3

第２章　子ども・子育てを取り巻く現状

１　統計データからみた現状と課題 4
１－１　人口の状況 4
１－２　世帯の状況 8
１－３　女性の就労状況 11
２　第１期計画の取組状況 12

第３章　子ども・子育て支援の基本的な考え方

１　計画の基本的な考え方 19
２　基本理念 20
３　基本目標 21
４　施策の体系 22
５　各主体の役割 23

第４章　子ども・子育て支援策の展開

１　子育てと就労が両立できるまち 24
１－１　多様な保育サービスの充実 24
１－２　放課後児童対策の充実 27
１－３　子育てしやすい就労環境の整備 28
２　子育て家庭が支えられるまち 29
２－１　情報提供・相談の充実と交流の推進 29

２－２　健康づくりの推進 32
２－３　障がい児・家庭への支援の充実 34
２－４　ひとり親家庭への支援の充実 36
３　生きる力が育まれるまち 37
３－１　生きる力を育てる教育の推進 37
３－２　多様な体験活動の推進 39
４　みんなで子どもを育てるまち 41
４－１　男女共同参画の推進 41
４－２　地域子育て力の向上 42
５　子どもがのびのび育つまち 44
５－１　子どもや子育てにやさしい生活環境の整備 44
５－２　一生懸命遊べる場の充実 46
６　子どもの権利が尊重されるまち 48
６－１　子どもたちが安心して生きるための支援 48
６－２　子どもたちが虐待や犯罪から守られる支援 49
６－３　子どもたちが平等で自分らしく育つ支援 50
６－４　子どもたちが意見発表や参加するための支援 51

第５章　子ども・子育て支援制度に基づく目標設定

１　事業量推計 52
１－１　児童人口の推計 52
２　提供体制の確保の内容 55
２－１　教育・保育提供区域について 55
２－２　子どものための教育・保育給付 55
２－３　地域子ども・子育て支援事業の提供 57
２－４　その他の推進方策 64

第６章　計画の推進

１　計画の推進体制 65
２　進捗状況の管理 65

資料編

資料１　アンケート調査結果の概要 66
１－１　調査の概要 66
１－２　調査結果の概要 67
資料２　用語解説 87
２－１　子ども・子育て支援制度に関する用語 87
２―２　その他の用語 89

第１章　計画の策定にあたって

１　計画策定の社会的背景

我が国では、少子化が急速に進んでいる一方で、母親の就労率が上昇し、子ども・子育て支援が質・量ともに不足している現状にあり、子育て家庭における孤立感と負担感の増加とともに、都市部を中心とする保育所などの待機児童問題が深刻となっています。

このような子どもと子育てをめぐる社会的背景のもと、国は平成 24 年 8 月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連３法を成立させました。
これらの法に基づく「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年度から施行されています。

本市では、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成 17 年に「次世代育成支援対策推進行動計画（前期）」を、平成 22 年に「次世代育成支援対策推進行動計画（後期）」を策定し、子育て支援施策や教育・保育事業の充実に努めてきました。

また、平成 27 年には、子ども・子育て支援法に基づき「第１期名寄市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、教育・保育事業に対するニーズに応えていくための体制づくりを進めてきました。

「子ども・子育て支援法」「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正や「ニッポン一億総活躍プラン」「子育て安心プラン」「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を踏まえ、さらなる少子化の進行や女性の就業率の上昇に伴う保育需要の拡大など、社会情勢やニーズの変化を施策に反映させた、『第２期名寄市子ども・子育て支援事業計画』（令和２年度～令和６年度）を策定します。

2　計画の位置づけ

2－1　計画の法的根拠

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第１項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に該当するものです。

本計画には、改正次世代育成支援対策推進法第８条において、市町村の努力規定として定められている「市町村行動計画（次世代育成支援行動計画）」を包含します。

2－2　計画の位置づけ

本計画は、名寄市総合計画の分野別個別計画に位置づけられます。

子ども･子育て支援法をはじめとする関連の法律､北海道子ども･子育て支援事業計画、本市の関連計画、関連分野との整合並びに連動を図っています。

本計画は、子育て支援に関する施策の基本的方向を示すものであり、家庭、地域、事業所、行政、関係機関などがそれぞれの立場において、子どもや子育てに関する支援に取り組むための指針となるものです。

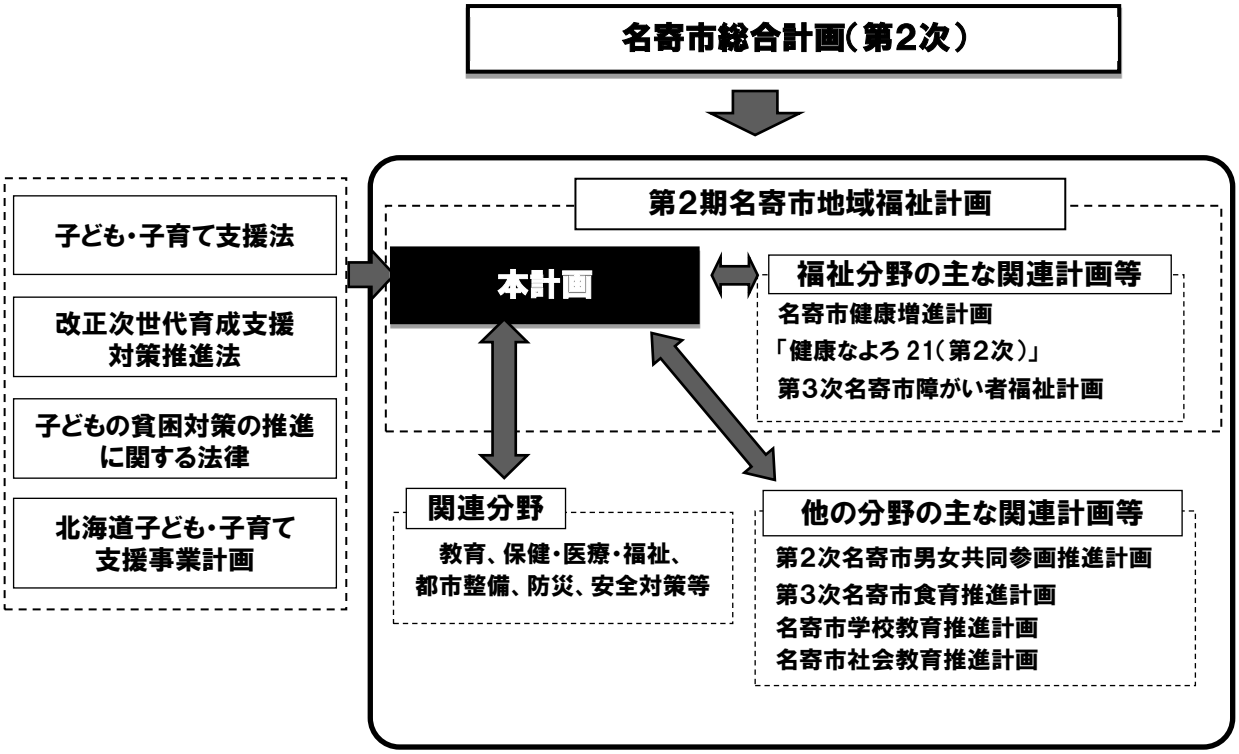

3　計画期間

本計画の期間は、令和２年度から令和６年度の５年間とします。

4　策定体制

本計画の策定にあたって、子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項に基づく「名寄市子ども・子育て会議」で内容などの審議を行います。

また、当会議は、市内の保護者や子ども・子育て支援事業者、学識経験者などにより構成されており、本市における特定教育・保育施設の利用定員の設定、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の提供体制など、業務の円滑な実施に関する計画内容の点検とその評価を行います。

第２章　子ども・子育てを取り巻く現状

１　統計データからみた現状と課題

１－１　人口の状況

（１）総人口の推移

①中長期的にみた人口の推移

本市の総人口、年少人口ともに減少が続いています。

年少人口比率も減少しており、平成 27 年現在 11.9%（3,453 人）です。

■年齢３区分別の人口の推移

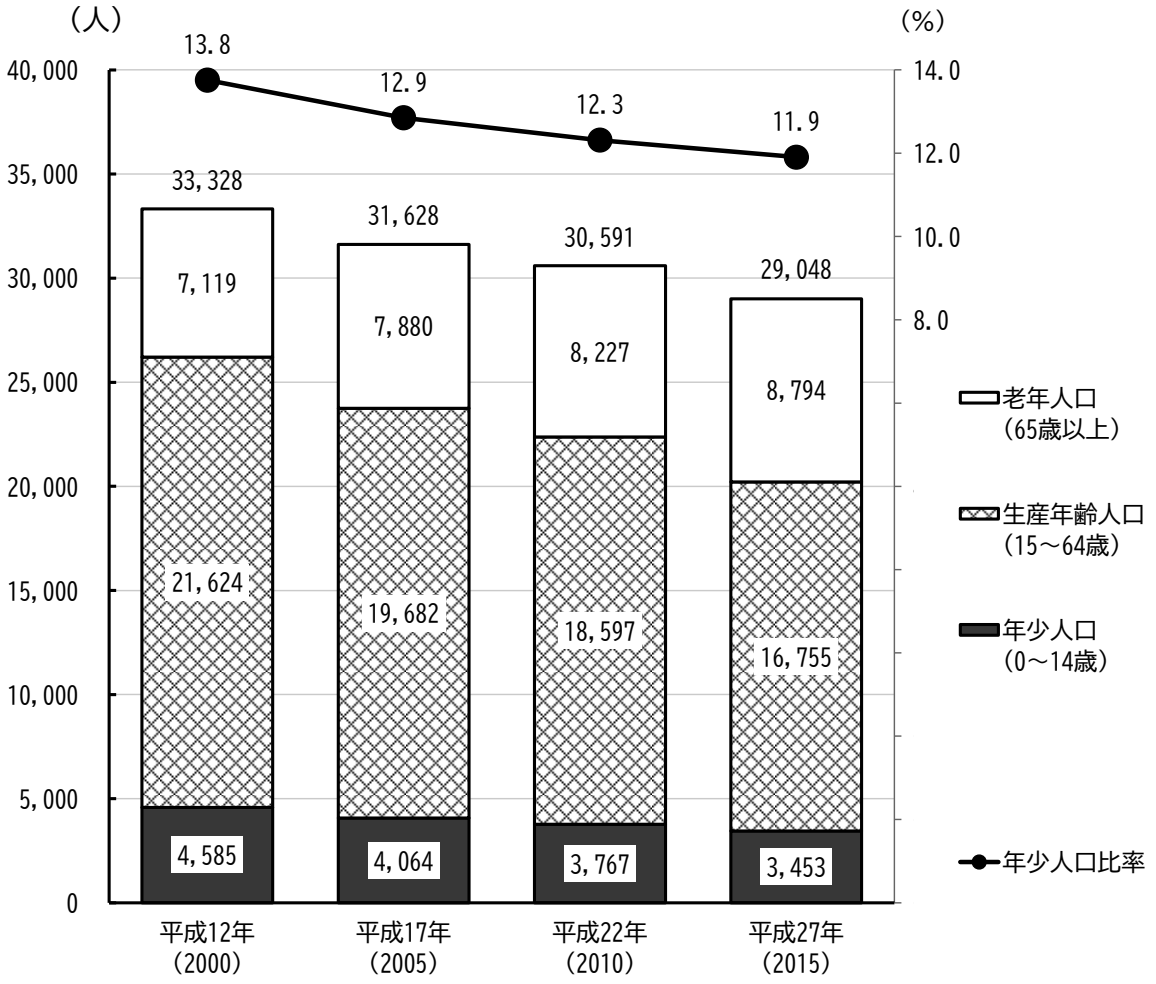

※総人口は年齢不詳を含む

資料：総務省「国勢調査」（各年10月１日）

②近年の人口の推移

平成 27 年以降の人口も減少が続いています。

平成 31 年 4 月現在の年少人口比率は 11.5%（3,135 人）です。

■年齢３区分別人口の推移

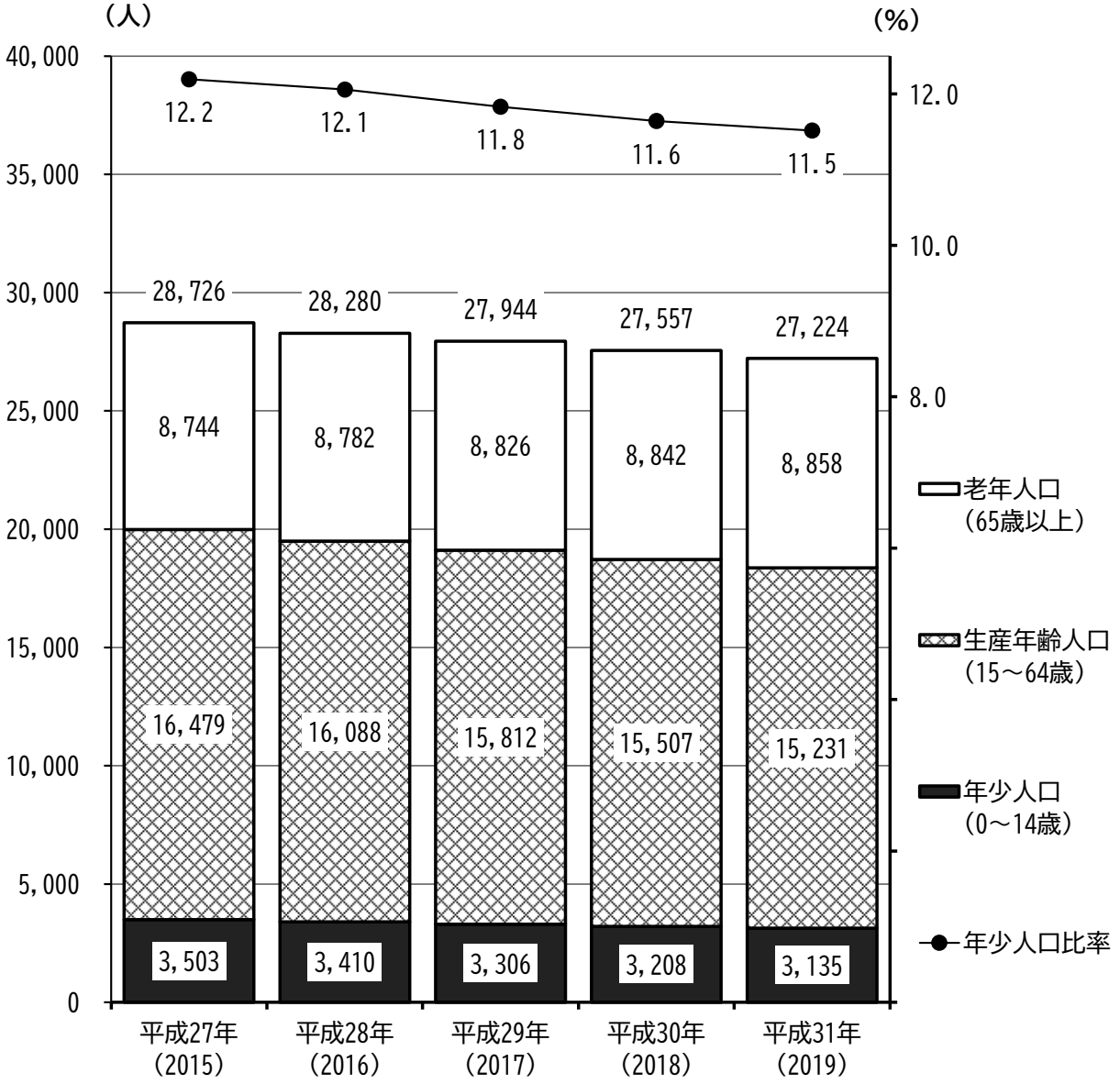

資料：住民基本台帳（各年4月1日）

（２）児童人口の推移

①児童人口の推移（18 歳未満）

平成 27 年以降も、児童人口（18 歳未満）は減少が続いています。

就学前児童数（5 歳以下）は、毎年 40 人前後の減少が続いています。

■18 歳未満の人口の推移

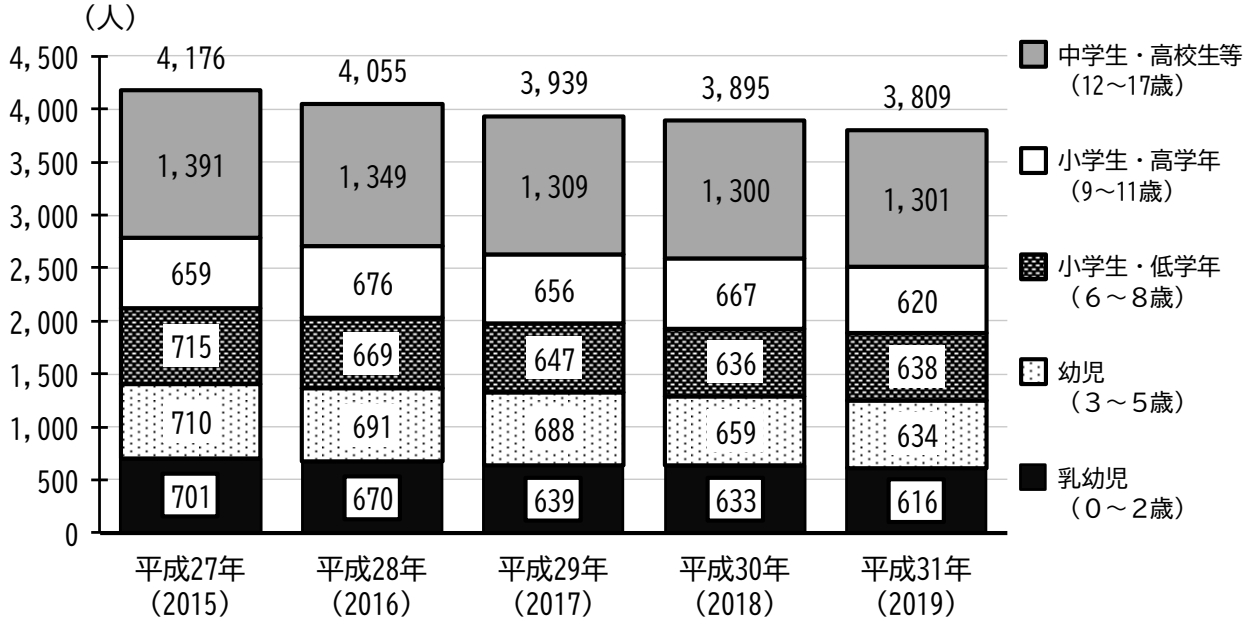

資料：住民基本台帳（各年４月１日）

■就学前（５歳以下）人口の推移

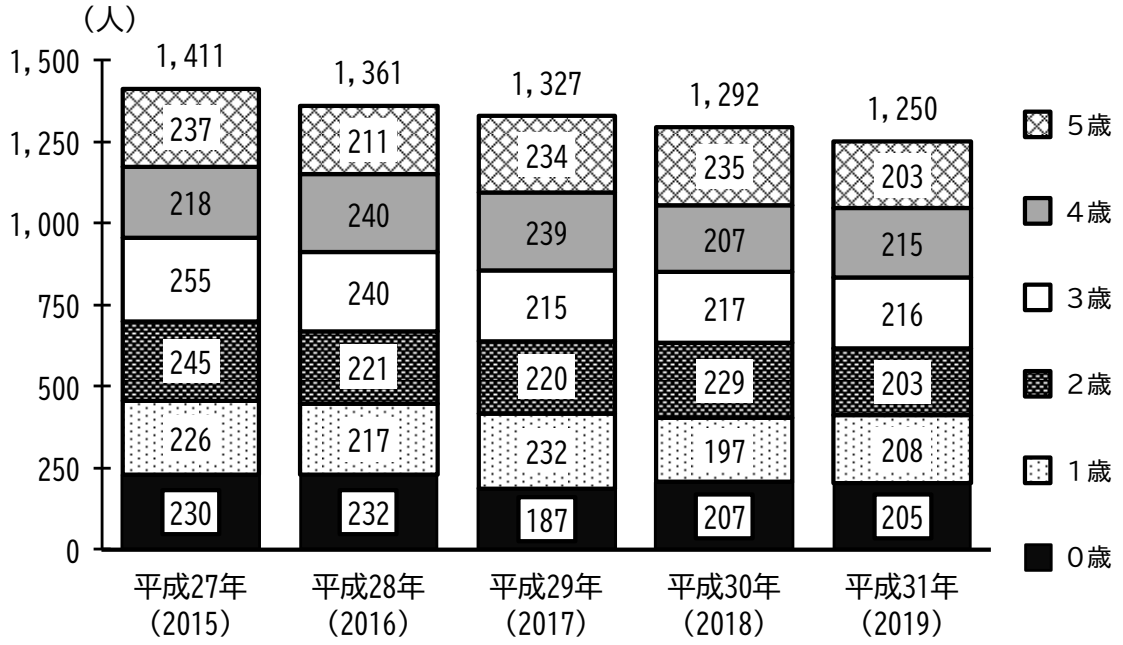

資料：住民基本台帳（各年４月１日）

（３）出生数の推移

過去５年間の出生数の推移をみると、200 人から 240 人弱で推移しています。また、令和元年度（2019）の出生数は、母子健康手帳交付状況から推計すると 170 人から 180 人程度となる見込みです。

■出生数の推移

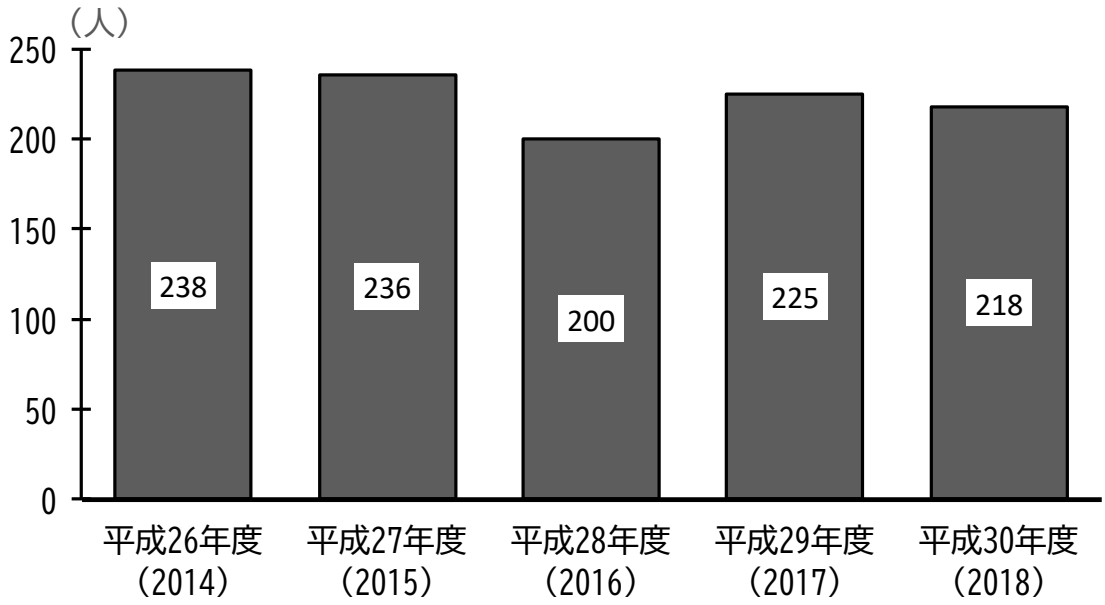

資料：人口動態統計（各年度４月１日～３月31日）

１－２　世帯の状況

（１）世帯数の推移

世帯数の推移をみると、平成 22 年にやや増加していますが、ほぼ横ばいで推移しています。一方、総人口が減少していることから、１世帯当たりの世帯人員は減少しており、世帯の小規模化が進んでいます。

■世帯数の推移（国勢調査）

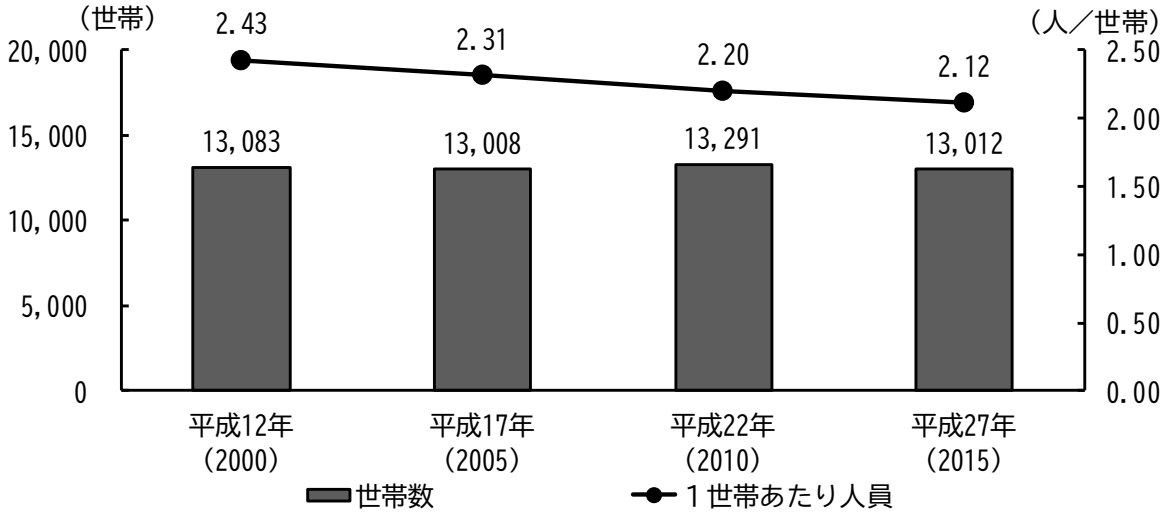

資料：総務省「国勢調査」（各年10月1日）

■世帯数の推移（住民基本台帳）

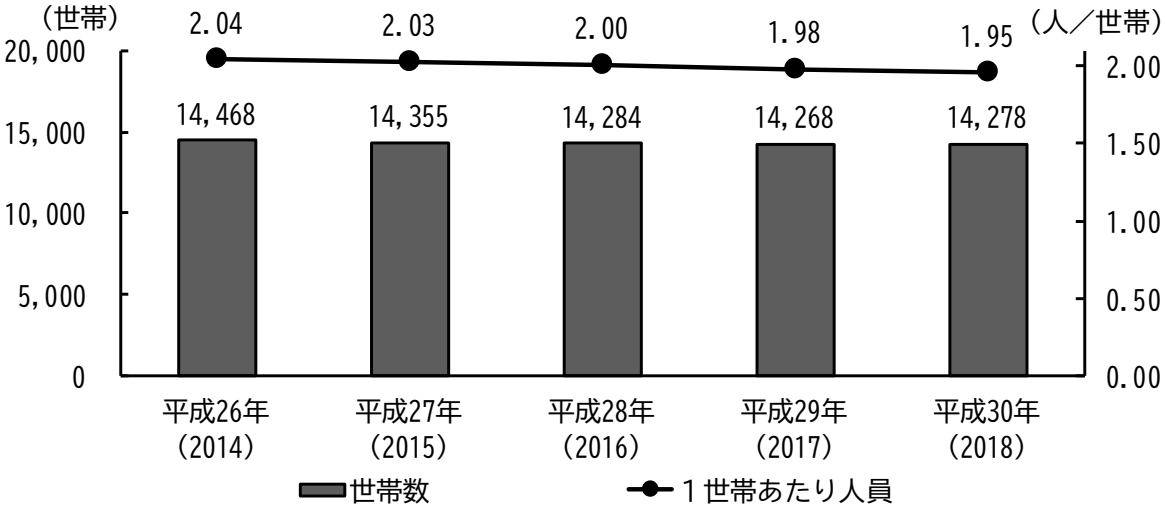

資料：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」（各年１月1日）

（２）子どものいる世帯

６歳未満の子どものいる世帯、18 歳未満の子どものいる世帯ともに、平成 22 年から平成 27 年にかけて減少しています。

■６歳未満・18 歳未満の子どものいる世帯数

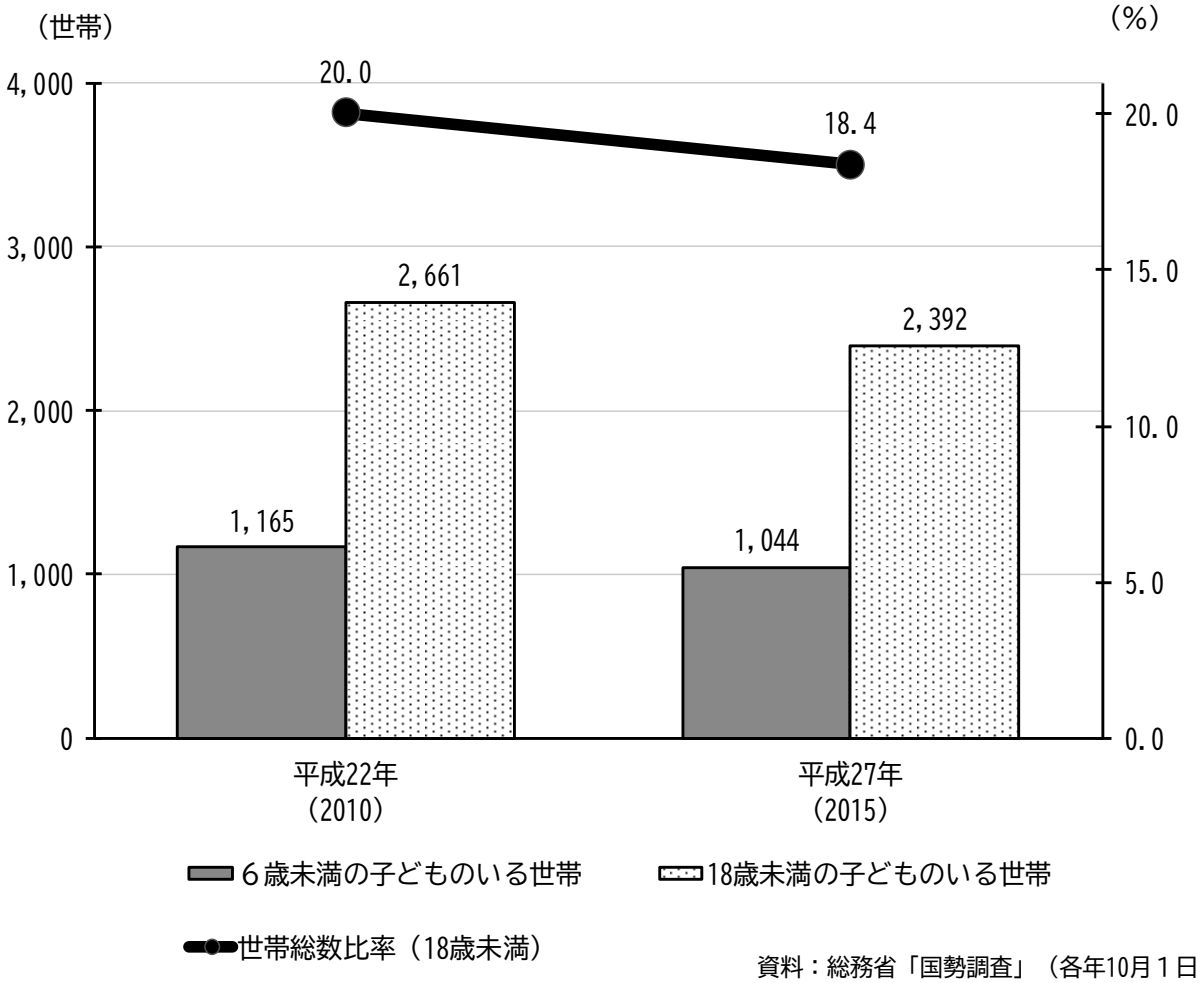

資料：総務省「国勢調査」（各年10月１日）

（３）ひとり親世帯

18 歳未満の子どものいる世帯の家族類型をみると、「両親と子ども世帯」の割合が高く、「三世代世帯（両親と子どもと祖父母・他の親族を含む同居世帯）」の割合が減少しています。

また、「ひとり親と子ども」は、18 歳未満での割合は変わりませんが、６歳未満での割合は減少しています。

■世帯類型別の割合（名寄市）

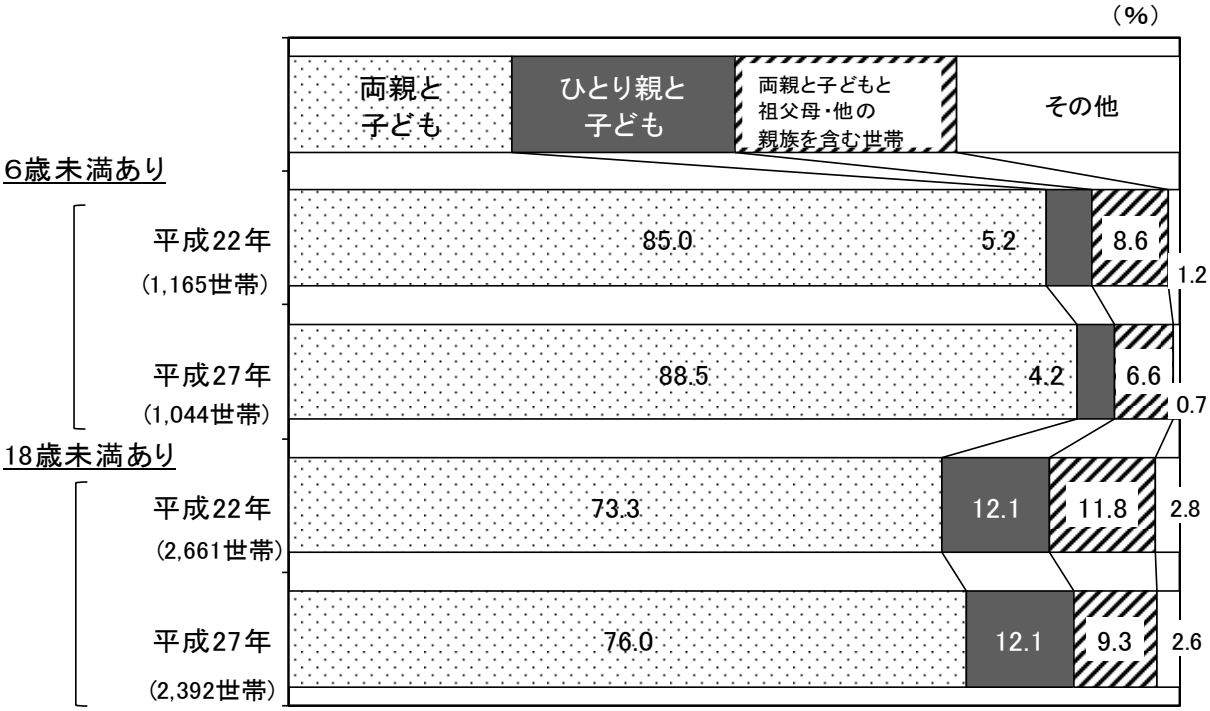

資料：総務省「国勢調査」（各年10月１日）

■世帯類型別の割合（北海道・平成 27 年）

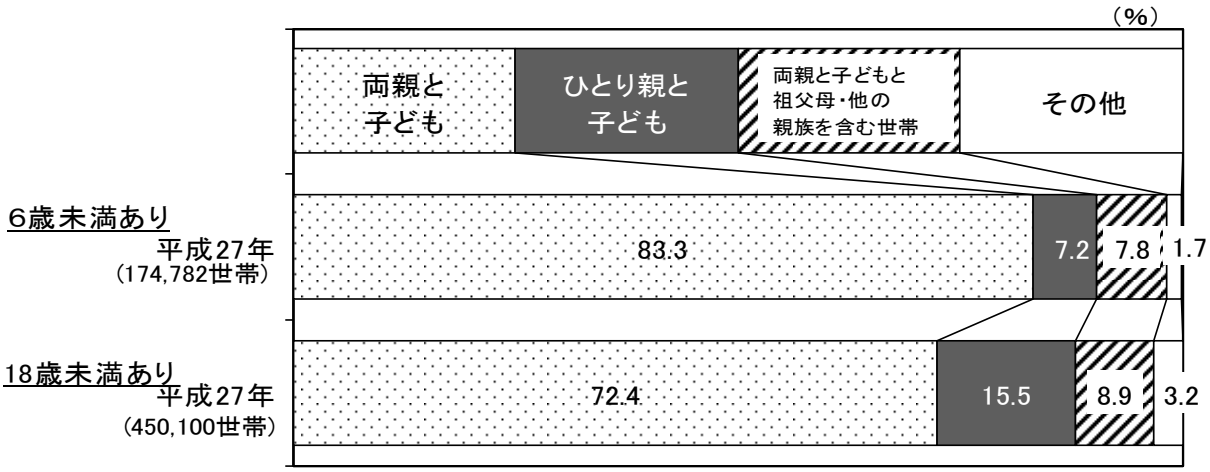

資料：総務省「国勢調査」（平成27年10月１日）

１－３　女性の就労状況

女性（配偶者・有）の年齢区分別の就業率について、平成 22 年と平成 27 年を比較すると、30～34 歳を除き、各年齢区分ともに上昇しており、特に 20 歳代で大きく上昇しています。

■女性・年齢区分別就労率

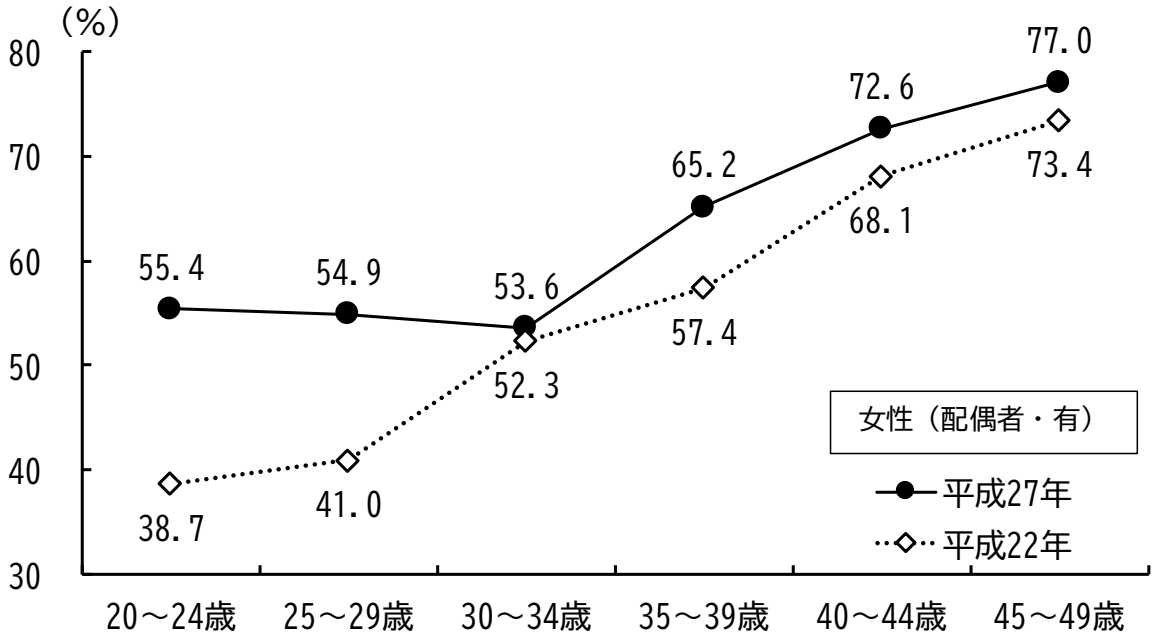

資料：総務省「国勢調査」（各年10月１日）

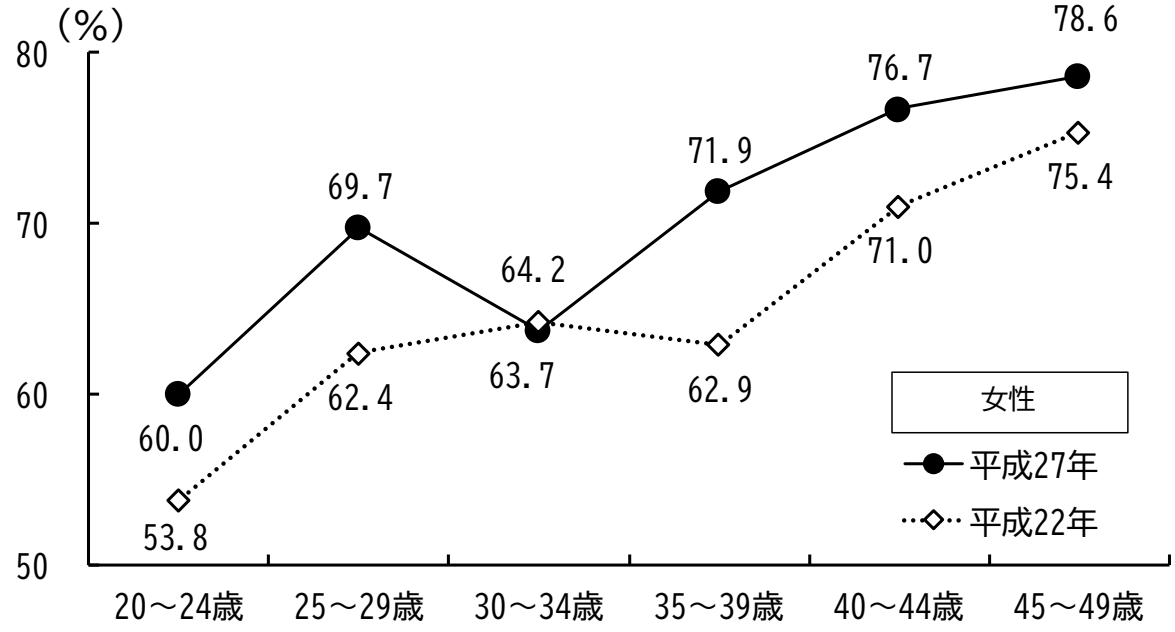

資料：総務省「国勢調査」（各年10月１日）

2　第１期計画の取組状況

第１期計画では、６つの目標を設定し、それぞれ２～5 つの施策を体系化し、具体的な取組として 136 の施策・事業を位置づけました。

第２期計画の策定にあたって、各施策・事業の達成状況の整理をしました。

・全体では、「１．かなり実施できた」が 36.0%、「２．ある程度できた」が 48.6%で、合わせた割合は 84.6%です。
・一方、「３．少し実施できた」が 10.3%、「４．ほとんど実施できていない」が 0.7%、「５．まったく実施できていない」は 4.4%で、合わせた割合は 15.4%となっています。

・目標別では、「目標２　子育て家庭が支えられる名寄」の具体的な取組において「かなり達成できた」の割合が高くなっています。
・一方、「目標５　子どもがのびのび育つ名寄」では、「かなり達成できた」の割合が低く、「ある程度できた」「少し達成できた」の割合が高くなっています。
・また、「目標３　生きる力が育まれる名寄」「目標４　みんなで子どもを育てる名寄」「目標６　子どもの権利が尊重される名寄」では、「まったく実施できていない」施策・事業がありました。

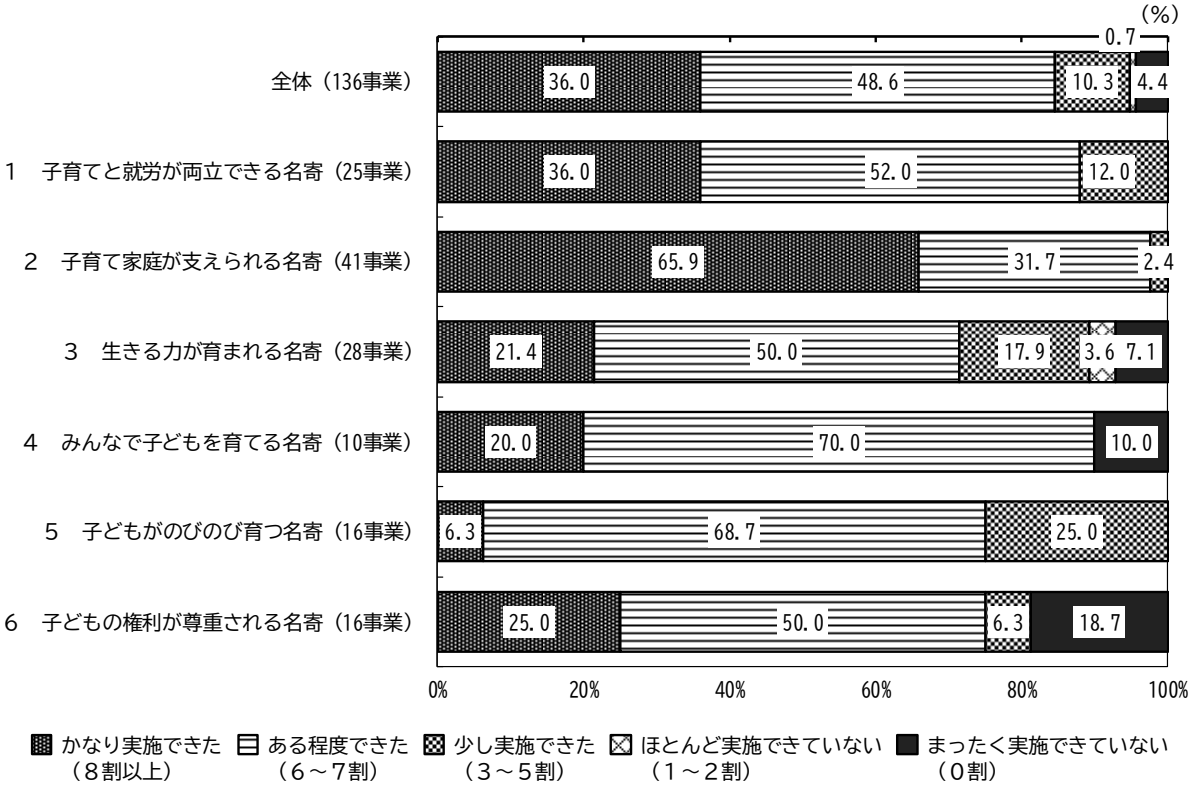

（１）基本目標１：子育てと就労が両立できる名寄（25 事業）

◆一定の取組ができた施策・事業

○１－１　多様な保育サービスの提供

・食育の推進：地域の農産物を活用しながら、様々な献立を提供するとともに、手作りおやつも提供しました。また、食物アレルギーに配慮した献立の提供を行ってきました。

○１－２　放課後児童対策の充実

・放課後児童クラブの整備：平成 28 年 12 月に東児童クラブが開設したことにより、市街地区の小学校区にそれぞれ１か所の放課後児童クラブ・民間学童保育所が設置され、児童の安全面の確保や子育て支援を図ってきました。

○１－３　子育てしやすい就労環境の整備

・労働条件改善への働きかけ：平成 29 年度から名寄市男女共同参画推進事業者等表彰を実施し、就労環境整備に関する啓発の取組を進めてきました。

◆取組が十分ではなかった施策・事業

○１－１　多様な保育サービスの充実

・事業所内保育所の充実の促進：保育の受け皿確保について、事業所内保育施設と連携して取り組んできましたが、事業所内保育事業における地域型保育事業施設への移行には至りませんでした。

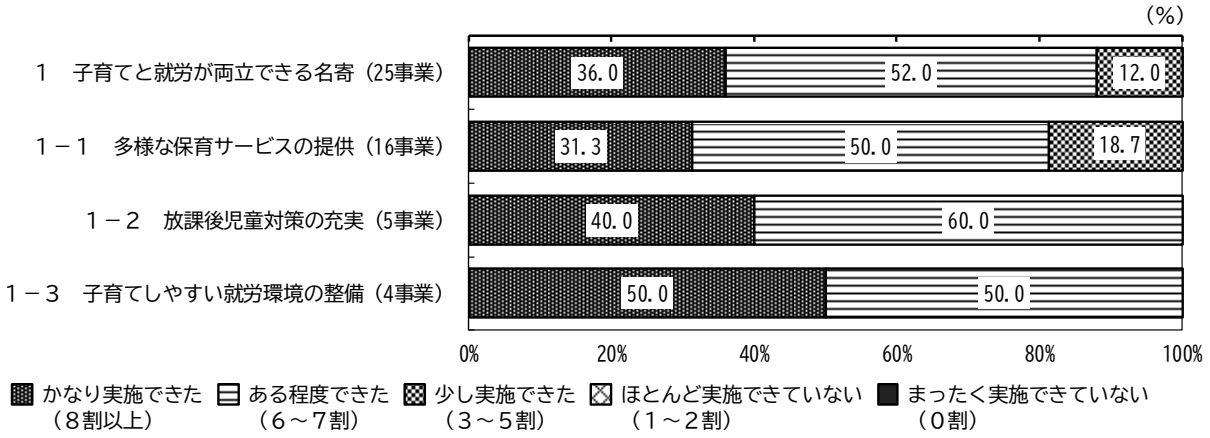

（２）基本目標２：子育て家庭が支えられる名寄（41 事業）

◆一定の取組ができた施策・事業

○２－１　情報提供・相談の充実と交流の促進

・児童虐待の相談体制の強化：平成 31 年度から子ども家庭総合支援拠点事業を開始し、相談体制の充実に努めてきました。

○２－２　健康づくりの促進

・各種健診の充実：平成 30 年 10 月からは、産後２週間・１か月の産婦への健康診査を実施し、その費用を助成する「産婦健康診査事業」を開始するなど、産婦の初期段階の支援強化を図ってきました。

○２－３　障がい児・家庭への支援の充実

・障がい児保育の充実：障がい児が必要な保育を受けられるよう、保育士を加配するとともに関係機関と連携しながら、適切な保育に努めてきました。

○２－４　ひとり親家庭への支援の強化

・ひとり親家庭相談の充実：母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の子育て不安や悩みの相談を受け付けてきました。

○２－５　経済的負担の軽減

・助成拡大の検討：北海道医療助成制度を活用しながら乳幼児等医療費の無償化を行ってきました。平成 29 年度からは特定不妊治療費助成事業、平成 30 年 10 月からは産婦健康診査・産後ケア事業を開始し、助成拡大を図ってきました。

◆取組が十分ではなかった施策・事業

〇２－１　情報提供・相談の充実と交流の促進

・インターネットによる子育て相談の充実：相談体制は整っていますが、相談件数は少ない状況です。

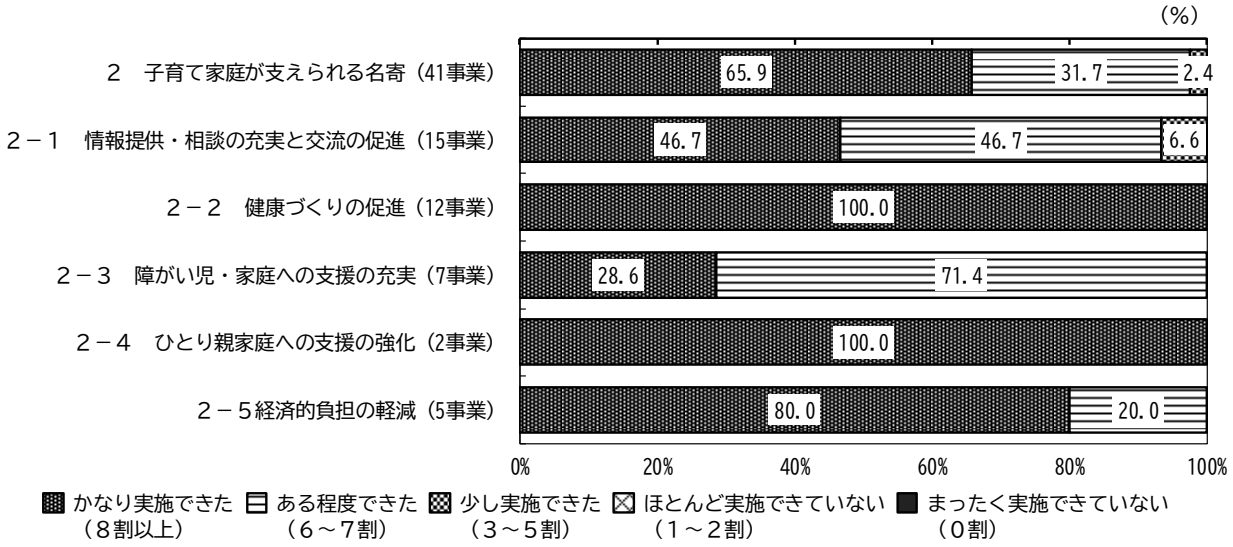

（３）基本目標３：生きる力が育まれる名寄（28 事業）

◆一定の取組ができた施策・事業

○３－１　生きる力を育てる教育の推進

・施設・設備の整備：新園舎の建て替えにあたり、国の補助金を活用しながら施設整備を支援してきました。

○３－２　多様な体験活動の促進

・生涯学習活動への子どもの参加の促進：名寄市公民館事業として、市民講座や青少年健全育成事業の中で、体験講座を実施してきました。

◆取組が十分ではなかった施策・事業

○３－２　多様な体験活動の促進

・スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ活動の活性化：指導者を対象とした講習会などを広く実施していますが、指導者の確保が課題となっています。

・スポーツ教室の充実：N スポーツコミッション、体育協会、スポーツ団体などが連携し、子どもたちにとって、より参加しやすい環境づくりが課題となっています。

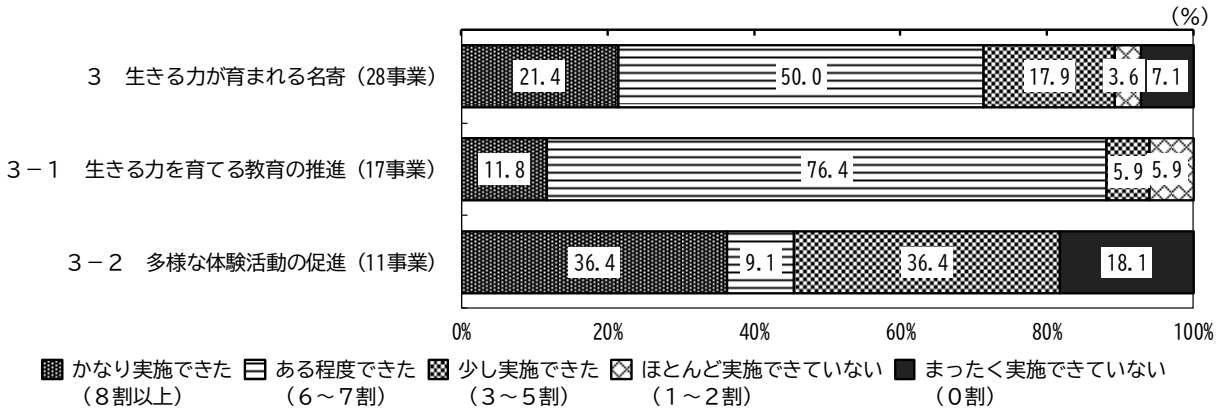

（４）基本目標４：みんなで子どもを育てる名寄（10 事業）

◆一定の取組ができた施策・事業

○４－１　男女共同参画の促進

・女性の社会参加の促進：女性が社会参加しやすい環境づくりとして保育体制の強化に努めたほか、教育委員会などが主催する講座、講演会等に保育士を派遣し託児事業を実施してきました。

○４－２　地域子育て力の向上

・保育・教育施設の子育て拠点化の促進：親子お出かけバスツアーや子育て支援センター、保育所などにおいて、地域住民と子どもとの交流を促進してきました。

・ファミリー・サポート・センターの設立：平成 28 年 10 月にファミリー・サポート・センター事業を開始しました。

◆取組が十分ではなかった施策・事業

○４－２　地域子育て力の向上

・プレ子育て世代の子育てへの関心の喚起：プレ子育て世代を対象とした、性や生命、子育てについて学習する機会や場を提供することはできませんでした。

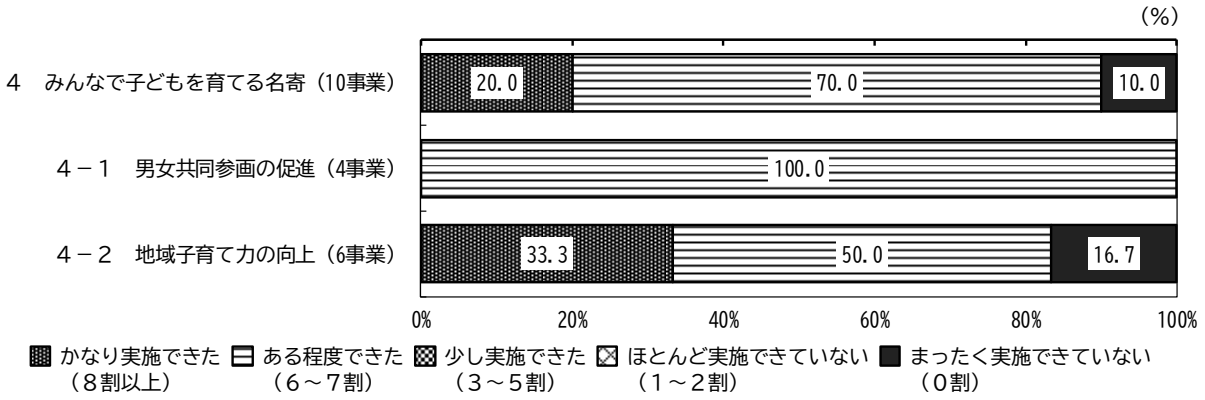

（５）基本目標５：子どもがのびのび育つ名寄（16 事業）

◆一定の取組ができた施策・事業

○５－１　子どもや子育てにやさしいまちづくりの推進

・除雪・排雪体制の確保：通学路の排雪回数の確保、交差点のカット排雪、道路幅員確保を図るため委託業者や道路センター直営班による除排雪の拡充、雪山崩しを行い、道路空間の見通し確保対策に努めるとともに、危険箇所は学校などと協議しながら対応に努めてきました。

○５－２　一生懸命遊べる場の確保

・「なよろ健康の森」「サンピラーパーク」の活用促進：両施設は自然に親しみ、子どもがのびのび遊べ、家族と１日中笑顔で過ごせる施設として、開館以来、老若男女問わず、憩いの場として活用されてきました。

◆取組が十分ではなかった施策・事業

○５－１　子どもや子育てにやさしい生活環境の整備

・子どもに配慮した防災対策の推進：防災訓練や防災教育を、各施設において実施することにより、子どもたちの意識啓蒙に努めてきました。避難に支援を要する子どものいる家庭などについては、早めに避難行動がとれるよう情報提供などに努めます。

○５－２　一生懸命遊べる場の確保

・児童センターの充実：定期的に遊具の更新や施設整備に取り組んでいますが、現在の施設は昭和 47 年（体育室は昭和 42 年）に建築され老朽化が進んでおり、児童生徒の安全面からも建て替えが必要となっています。

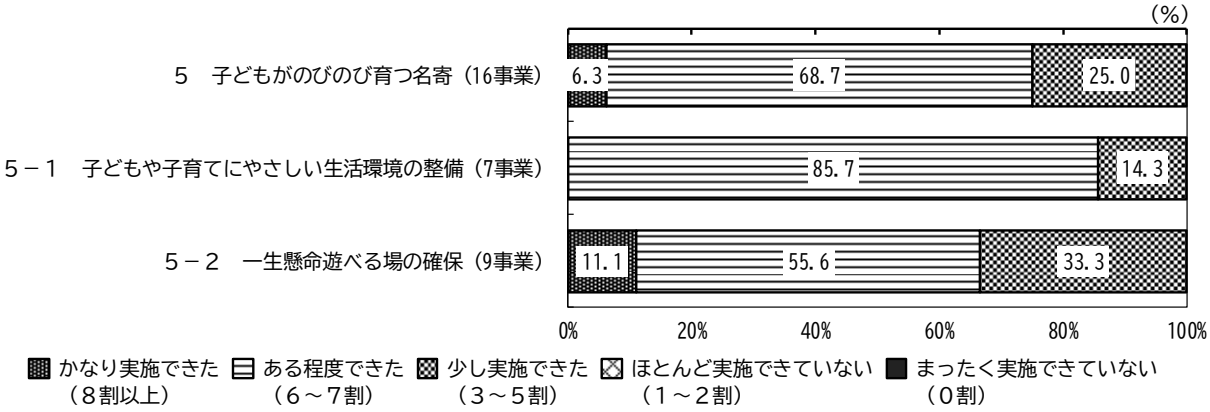

（６）基本目標６：子どもの権利が尊重される名寄（16 事業）

◆一定の取組ができた施策・事業

○６－１　子どもたちが安心して生きるための支援

・子どもたちが平等に健康に育つための支援：医療費の心配をせず、子どもたちが安心して受診できるよう乳幼児等医療費助成に取り組んできました。

○６－２　子どもたちが虐待や犯罪から守られる支援

・児童虐待への適切な対応：関係機関からの相談に応じ、名寄市要保護児童対策地域協議会のケース会議を随時開催し、児童の最善の利益となるよう努めてきました。

・里親制度の活用促進：保護者からの相談や要保護児童の健全育成に対応するため、児童相談所と連携しながら里親制度の活用を図ってきました。

○６－３　子どもたちが平等で自分らしく育つ支援

・平等に教育・保育を受けるための低所得家庭への助成：安心して幼児教育・保育が受けられるよう市独自の保育料設定を行うなど低所得家庭への支援に努めてきました。

○６－４　子どもたちの意見反映や参加するための支援

・市政への子どもの意見の反映：小中高校いじめ防止サミットの開催のほか、子どもたちが自分の考えやアイデアを発表する機会として「ふるさと未来トーク」を実施してきました。

◆取組が十分ではなかった施策・事業

○６－４　子どもたちの意見反映や参加するための支援

・体験学習に参加する支援：青少年の参加がないため、道主催の青少年体験活動などへの支援実績はありませんでした。

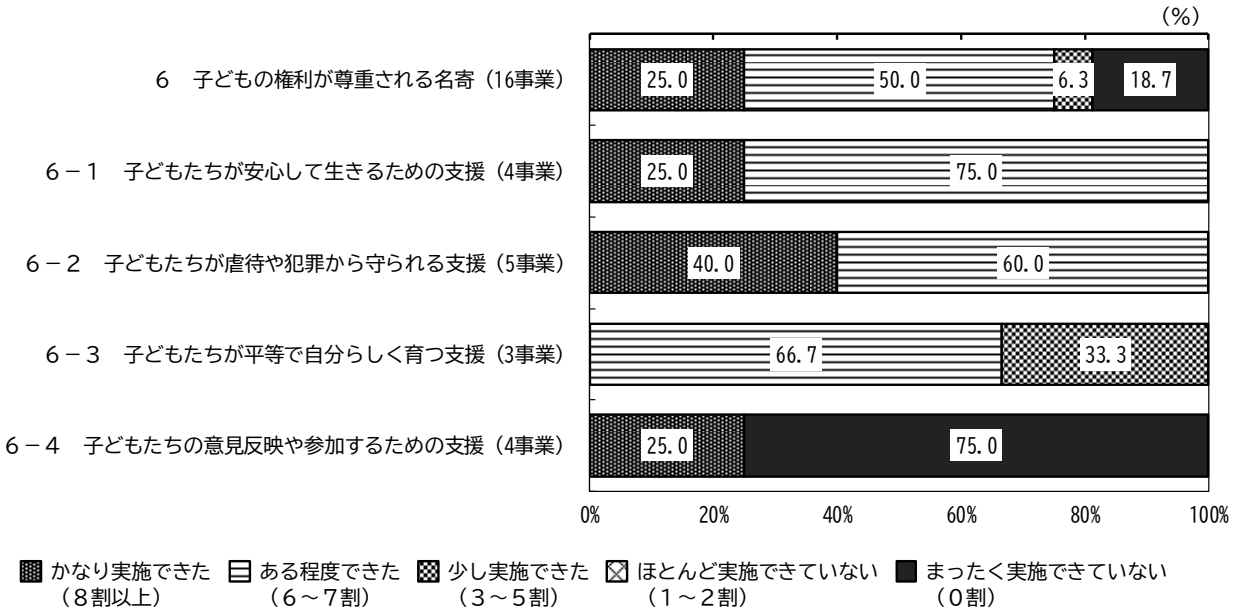

第３章　子ども・子育て支援の基本的な考え方

１　計画の基本的な考え方

子ども・子育て支援は、子どもの権利条約の基本原則である「子どもの最善の利益」が実現される地域社会をめざすものであり、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとすることが必要です。

また、障がい、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性の高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とするものであり、身近な地域において、法に基づく給付その他の支援を可能な限り講じるとともに、関連する諸制度との連携を図る必要があります。

子ども一人ひとりが本来もっている力を伸ばしながら、健やかな成長を等しく保障するため、令和２年度から５か年における各施策・事業を進めていくものです。

2　基本理念

名寄（ここ）で育って、名寄（ここ）で育てて
『よかった』といえるまちをめざして

平成27年３月に策定した第１期名寄市子ども･子育て支援事業計画の基本理念である、『ここで育って、ここで育ててよかったといえるまちをめざして』を継続して基本理念として掲げます。

私たちは、秀峰ピヤシリを望み、天塩川の恵みに育まれた美しい緑と樹氷きらめくまち、名寄の市民です。厳しい風雪に耐え抜いた開拓者精神を受け継ぎ、郷土を愛する心を大切にしながら明るく、生き生きとした名寄市の発展に努めます。

平成 18 年にスタートした新名寄市におけるこの市民憲章の理念は、私たちの生活の原点であり、子どもたちにしっかりと受け継いでいかなければなりません。

・雪解けが遅い名寄の春

フキノトウが顔を出した道を、背中に大きなランドセルを背負った新 1 年生がお友だちと一緒に登校する姿を見かけます。

・短く暑い名寄の夏

学校や保育所では運動会が行われ、子どもたちがたくさんの声援を受け元気に走り回り、ひまわり畑では太陽に向かい元気に背伸びしている姿を見かけます。

・紅葉が早い名寄の秋

学校や保育所では学芸会や発表会が行われ、田畑では収穫、鮮やかに色づいた木々から葉が落ちる頃には、冬支度の準備をする姿を見かけます。

・厳しく長い名寄の冬

あたり一面銀世界となり、子どもたちが雪合戦や雪だるまづくり、スキーを履いて元気いっぱいに滑る姿を見かけます。

名寄市民は、四季を通して自然との共生や約半年間にわたる雪の中での生活で、地域の人たちと交流しながら元気に暮らしています。名寄で暮らす子どもたちが、生き生きと成長し、「名寄（ここ）で育ってよかった」といえるまち、また名寄で子どもを育てた保護者たちが、「名寄（ここ）で育ててよかった」といえるまちをつくります。

3　基本目標

「名寄（ここ）で育って、名寄（ここ）で育ててよかった」といえるまち、一人ひとりが自信をもって誇れるまちをめざして、６つの基本目標を掲げ、子ども・子育て支援策を進めていきます。

基本目標１：子育てと就労が両立できるまち

保育サービスなどがきめ細かく提供され、勤め先でも子育てに対する理解が得られることで、保護者の負担軽減が図られ、安心して子どもを産み育てることができるまちをめざします。

基本目標２：子育て家庭が支えられるまち

子どもたちとその保護者が、心身ともに健康で暮らせるまちをめざします。

また、障がいのある子どもとその保護者やひとり親家庭などが不安や悩みを抱え込むことなく、安心して暮らせるまちをめざします。

基本目標３：生きる力が育まれるまち

名寄で暮らす子どもたちや、名寄を巣立っていく子どもたちが、皆、ふるさとへの誇りと人を思いやるやさしさをもち、生きる力と生涯にわたって学び続ける意欲をもてるまちをめざします。

基本目標４：みんなで子どもを育てるまち

家庭では家族全員が子育てに協力し合い、地域では住民が子育て世帯と協働し合い、地域社会全体で子どもを育てるまちをめざします。

基本目標５：子どもがのびのび育つまち

恵まれた広大な自然に触れることで、子どもたちの興味や関心が無限に広がり、一生懸命に遊び、学び、のびのび育つまちをめざします。

基本目標６：子どもの権利が尊重されるまち

家庭、地域、事業所、行政、関係機関などが互いに連携しながら子どもたちを見守り、子どもの権利を尊重しながら、安全で健やかに育つまちをめざします。

4　施策の体系

1．子育てと就労が両立できるまち	1-1 多様な保育サービスの充実
	1-2 放課後児童対策の充実
	1-3 子育てしやすい就労環境の整備
2．子育て家庭が支えられるまち	2-1 情報提供・相談の充実と交流の推進
	2-2 健康づくりの推進
	2-3 障がい児・家庭への支援の充実
	2-4 ひとり親家庭への支援の充実
3．生きる力が育まれるまち	3-1 生きる力を育てる教育の推進
	3-2 多様な体験活動の推進
4．みんなで子どもを育てるまち	4-1 男女共同参画の推進
	4-2 地域子育て力の向上
5．子どもがのびのび育つまち	5-1 子どもや子育てにやさしい生活環境の整備
	5-2 一生懸命遊べる場の充実
6．子どもの権利が尊重されるまち	6-1 子どもたちが安心して生きるための支援
	6-2 子どもたちが虐待や犯罪から守られる支援
	6-3 子どもたちが平等で自分らしく育つ支援
	6-4 子どもたちが意見発表や参加するための支援

5　各主体の役割

目標の実現に向けて家庭、地域、事業所、行政、関係機関などがそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携、協力を図りながら社会全体で進めていきます。

1　家庭の役割

子どもにとって家庭は、生活や人生の基本となる場であり、家庭が安定することで、安らぎや憩いを得ることができます。

また、基本的な生活習慣や生活能力、他人に対する思いやり、善悪の判断能力など、学校や認定こども園、幼稚園、保育所だけでは習得できない、しつけについても、家庭の最も重要な役割のひとつであることを再認識する必要があります。

2　地域の役割

子どもは生活の中で多くの人や物に触れ、次々と新しいことを体験しながら育っていきます。地域は、子どもにとって家庭に次ぐ身近な生活の場であり、保護者にとっても身近で重要な子育ての場です。

子どもも大人も皆、積極的に地域に関わりをもち、地域社会全体で子育てを見守る体制が必要です。

3　事業所の役割

市内の事業所は、育児休業制度の定着、就労時間の短縮、妊産婦の健康管理の充実などに努め、子育て家庭に配慮した就労環境づくりを担います。

また、地域の一員として、子どもの健全育成や子育て支援の取組に対して、積極的に関わることが必要です。

4　行政などの役割

市は、子ども・子育て支援事業計画の策定主体として、計画内容を広く市民に周知・啓発するとともに、国・道、事業所、地域、家庭などと連携・協力しながら各種施策を計画的に推進していきます。

また、国・道に対して、子育て支援に関わる補助制度などの一層の充実を要望していきます。

第４章　子ども・子育て支援策の展開

１　子育てと就労が両立できるまち

保育サービスなどがきめ細かく提供され、勤め先でも子育てに対する理解が得られることで、保護者の負担軽減が図られ、安心して子どもを産み育てることができるまちをめざします。

１－１　多様な保育サービスの充実

■施策目標

市や民間事業者、住民など様々な主体が、多様な保護者ニーズに対応したきめ細かいサービスの充実に努めます。

■主要施策

（１）多様なニーズに対応した保育の充実

認定こども園、保育所において、低年齢児保育、延長保育、一時保育をはじめ、多様な保育サービスの充実に努めます。

また、保育ニーズの現状を分析し、公立・民間の役割について検討していきます。

主要施策	具体的な取組
低年齢児保育の充実	０歳児からの受け入れを行うため、保育士の確保を図るとともに、認可外保育施設など市の保育資源全体を活用しながら希望者の入所に努めます。 産休明けや育児休業明けの年度途中入所希望者の増加に対し、受け入れができるよう努めます。
一時保育の実施	保護者などが一時的・緊急的に保育できなくなった場合に保育所などで預かる制度で、市内３か所で実施しており、今後も継続していきます。
病後児保育の充実	市内１か所で実施しています。 保護者ニーズを踏まえながら、利用拡大に向けて検討していきます。
延長保育の充実	保護者ニーズを踏まえながら、民間事業所と連携し 19 時以降の実施について検討していきます。
幼稚園型保育の活用	幼稚園などで実施している在園児対象の預かりに加え、保護者ニーズに対応した一時預かりの活用について検討していきます。
夜間保育・休日保育の充実	保護者ニーズを踏まえながら、民間事業所と連携し実施について検討していきます。

主要施策	具体的な取組
トワイライトステイ事業の検討	保護者の夜間勤務や休日勤務などにより、児童養護施設などで児童を預かり生活指導や夕食の提供を行う事業です。 民間施設やファミリー・サポート・センター事業の活用などを検討していきます。
ショートステイ事業の検討	保護者の急病や育児疲れの解消などのため、一時的に児童養護施設などにおいて、児童を預かる事業です。 民間施設やファミリー・サポート・センター事業の活用などを検討していきます。

（２）保育内容の向上

安心して子どもを預けられるよう、職員の資質の向上、保育施設の整備などにより、保育内容の向上を図ります。

主要施策	具体的な取組
保育士などの資質向上	各種研修会などへの参加を通じて、保育士などの資質の向上に努めます。
保育所地域活動事業の推進	地域との交流の中で見守られながら成長することは、社会性を身に付けることにつながることから、地域の協力を得ながら保育の向上と地域との交流を図ります。
保育施設の充実	第１期計画期間においては、認定こども園１園、小規模保育事業所１か所、認可外保育所１か所が改築されました。 老朽化している公立保育所においては、少子化の動向、ニーズ量を把握しながら、早期改築に努めます。
へき地保育所の維持	地域住民の協力を得ながら、へき地保育所を運営しています。 今後も地域の協力を得ながら維持されるよう努めます。
食育の推進	地域の農産物を活用しながら、様々な献立を提供するとともに、手作りおやつの提供などを行っています。 また、食物アレルギーに配慮した献立を提供しています。 今後も保育所などにおける食育を推進します。

（３）教育・保育費用の負担軽減

諸制度の活用や、国などへの要望により、認定こども園や幼稚園、保育所の保育料の負担軽減に努めます。

主要施策	具体的な取組
幼児教育・保育の無償化	令和元年 10 月から、国の幼児教育・保育の無償化が開始され、認定こども園、幼稚園や保育所などの３歳以上児及び３歳未満児の市民税所得割非課税世帯の保育料が無償となりました。 今後は多子世帯の保育料軽減の拡充について検討していきます。

（４）住民・民間企業などとの連携

行政による保育サービスを補完する貴重な役割を担う認可外保育施設において、保育の充実と受け皿確保のため連携していきます。

主要施策	具体的な取組
認可外保育施設の充実推進	市内には４か所の認可外保育所があります。 保育内容の充実を図るとともに、今後も地域型保育事業が活用できるよう取組を進めます。

１－２　放課後児童対策の充実

■施策目標

子育てと仕事の両立支援や子どもの健全な育成を図るため、放課後児童クラブの充実に努めます。

■主要施策

（１）放課後児童対策の充実

放課後児童クラブの充実を図るとともに、保護者ニーズに対応したサービスの提供に努めます。

主要施策	具体的な取組
放課後児童クラブの環境整備	平成 28 年 12 月に東児童クラブが開設したことにより、市街地区の小学校区にそれぞれ１か所の公設児童クラブ・民間学童保育所が設置されています。 保護者の子育てと仕事の両立を支援するとともに、放課後における児童の遊びや生活の場として、施設運営の充実や環境整備に努めます。
放課後児童クラブの充実	年間を通じて遊びやスポーツ、体験活動を実施するとともに、地域の方たちと異世代交流を図るなど、児童の健全育成に努めています。 公設児童クラブでは、平成 29 年度から土曜日や小学校の休業日における開館時間を午前８時 30 分から午前８時に繰り上げました。 今後も子どもの心身の健康を増進するとともに、安全安心な居場所を提供するため、保護者ニーズに合わせた放課後児童クラブの充実に努めます。
放課後児童クラブ利用料金の支援	民間学童保育所に対し、管理運営事業補助金を拡充し、安定した施設運営を支援するとともに、保育料（利用料）減額などの利用者に対する負担軽減を実施しています。 今後も民間学童保育所に対する補助金を継続していきます。
放課後児童支援員の資質向上	各種研修会への参加や、道認定の「放課後児童支援員認定資格」講習を順次受講するとともに、公設児童クラブと民間学童保育所の交流や自主研修会等、様々な研修の場を確保し、必要な知識や技能の習得など、支援員の資質向上に努めます。

１－３　子育てしやすい就労環境の整備

■施策目標

子育てと仕事が両立できるよう、就労環境の整備を推進するとともに、出産や育児などにより退職した女性の再就職の支援に努めます。

■主要施策

（１）働き方の見直しの推進

子育て中の保護者が、子育てと仕事を両立できるよう、育児休業制度の普及・定着を推進するとともに、労働時間の短縮、フレックスタイム制度の導入など労働条件の改善について事業主への啓発に努めます。

主要施策	具体的な取組
育児休業制度の普及・定着	広報なよろや市のホームページを通じて、育児休業制度の周知・啓発に取り組んでいます。 今後も制度の普及・定着を推進します。
労働条件改善への働きかけ	男性を含めた働き方の見直しにより子育てと仕事の両立ができるよう、労働時間の短縮や有給休暇の取得推進、フレックスタイム制度などの導入について、事業主への啓発を図ります。

（２）再就職の支援

出産や育児などにより退職した女性の再就職の支援に努めます。

主要施策	具体的な取組
事業者への支援	出産や育児などにより退職した女性の再雇用を推進するため、事業者への啓発や国・道などの助成事業の利用促進に努めます。
保護者への支援	待機児童解消緊急対策事業の実施により、保育士確保を進めることで待機児童の解消を図ってきました。 女性が再就職しやすい保育環境の整備のほか、上川北部人材開発センターと連携を図り、職業上必要な知識・技術などの習得機会の拡大に努めます。

２　子育て家庭が支えられるまち

子どもたちとその保護者が、心身ともに健康で暮らせるまちをめざします。

また、障がいのある子どもとその保護者やひとり親家庭などが不安や悩みを抱え込むことなく、安心して暮らせるまちをめざします。

２－１　情報提供・相談の充実と交流の推進

■施策目標

個々の家庭状況や子どもの発達段階に応じた適切な情報提供・相談体制づくりに努めるとともに、保護者同士の交流や相互の助け合いを推進し、悩みや不安の軽減、解消を図ります。

■主要施策

（１）情報提供体制の充実

妊娠期から子育て期に応じて適切な情報を提供し、全ての家庭が情報不足にならないよう取り組みます。

主要施策	具体的な取組
多様な媒体による子育て情報の提供	広報なよろや市のホームページのほか、子育てガイドブック、子育て関係機関が発行する各種パンフレットを活用し、子育てに関する情報を提供するとともに、子育て世代が情報を取得しやすい環境整備に努めます。
母子保健カレンダーの充実	母子保健事業の全ての内容・日程を網羅した情報媒体として、新規事業などを更新しながら内容の充実に努めます。
子育てサークルなどからの情報発信支援	子育てサークルやボランティアなどによる情報が、より多くの子育て世代に行き届くよう支援していきます。

（２）相談体制の充実

子育てサービスに関する相談、子育てに対する不安や悩みを抱える保護者たちが気軽に相談できる体制づくりの拡大に努めます。

主要施策	具体的な取組
子育て相談体制の充実	子育てサービスや子育てに対する不安や悩みに対し、ワン・ストップできめ細やかな相談支援を実施するために、保健センターにおいて子育て世代包括支援センター事業を実施しています。 また、子どもの発達や家庭の状況などに応じて、子ども家庭総合支援拠点事業や医療機関、基幹相談支援センター、子育て支援サービス機関、教育委員会などの関係機関との連携を強化し、一人ひとりの子育てに寄り添った切れ目ない相談体制の充実に努めます。
いじめ・不登校などに関する相談体制の充実	児童生徒や保護者からの不登校などに関する悩みや問題に対し、学校や関係機関と連携し早期解決に向けて対応しています。 出来るだけ早い段階で相談できるよう、パンフレットの配布、ポスターの掲示、夜間相談日の設定など、相談しやすい体制づくりに努めます。
児童虐待に関する相談体制の充実	名寄市要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関の連携を図ってきました。 また、子ども家庭総合支援拠点事業を実施し、相談体制の充実に努めています。 今後も児童虐待に対応する相談員のスキルアップを図ります。
地域の見守り体制の充実	町内会ごとの活動を基本に子どもから高齢者、障がい者に至るまでの様々な相談や見守りを行っている民生委員児童委員と連携を図り、子育て世帯が抱える課題解決に向けて対応していきます。
各相談員の資質向上	相談内容の多様化・複雑化に対応し、相談者のニーズに応じた的確なアドバイスが提供できるよう、各相談員の研修会への参加により、資質の向上に努めます。
インターネットによる相談体制の充実	子育ての不安や悩みをもつ保護者からの相談をメールで受付けをするなど、インターネットを活用した相談体制の充実に努めます。

（３）子育て交流の推進

身近に協力者や相談者のいない保護者、悩み・不安を抱えた保護者が家庭や地域の中で孤立することがないよう、交流機会の充実を図ります。

主要施策	具体的な取組
子育て各時期における交流機会の充実	妊娠期、出産期、乳児期、幼児期、学齢期など、各時期に交流を図れるよう、保健センターや地域子育て支援センター、児童センターなどを中心に、子どもや子育てに関する講座やイベントの充実を図ります。
子育て世帯の多様な社会参加の推進	各種講座やイベントに子育て世帯の保護者が参加しやすいよう託児サービスを実施し、社会参加を推進します。
交流施設の充実	子育て世帯の交流の場として、地域子育て支援センターを２か所開設しています。 今後も子育て世帯が交流できる施設の充実を図ります。
子育て支援活動への助成	子育て支援の推進を図るため、市内において子育て家庭を支援する活動を実施する団体に対する助成を継続していきます。

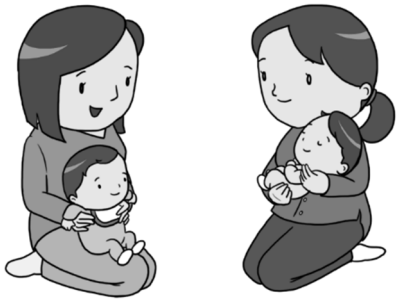

２－２　健康づくりの推進

■施策目標

子どもと保護者が心身とも健やかに暮らせるよう、保健・医療サービスの充実を図ります。

■主要施策

（１）保健サービスの充実

妊娠・出産期からの切れ目ない支援体制の充実を図り、健康づくりの推進に努めます。

主要施策	具体的な取組
母子保健の知識の普及	母子健康手帳の交付や啓発冊子の配布などにより、妊娠・出産・子育てに関する必要な情報提供を行い、母子保健の知識の普及に努めます。
各種健診の充実	各種健診を通じて障がいや疾病を早期に発見することで、早期治療や療育につなげるなど、子育てに携わる関係機関と連携しながら支援を行っています。 また、平成 30 年 10 月からは、産後 2 週間・1 か月の産婦への健康診査の費用を助成しています。 今後も各種健診の充実に努めます。
母子保健講座の充実	子育て中の保護者が健康づくりや食育などについての正しい知識を得るために実施する母子保健講座の充実に努めます。
訪問指導の充実	妊娠・出産期から支援を必要とする家庭への訪問や、乳児家庭全戸訪問事業を実施し、早期から必要なサービスや適切な支援へつなげられるよう進めています。 また、平成 30 年 10 月からは、助産師が自宅に訪問し、心身のケアや育児のサポートなどを実施するための費用の一部を助成する「産後ケア事業」を実施しています。 今後も安心して子育てができる支援の充実に努めます。
歯科保健の充実	妊娠期から母子保健事業を通じて歯科衛生士による歯科相談や講話の実施、医療機関によるフッ化物塗布の周知や受診勧奨を図ります。
感染症予防の推進	感染症発生動向を把握し、流行状況を市のホームページに掲載するなど感染症対策を実施しています。 定期予防接種については、適切な時期に安心して接種が受けられるよう医療機関での接種体制の整備を図ります。
小児生活習慣病予防の推進	小児生活習慣病の予防に向け、関係機関が連携しながら、個々の状態に応じた指導をするなど生活習慣の改善を促していきます。
保護者の健康づくりの推進	乳幼児健診等の機会を通じて、がん検診や特定健診、なよろ健康マイレージ、健康まつりなどの保健事業の周知・啓発を図り参加を促していきます。

（２）医療サービスの充実

必要なときに適切な治療を受けることができるよう、周産期医療、不妊医療、小児医療、救急医療の体制を充実します。

主要施策	具体的な取組
周産期医療の充実	名寄市立総合病院には、産婦人科や小児科の各診療科の医師をはじめ、助産師や看護スタッフの適正な配置、陣痛分娩室（ＬＤＲ）や新生児特定集中治療室（ＮＩＣＵ）なども完備されており、安心して出産できる環境を整備しています。 また、出産を控えた母親教室（月２回）、平成 30 年 10 月から産後うつの予防などを目的に産後２週間健診（週２回）を開始しています。 今後も周産期医療の充実に努めます。
不妊医療の充実	名寄市立総合病院を中心に、不妊に関する相談・情報を提供し、不妊医療の充実に努めます。
小児医療、救急医療体制の整備	名寄市立総合病院では、365 日・24 時間、常に小児科医師が勤務しており、いつでも小児専門医療が受けられます。 今後も医療スタッフの確保を図り、子どもが常に迅速・適切に救急医療を受けられる体制の整備に努めます。

（３）各種助成等の充実

既存の各種経済的支援制度の周知を図るとともに、助成の拡大に向け検討を進めます。

主要施策	具体的な取組
支援制度の周知の推進	妊産婦健診・入院助産制度など妊娠・出産及び子育てに関する各種経済的支援制度の利用を推進するため、広報なよろや市のホームページ、子育てガイドブックのほか、各種パンフレットを活用し周知に努めます。
子どもの医療費助成の拡大	子どもが安心して医療を受けられるよう、北海道医療助成制度を活用しながら乳幼児等医療費の無償化を行っています。 今後も子どもの医療費助成の拡大に向けた具体的な検討を進めます。

２－３　障がい児・家庭への支援の充実

■施策目標

障がいのある子どもやその保護者が安心して暮らし続けられるよう支援に努めます。

■主要施策

（１）療育体制の充実

発達の遅れや障がいのある子どもが健やかに成長できるよう、療育・訓練の充実に努めます。

主要施策	具体的な取組
療育内容の充実	こども発達支援センターでは、指導員のスキルアップを図るとともに、専門的な療育については関係機関からの専門職派遣など、療育サービスの充実を図ってきました。 今後も子どもに携わる関係機関が連携を密にして切れ目ない支援に努めます。

（２）障がい児教育・保育の充実

教育・保育施設で障がい児を受け入れるとともに、教育・保育の充実を図ります。

主要施策	具体的な取組
就学前の障がい児教育・保育の充実	就学前の障がい児が必要な教育・保育を受けられるよう、保育士などの加配や障がい児保育研修への参加を推進するとともに、こども発達支援センターなどの関係機関と連携し教育・保育内容の充実に努めます。
就学後の障がい児教育の推進	本市の特別支援連携協議会を通じて、特別支援教育の共通理解を図るとともに、教員の資質向上のため研修会などを実施しています。 今後も児童生徒などが必要としている教育的ニーズをきめ細かく把握し、指導や支援の充実を図ります。
特別支援教育の推進	学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症などを含め、障がい等のある児童生徒への総合的な支援体制の整備及び指導や支援の充実を図るため、特別支援教育コーディネーターを校内分掌に位置づけ、校内支援体制を整備しています。 また、幼児、児童生徒の障がいの有無を判断したり、望ましい教育的対応について専門的意見を示す、本市特有の特別支援教育専門家チームの継続など、今後も就学前から卒業後にわたる切れ目ない支援に努めます。

（３）障がい児福祉サービスの充実

障がいのある子どもが乳幼児・小・中・高と一貫した支援が受けられるように関係機関と連携し、サービスの充実を図ります。

主要施策	具体的な取組
経済的な支援	国の制度に基づき、重度障害者・精神障害者医療費の助成、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、心身障害者扶養共済制度など、各種経済的支援について制度の周知と活用を支援していきます。
生活支援の充実	障がいのある子どもやその保護者の生活を支援するサービスの充実と利用促進に努めます。 また、障がい児を支援する各種ボランティアの育成と活動の活性化を図ります。

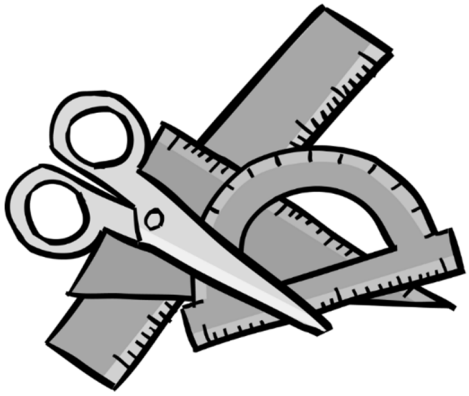

２－４　ひとり親家庭への支援の充実

■施策目標

ひとり親家庭で養育されている子どもの健全育成のため、相談や支援体制の充実に努めます。

■主要施策

（１）ひとり親家庭への支援の充実

ひとり親家庭の子育ての不安や悩みを解消するため、支援の充実を図ります。

主要施策	具体的な取組
ひとり親家庭の相談体制充実	母子・父子自立支援員を中心に、民生委員児童委員などと連携し、相談体制を充実します。
経済的な支援	母子・父子・寡婦福祉資金貸付、児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成、保育料の軽減など、ひとり親家庭への経済的支援を行っています。 今後も制度の周知と活用を支援していきます。

３　生きる力が育まれるまち

名寄で暮らす子どもたちや、名寄を巣立っていく子どもたちが、皆、ふるさとへの誇りと人を思いやるやさしさをもち、生きる力と生涯にわたって学び続ける意欲をもてるまちをめざします。

３－１　生きる力を育てる教育の推進

■施策目標

各認定こども園、幼稚園、学校がそれぞれの特徴を活かしながら、子どもたちの個性を伸ばし、創造性を育みながら、自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる能力を培う教育を推進します。

■主要施策

（１）就学前教育の充実

幼児期は人間の一生のうちで心身ともに最もめざましく発達し、人間形成の基礎を培う大事な時期であるといわれています。この幼児期の教育の主要な担い手である幼児教育の充実を図ります。

主要施策	具体的な取組
幼児教育の推進	基本的な生活習慣を身に付けるために、各認定こども園、幼稚園の個性あふれる教育の充実を図ります。 また、複数の教諭によるチーム保育・教育などを推進します。
教諭の資質向上	各種研修会などへの参加を通じて、教諭の資質の向上に努めます。
３歳児の受け入れの推進	認定こども園、幼稚園において、満３歳児からの受け入れを推進します。
預かり保育の充実	認定こども園、幼稚園での放課後の預かり保育の充実を図ります。
一時保育の検討	認定こども園、幼稚園で未就園児を一時的に預かるサービスの実施について検討します。
施設・設備の整備	充実した就学前教育を提供するために、認定こども園、幼稚園の施設・設備の整備、充実を図ります。
地域に開かれた幼児教育の推進	幼児教育・保育の専門的知識を活かし、保護者の育児不安の解消や、乳幼児の生活習慣の獲得に向けた交流の場の提供など、地域に開かれた認定こども園、幼稚園づくりを推進します。
食育の推進	地域の農産物を有効活用することで、食に対する理解を深め、認定こども園、幼稚園における食育を推進します。

（２）学校教育の充実

豊かな心をもち、自ら学ぶ力と社会の変化に主体的に対応するたくましい人間の育成をめざし、名寄市学校教育推進計画に基づいて、各学校がその特質を活かした教育を推進します。

主要施策	具体的な取組
情報教育の推進	「北海道における教育の情報化推進指針」を踏まえ、先進的な実践事例の普及など、ＩＣＴを活用した学習活動などの推進を図っています。 また、令和２年４月から小学校で必修化されたプログラミング教育を円滑に実施するとともに、教員の指導力の向上を図るなど情報教育の推進に努めます。
国際理解教育の推進	本市には２名の外国語指導助手を配置しており、学校規模に応じて日数を決定し派遣しています。 学級担任をはじめとした教員の実践的な指導力を一層高め、外国語活動の充実を図ります。
道徳教育の推進	豊かな心の育成については、規範意識や公正な判断力、自他の生命を尊重する心などを育てることが大切なことから、道徳の時間を要として家庭や地域社会との連携を図りながら、学校の教育活動全体を通じて道徳性を養う指導を推進します。
食育の推進	児童生徒の発達段階に応じ、食に関する正しい知識や望ましい食習慣などを身に付けることができるように指導の充実に努めるとともに、栄養教諭の専門性を活かし、給食の時間をはじめとする特別活動、関連する各教科などにおいて、教育的な効果を引き出すよう取り組みます。
健康、体力の維持増進	児童生徒の体力・運動能力をバランスよく育むとともに、望ましい生活習慣や運動習慣などの定着を図るため、名寄市教育改善プロジェクト委員会を中心に、家庭・地域と連携して体力の向上を図る効果的な取組や運動習慣などの改善を図る取組をさらに推進します。
小規模校の教育の推進	小規模校における通学区域外の就学制度（バリアフリースクール）を設け、豊かな自然環境に恵まれた本市の郊外小規模校において、児童生徒の豊かな心とたくましい体を育成するため、基幹産業を活用した特色ある学習活動の工夫に努めます。
いじめや不登校への対応	いじめや不登校、薬物乱用、ネット上のいじめや出会い系サイトなどによる被害の未然防止を図るとともに、早期発見・早期指導を行うため、校内の協力体制を確立し、家庭や地域社会、生徒指導・補導協議会や教育相談センターなどの関係機関との連携強化に努めます。
教職員の資質向上	名寄市教育研究所の研究班活動や名寄市教育改善プロジェクト委員会などと連携を図り、小中学校が一体となった研修を行い、教職員の資質向上に努めます。
地域とともにある学校づくりの推進	学校と家庭・地域が教育方針の目標を共有し、ともに協働して組織的に課題に対応する地域とともにある学校、いわゆるコミュニティ・スクールの取組の充実を図ります。

３－２　多様な体験活動の推進

■施策目標

明日の名寄を築く豊かな心の育成をめざし、名寄の自然や人々といった資源を活かしながら、子どもの多様な体験機会の創出に努めます。

■主要施策

（１）体験教育・体験保育の推進

幼児教育・保育施設、学校では、地域の協力を得ながら、各施設の特色を活かした多様な体験機会の充実を図ります。

主要施策	具体的な取組
体験教育・体験保育の提供	幼児教育・保育施設では、自然体験、生活体験、社会体験など学習機会の提供に努めます。
自然を活かした体験活動の推進	北国博物館での「小さな自然観察クラブ」や名寄市子ども会育成連合会との連携による「わくわく！体験交流会」「へっちゃ LAND」など自然を活かした活動機会を提供してきました。 今後も自然と親しむことのできる体験活動の推進に努めます。
生涯学習活動への参加の推進	名寄市公民館事業として、親子で参加する市民講座や「子ども写生会」、「子ども料理教室」などの青少年健全育成事業を実施しています。 今後も子どもをはじめ様々な世代が楽しむことのできる講座の実施に努めます。

（２）地域活動の推進

子ども会をはじめ各種地域活動を通じて、子ども同士の連帯感を養成するとともに、地域住民としての意識づくりを推進します。

主要施策	具体的な取組
子どもの交流活動の活性化	名寄市子ども会育成連合会と連携し、「名寄市子ども会フットサル大会」などを開催することで、子ども同士の交流機会の創出を図ってきました。 今後も社会教育で行う各種行事を通じて、子どもたちの参加機会の提供に努めます。

（３）スポーツ活動の推進

スポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブ活動を中心に、子どものスポーツへの参加を推進し、健康づくり、体力づくり、仲間づくりを図ります。

主要施策	具体的な取組
スポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブ活動の活性化	体育協会等を通じて側面的支援を行うとともに、指導者を対象とした講習会などを広く実施しています。 今後も指導者が指導しやすい環境づくりを検討し、活性化に努めます。
競技スポーツの振興	子どもたちの競技力向上を図るため、合同キャンプや講習会を実施しています。 小中高と競技スポーツを続けられるよう、時代にあった新たな育成環境について検討していきます。
スポーツ教室の充実	スポーツ団体間の調整を図り、効果的なスポーツ教室の開催を検討するとともに、親子でスポーツを体験できる機会を提供に努めます。

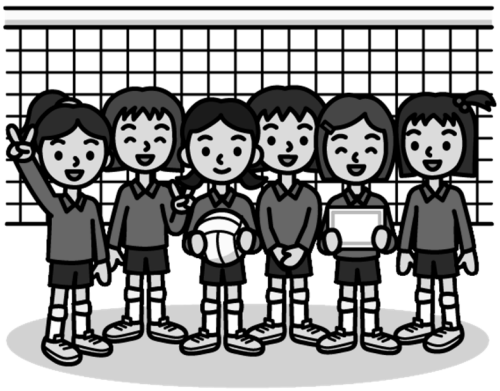

４　みんなで子どもを育てるまち

家庭では家族全員が子育てに協力し合い、地域では住民が子育て世帯と協働し合い、地域社会全体で子どもを育てるまちをめざします。

４－１　男女共同参画の推進

■施策目標

男女の固定的な役割分担意識の是正や、社会慣習の解消・改善を啓発し、社会全体の男女共同参画を推進します。

■主要施策

（１）子育てと社会全体の男女共同参画の推進

女性と男性が協力して育児などを担い、男女共同参画による子育てを推進します。

主要施策	具体的な取組
啓発活動の推進	男女が互いに尊重し、あらゆる分野でともに活躍しやすい環境をつくるため、広報なよろや市のホームページなどを活用し、啓発活動を推進します。
男女平等教育の推進	一人ひとりがもつ個性や能力を発揮できるよう、小中学生用のリーフレットを作成・配布して、男女平等教育を推進してきました。 今後も男女が共同して家事・育児などを行うことの大切さを啓発していきます。
女性の社会参加推進	地域や社会活動などへ女性が参加しやすい環境づくりに努めます。

４－２　地域子育て力の向上

■施策目標

誰もが子育て家庭への関心をもち、地域住民との交流や見守り活動などを通じて、地域における子育て支援の向上を図ります。

■主要施策

（１）社会全体の子育て力の向上

子育てについて、誰もが関心をもてる取組を進めます。

主要施策	具体的な取組
命の尊さを学ぶ教育の推進	特別の教科である道徳を要として、全ての教育活動において、児童生徒が道徳的な価値について感じたり考えたりしながら、自己の生き方や人間としての生き方、命の尊さなどについての自覚を深めるよう、指導の充実に努めます。
子育てへの関心の向上	子育てに喜びや楽しみが感じられる社会づくりをめざして、子育てへの関心がもてるよう広報なよろや市のホームページなどを通じて啓発に努めます。

（２）地域子育て機能の充実

市内の多様な施設や組織、人材を活用し、地域子育て機能の充実を図ります。

主要施策	具体的な取組
幼児教育・保育施設での交流の推進	親子お出かけバスツアーや子育て支援センター、保育所などの行事において、地域住民と児童との交流を行ってきました。 今後も地域住民との交流や保護者同士が交流できる場の充実に努めます。
町内会活動の支援	子ども会の活動・運営や子どもの見守り活動など、安全・安心な子育て環境の整備を進める町内会活動の支援に努めます。
ファミリー・サポート・センター事業の充実	急な残業等による保育所の送迎や、緊急時の保育など多様な保護者ニーズに対応するため、ファミリー・サポート・センター事業を実施しています。 今後も保護者が利用しやすいよう周知・啓発に努めます。

（３）子育てを支援する人材の育成

名寄市立大学の教育の充実を図るとともに、地域の子育て人材の育成に努めます。

主要施策	具体的な取組
名寄市立大学との連携	子育てに携わる専門的人材を養成する名寄市立大学と連携を図り、保育士確保の環境づくりに努めます。

5　子どもがのびのび育つまち

恵まれた広大な自然に触れることで、子どもたちの興味や関心が無限に広がり、一生懸命に遊び・学び、のびのび育つまちをめざします。

5－1　子どもや子育てにやさしい生活環境の整備

■施策目標

子どもや子育てにやさしい生活環境の整備に努めます。

■主要施策

（1）子どもや子育てにやさしいまちづくりの推進

子どもや子育てにやさしい住環境の整備をするとともに、子どもや妊産婦、親子連れが安心して出かけられるまちづくりを進めます。

主要施策	具体的な取組
除雪・排雪体制の強化	除雪・排雪体制の強化により、冬でも子どもが安心して生活できるまちづくりを進めます。
子育て支援設備の整備	子ども連れでも安心して利用できるように、講演やイベントに広く利用される公共施設などにおいて、スロープの整備、トイレ内へのベビーチェアや授乳スペースなどの設置を推進します。
公共交通機関の維持・確保	子どもの通学や親子連れでの外出などの交通手段である、鉄道やバスの維持・確保に努めます。
住宅取得の支援	子育て中の若い世帯の住宅取得を促すため、住宅改修に関する支援や住宅取得時の費用助成などについて検討を行います。 また、住宅ローン減税やすまい給付金など、住宅取得に係る支援制度などの情報提供に努めます。

（２）安全・安心の確保

子どもに最大限配慮した防災・防犯・交通安全対策を推進します。

主要施策	具体的な取組
交通安全施設などの整備	市道の白線補修改修や警戒標識の設置は、安全な交通環境の保全に重要な施策であり、今後も地域の要望などを勘案しながら計画的な整備に取り組んでいきます。
交通安全意識の啓発	交通安全関係機関や団体との連携のもと、様々な啓発活動や事故防止対策に取り組んでいきます。
子どもに配慮した防災対策の推進	各施設における防災訓練・教育の充実を図り、子どもたちが確実に避難できるように取り組んでいきます。
子どもに配慮した防犯体制の強化	地域や各関係機関と連携し情報の共有や啓発活動を実施しています。 また、不審者発生時には情報共有のほか、青色回転灯車両による注意喚起を行うなど関係機関が一体となった防犯活動に取り組んでいます。 今後も関係機関や地域と連携を図りながら、防犯体制の強化に取り組んでいきます。

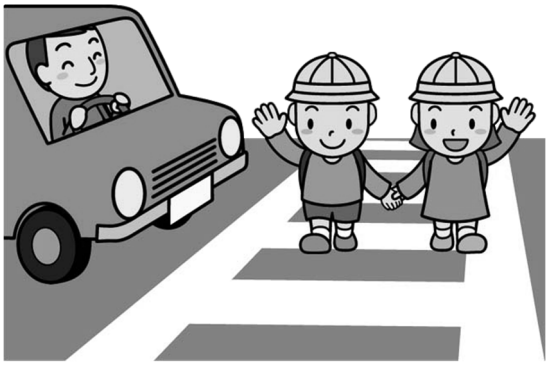

５－２　一生懸命遊べる場の充実

■施策目標

子どもたちがのびのびと育つために重要な「一生懸命遊べる場」の充実に努めます。

■主要施策

（１）屋外の遊び場・活動の場の充実

自然環境を活かしながら、子どもたちが全力で駆け回ったり、スポーツを楽しんだり、自然に触れることができる遊び場・活動の場を充実します。

主要施策	具体的な取組
「なよろ健康の森」「サンピラーパーク」の活用	自然に親しみ、子どもがのびのびと遊べ、家族と１日中笑顔で過ごせる施設として、子どもから大人まで、みんなの憩いの場として活用されている両施設の利用促進に努めます。
身近な公園などの充実	子どもが身近で遊ぶことができる公園づくりとして、遊具などの更新を実施しています。 今後も町内会などの協力を得ながら公園愛護・維持管理に努めます。
自然環境の保全	野山や川が子どもたちのかけがえのない遊び場となるよう、自然環境の保全に努めます。

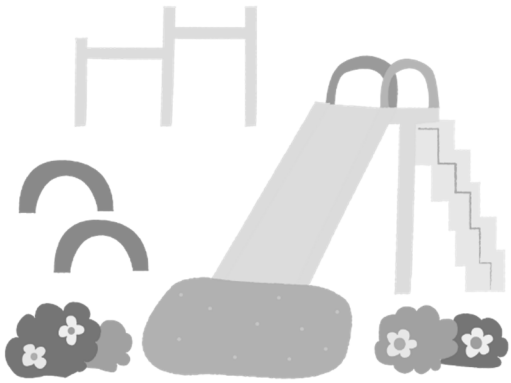

（２）屋内の遊び場・活動の場の充実

子どもの屋内活動の拠点として、また全力で遊べる場や活動の場として、児童センターや図書館、北国博物館、スポーツ施設など既存施設の充実を図るとともに、新規施設の具体的な整備を検討していきます。

主要施策	具体的な取組
児童センターの充実	遊具の充実や施設・設備の定期的な更新に努めます。 また、老朽化している児童センターの整備を検討していきます。
図書館の充実	子ども向け蔵書などの充実を図るとともに、読み聞かせボランティアと連携し、親子のふれあいの支援や読書活動の充実に努めます。
天文台の充実	星空や観測に慣れ親しんでもらうことで天文教育の普及を図るとともに、子ども向け行事などの充実に努めます。
北国博物館の充実	歴史・文化・自然の知識普及を図るとともに、子ども向け行事などの充実や施設・設備の整備に努めます。
屋内スポーツ施設の活用	屋内スポーツ施設の長寿命化を図りながら、利用者ニーズに合った活用をしていきます。
その他の既存施設の活用	文化センター、地区集会施設、学校体育館など、既存の公共施設を子どもの遊び場としての活用を図ります。
子育て支援センターの充実	子ども向け行事などの充実や施設・設備の整備に努め、子どもとその保護者が安心して過ごせる施設の充実に努めます。
こどもの遊び場の確保	本計画策定にあたり実施したアンケートに基づき、冬期や雨の日でも子どもたちがのびのびと屋内で遊べる場の整備を検討していきます。

６　子どもの権利が尊重されるまち

家庭、地域、事業所、行政、関係機関などが互いに連携しながら子どもたちを見守り、子どもの権利を尊重しながら、安全で健やかに育つまちをめざします。

６－１　子どもたちが安心して生きるための支援

■施策目標

子どもの命が守られ、持って生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう努めます。

■主要施策

（１）子どもが安心して生きることが守られるまち

主要施策	具体的な取組
子どもの権利についての広報・啓発の推進	「子どもの権利条約」に基づいた、子どもにとって大切な生きる・育つ・守られる・参加する権利を尊重するために、あらゆる媒体・機会を通じて啓発活動に努めます。
子どもたちが健康に育つための支援	医療費の心配をせず安心して受診できるよう、子どもの医療費助成の拡大について検討します。

６－２　子どもたちが虐待や犯罪から守られる支援

■施策目標

子どもたちが児童虐待や犯罪から守られるよう、関係機関の連携強化を図り、地域の見守りを活用するなど、早期発見・早期対応に努めます。

■主要施策

（１）児童虐待から守られるまち

主要施策	具体的な取組
相談しやすい体制	平成 31 年４月から子ども家庭総合支援拠点事業を開始し、様々な相談に対応しています。 今後も相談しやすい体制の充実を図るとともに、周知・啓発に努めます。
見守りネットワークの拡大	名寄市要保護児童対策地域協議会が中心となり、児童相談所の協力を得ながら、福祉・保健・教育の各機関との情報共有を図るとともに、主任児童委員などと連携し、児童虐待や犯罪の早期発見・早期対応に努めます。
虐待通告義務の啓発	虐待発見者の通告義務について、幼児教育・保育施設、学校などの児童施設を含め、毎年 11 月の児童虐待防止推進月間には街頭啓発を実施し、広く市民に周知します。
児童虐待や犯罪への対応	子ども家庭総合支援拠点事業を活用し、関係機関との連携を密にすることで要保護児童の早期発見や、子どもが犯罪に巻き込まれないよう適切な対応を図ります。
里親制度の活用推進	子どもの将来を考え、適切な保護と健全育成に重要な里親制度の周知と活用を図ります。

６－３　子どもたちが平等で自分らしく育つ支援

■施策目標

子どもたちがどんな理由があっても差別されず、平等に教育・保育を受けることができ、自分らしく育つ環境づくりに努めます。

■主要施策

（１）平等で健やかに育つまち

主要施策	具体的な取組
経済的な支援	子どもたちが家庭環境や経済状況に影響されず、教育・保育が受けられるよう幼児教育・保育施設の適正な保育料設定に努めます。
情報提供の推進	子どもたちが健やかに育つ手助けとして、各種体験イベントやスポーツ教室の案内などの情報提供に努めます。
親子で過ごす機会の提供	子どもたちがイベントや体験学習を通じ、親子がともに同じ時間を過ごす重要性を再確認する機会の提供に努めます。

６－４　子どもたちが意見発表や参加するための支援

■施策目標

子どもたちが市民の一人として、主体的に社会参画できるよう、まちづくりに子どもの意見を反映する仕組みづくりや子どもたちが積極的な活動をするための仲間づくりを支援します。

■主要施策

（１）意見が尊重されるまち

主要施策	具体的な取組
市政への子どもの意見反映	名寄市小中高校いじめ防止サミットを開催し、いじめ防止宣言、いじめ防止標語を採択するなど、市全体でいじめを根絶する風土の醸成を図ってきました。 また、子どもたちがふるさと名寄と自分自身の未来に夢と希望をもち、明るく健やかに暮らせるよう考えやアイデアを出せる場として「ふるさと未来トーク」を実施してきました。 今後も子どもたちの意見を聞く機会や場所づくりの推進に努めます。
自由な活動の支援	子どもたちが積極的に活動するため、仲間づくりをする機会の提供に努めます。 また、地域活動を行う一員として、社会のルールを守ることができるよう支援に努めます。

第５章　子ども・子育て支援制度に基づく目標設定

１　事業量推計

１－１　児童人口の推計

（１）児童人口の推計

本市では、総人口、児童人口（18 歳未満）ともに減少が続き、出生数を年間 180 人程度と想定し、計画の対象となる児童人口の推計を行いました。

■児童人口の推計

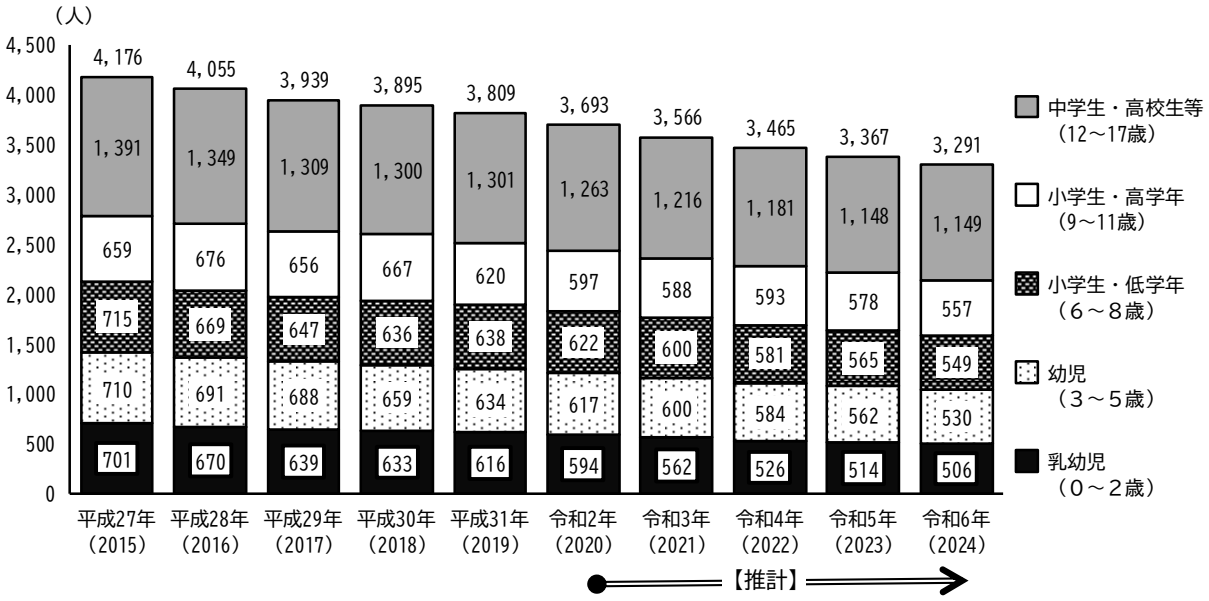

■５歳以下人口の推計

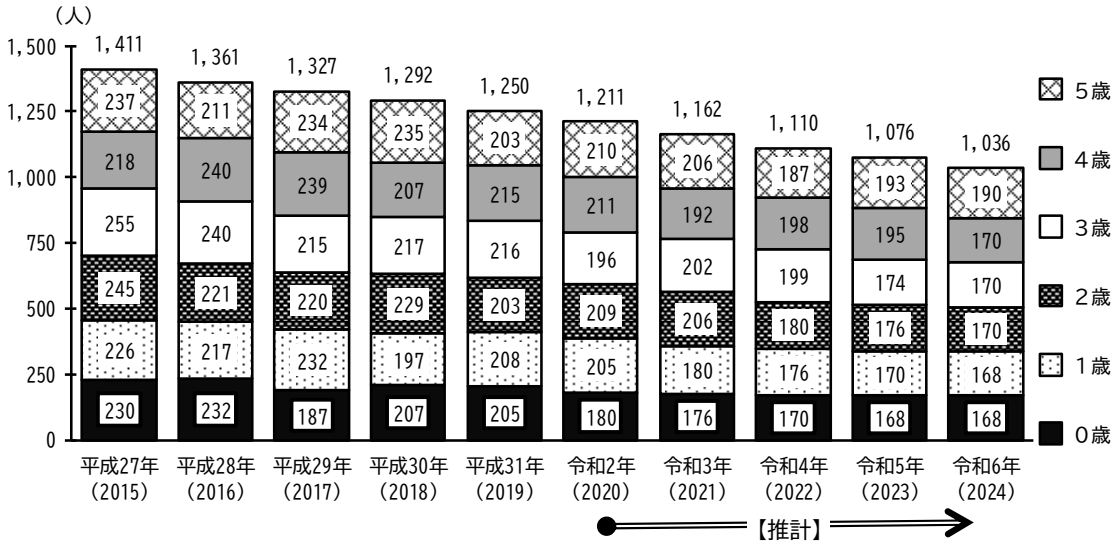

（２）幼児期の学校教育・保育の量の見込み

国の基本指針等に沿って、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」を以下のとおりとします。

区 分		対象者	利用サービス
１号認定		子どもが満３歳以上で、専業主婦（夫）家庭、就労時間が短い家庭	認定こども園 幼稚園
	新２号認定	子どもが満３歳以上で、共働きであるが、幼稚園の利用希望と放課後の預かり保育を利用する家庭【２号要件を有する】	
２号認定		子どもが満３歳以上で、共働きの家庭	認定こども園 保育園
３号認定		子どもが満３歳未満で、共働きの家庭	認定こども園 保育園 地域型保育

■各年齢別　教育・保育の量の見込み（ニーズ量）　（単位：人）

区分			推　計				
			令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
児童数（５歳未満）			1,211	1,162	1,110	1,076	1,036
	3～5歳児		617	600	584	562	530
	0～2歳児		594	562	526	514	506
		0歳児	180	176	170	168	168
		1・2歳児	414	386	356	346	338
認定児童数			859	828	797	769	733
	3～5歳児		617	600	584	562	530
		1号認定	390	379	369	325	305
		うち新2号認定	175	170	166	130	120
		2号認定	227	221	215	237	225
	0～2歳児		242	228	213	207	203
	3号認定	0歳児	35	35	35	34	34
		1・2歳児	207	193	178	173	169

①１号認定・２号認定

・３～５歳の全ての児童が１号認定又は２号認定を受けると想定。

・令和元年度の１号認定と２号認定の比率で按分。

⇒１号認定は 390～305 人、２号認定は 215 人～237 人で推移すると想定。

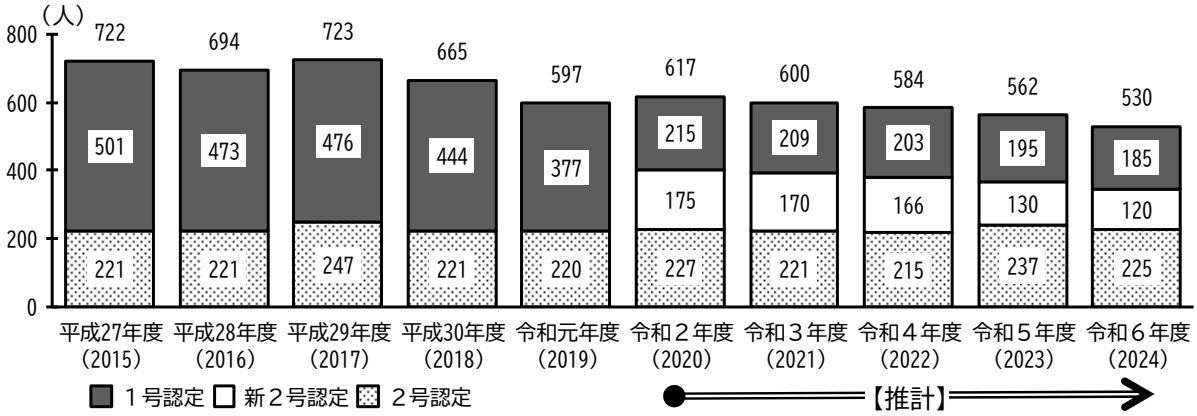

②３号認定

・０歳児の 20%程度、１・２歳児の 50%程度が認定を受けると想定。

・３号認定のうち０歳児は 35～34 人で推移すると想定。

・３号認定のうち１・２歳児は 207～169 人で推移すると想定。

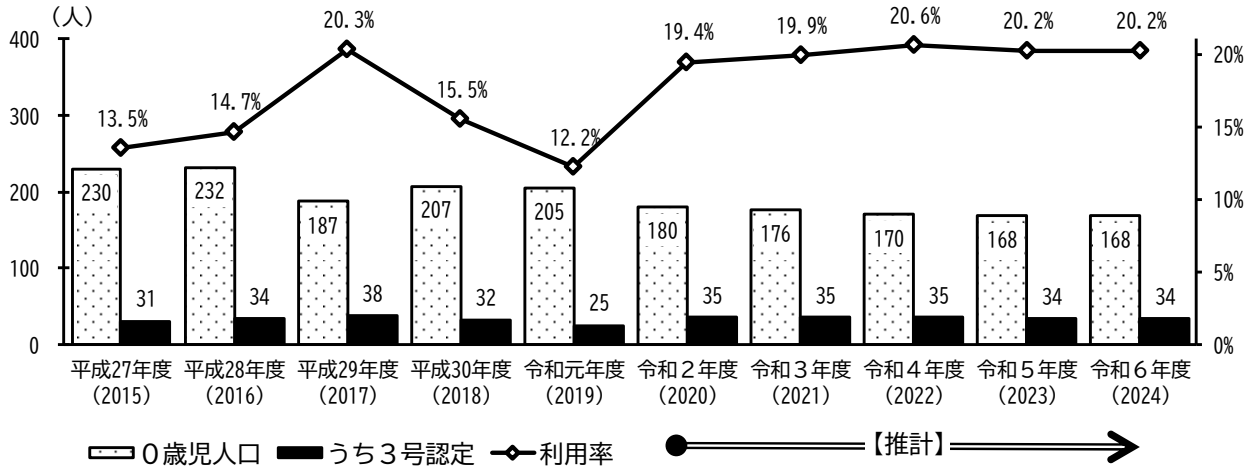

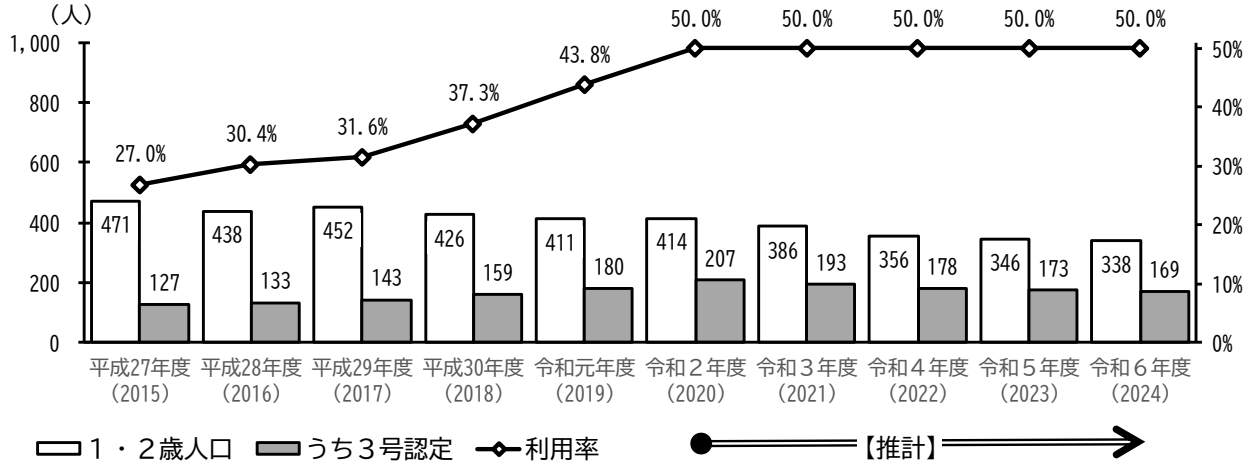

２　提供体制の確保の内容

２－１　教育・保育提供区域について

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが自宅から容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情などの社会的条件や教育・保育の整備の状況などを総合的に勘案して設定するものです。

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の記載が必要です。

本市では、生活圏域などを考慮し、区域設定をすることが必ずしも教育・保育のサービス向上につながるとはいえないことから、教育・保育提供区域を名寄市全域とします。

２－２　子どものための教育・保育給付

（１）提供体制の確保内容及びその実施時期

設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。

・１号認定は 215～185 人、新２号認定（２号要件を有する１号認定の幼稚園希望者）を含めると 390～305 人で推移すると想定されます。一方、認定こども園、幼稚園を合わせた定員は 390 人で、不足なく提供できる見込みです。
・２号認定は 215～237 人で推移すると想定されます。定員は 221～251 人であり、令和 2 年度においては不足しますが、令和 3 年度以降においては概ね充足する見込みです。
・３号認定は 242～203 人で推移すると想定されます。定員は 218～228 人であり、令和 2 年度においては不足しますが、令和 3 年度以降においては概ね充足する見込みです。

■３歳以上（１号認定・２号認定）

区分			計　画				
			令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
認定児童数			617	600	584	562	530
	1号認定		390	379	369	325	305
		うち新2号認定	175	170	166	130	120
	2号認定　（A）		227	221	215	237	225
確保方策			390	390	390	360	360
1号認定	特定教育・保育施設	認定こども園	225	225	225	285	285
		幼稚園	165	165	165	75	75
確保方策　（B）			221	221	221	251	251
2号認定	特定教育・保育施設	認定こども園	74	74	74	104	104
		保育所	107	107	107	107	107
	認可外保育施設		40	40	40	40	40
	過不足(B－A)		△　6	-	-	-	-

※過不足は不足が想定される項目のみ表示。

■３歳未満（３号認定）

区分			計　画				
			令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
認定児童数　（A）			242	228	213	207	203
	3号認定	0歳児	35	35	35	34	34
		1・2歳児	207	193	178	173	169
確保方策　（B）			228	228	228	218	218
3号認定	特定教育・保育施設	認定こども園	56	56	56	56	56
		保育所	113	113	113	103	103
	特定地域型保育事業		19	19	19	19	19
	認可外保育施設		40	40	40	40	40
	過不足(B－A)		△　14	-	-	-	-

※過不足は不足が想定される項目のみ表示。

２－３　地域子ども・子育て支援事業の提供

以下の事業について、量の見込み及び確保方策を設定します。

【地域子ども・子育て支援事業】

①利用者支援事業（特定型・母子保健型）
②地域子育て支援拠点事業
③妊産婦に対して健康診査を実施する事業（妊産婦健診）
④乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）
⑤養育支援訪問事業
⑥子育て短期支援事業
⑦一時預かり事業（一般型・幼稚園型）
⑧病児保育事業（病児・病後児保育事業）
⑨時間外保育事業（延長保育事業）
⑩放課後児童健全育成事業　（放課後児童クラブ）
⑪子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業
※⑪、⑫、⑬の事業は、量の見込み及び確保方策等は設定しない。

①利用者支援事業（特定型・母子保健型）

・子ども又はその保護者からの相談に応じ、子育てや教育・保育の利用に必要な情報の提供、助言などを含めた支援を行う事業。
・地域子育て支援センター（利用者支援事業の特定型）に子育てコンシェルジュを配置し、引き続き相談支援体制の強化を図ります。

	計　画				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
子育てコンシェルジュ	１人	１人	１人	１人	１人

・保健センターでは、母子保健コーディネーター（保健師）を配置した子育て世代包括支援センター事業（利用者支援事業の母子保健型）を実施し、子育ての総合相談窓口としての機能強化を図ります。

	計　画				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
母子保健コーディネーター	１人	１人	１人	１人	１人

②地域子育て支援拠点事業

・公共施設や保育園、公民館などの地域の身近な場所で、乳幼児がいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供などを実施する事業。

・地域子育て支援センター事業は、名寄地区「ひまわりらんど」と風連地区「こぐま」を設置しています。

・共働きの保護者が増加すると日中の利用が困難であることから、利用者数の減少が想定されますが、利用率を高めるための周知・啓発の強化や、事業内容の充実を図ります。

・地域で利用していない施設を活用し、その地域の老人クラブなどと、事業を通じて多世代交流を図ります。

	実　績	計　画				
	平成 30 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（年間延人数）	11,621 人	16,804 人	15,899 人	14,880 人	14,541 人	14,315 人
確保方策（実施箇所）	2 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所

③妊産婦に対して健康診査を実施する事業（妊産婦健診）

・妊産婦と胎児の健康を確保するために、妊産婦が定期的に行う健診費用を助成する事業。

・妊娠・出産の適正な時期に必要な妊産婦健診を実施し、母子ともに安心・安全な出産及び産後の支援強化を図ります。

	実　績	計　画				
	平成 30 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（健診回数）	2,896 回	2,592 回	2,534 回	2,448 回	2,419 回	2,419 回
確保方策		妊婦健診（14 回）費用の助成継続 実施時期：①妊娠初期～妊娠 23 週：4 週に 1 回 ②妊娠 24～35 週：2 週に 1 回 ③妊娠 36～39 週：週に 1 回 産婦健診（2 回以内）費用の助成継続 実施時期：産後概ね 1 か月まで				

④乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

・子育てについての情報提供や養育環境の把握、相談・助言などの援助を行う目的で、生後４か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問する事業。

・保健センターの保健師・母子支援専門員で実施しています。

・対象者数（人口推計の０歳児人口を出生数と想定）は、180 人程度で推移すると想定されます。

・全戸に訪問可能な体制が整っており、今後も全戸訪問（100%）の継続をめざします。

	実 績	計 画				
	平成 30 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（対象者数）	239 人	180 人	176 人	170 人	168 人	168 人
確保方策		対象者全員に対して実施体制を確保				

⑤養育支援訪問事業

・養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事などの養育能力を向上させるための支援を行う事業。

・名寄市健康福祉部こども未来課及び保健センターで実施しています。

・家庭・児童への適切な支援が行われるよう、名寄市要保護児童対策地域協議会の関係機関を中心に情報を共有し連携していきます。

	実 績	計 画				
	平成 30 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（訪問家庭件数）	222 件	208 件	200 件	191 件	185 件	178 件
確保方策		対象者全員に対して実施体制を確保				

⑥子育て短期支援事業

・子育て短期支援事業は、保護者の疾病や仕事などにより、家庭において子どもを養育していくことが一時的に困難な場合に利用できる事業。

・平成 31 年１月実施のアンケート調査結果では、未就学児の利用希望はありませんでした。

・現在、未実施事業であり当面は実施しないものとしますが、保護者ニーズを把握しながら提供の必要性について検討していきます。また、ファミリー・サポート・センター事業での提供体制を検討していきます。

	実 績	計 画				
	平成 30 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

⑦一時預かり事業（一般型・幼稚園型）

・一時預かり事業は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所その他の場所で一時的に預かる事業。

また、保護者の就労状況などにより、在園児を対象とした一時預かり事業。

・幼稚園児を対象とした一時預かり（預かり保育）は、１日 100 人程度が見込まれます。

在園児以外（主に３歳未満の在宅児童）は、１日５人程度が見込まれます。

・これらの保護者ニーズに対して、認定こども園、保育所及び幼稚園での一時預かりの充実を図るとともに、ファミリー・サポート・センターの会員拡大と利用促進に努めます。

■幼稚園における在園児を対象にした一時預かり（一時保育）

		実 績	計 画				
		平成 30 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（延人数）		29,576 人	26,498 人	26,256 人	26,055 人	25,539 人	24,547 人
幼稚園在園児	1号認定	29,576 人	1,212 人	1,201 人	1,192 人	1,168 人	1,124 人
幼稚園在園児	2号認定	－人	25,286 人	25,055 人	24,863 人	24,371 人	23,423 人
確保方策（対応可能延人数）		29,576 人	26,498 人	26,256 人	26,055 人	25,539 人	24,547 人

■主に在園児以外（３歳未満の在宅児童）を対象

	実 績	計 画				
	平成 30 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（延人数）	1,512 人	1,373 人	1,305 人	1,227 人	1,201 人	1,182 人
確保方策（対応可能延人数）	14 人	17 人	17 人	17 人	17 人	17 人
保育園の一時預かり	12 人	15 人	15 人	15 人	15 人	15 人
ファミリー・サポート・センター	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人

⑧病児保育事業（病児・病後児保育事業）

・病児・病後児保育事業は、地域の児童が発熱などで急に病気になった場合、病院・保育所などに付設された専用スペースにおいて、看護師などが一時的に保育する事業。

また、保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等で看護師などが緊急的な対応を行う事業。

・平成 31 年 1 月実施のアンケート調査では、定期的な利用ではなく、突発的、季節的な要因が特徴のため、保護者ニーズが高いサービスである一方、「病児・病後児を他人にみてもらうのは不安」との回答も多く、大幅な増加は想定しにくいサービスと考えます

・病後児保育については、提供体制は整備されていますが、利用人数が少ないことから、周知を図り、利用促進に努めます。

・病児保育については、提供体制が未整備なため、保護者ニーズを踏まえながら医療機関などと連携して、提供体制について検討していきます。

		実 績	計画				
		平成 30 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（延人数）		0 人	249 人	240 人	231 人	226 人	219 人
確保方策（対応可能延人数）		480 人	480 人	480 人	480 人	480 人	480 人
	病後児保育	480 人	480 人	480 人	480 人	480 人	480 人
	ファミリー・サポート・センター	―人	―人	ー人	ー人	ー人	ー人

⑨時間外保育事業（延長保育事業）

・保育施設利用者を対象に、通常の保育時間以降に保育を希望する場合に提供する事業。

・通常保育が午後６時までのため、午後６時以降の利用希望人数を見込んでいます。

・全ての園において実施されていることから、引き続き提供体制の維持に努めます。

		実 績	計 画				
		平成 30 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）		203 人	212 人	213 人	215 人	216 人	218 人
確保方策	対応可能人数	203 人	212 人	213 人	215 人	216 人	218 人
	実施園数	6 か所	7 か所	7 か所	7 か所	7 か所	7 か所

⑩放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

・放課後、家に帰っても保護者が就労などにより不在の児童に対し、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業。

・低学年の 37%程度の利用希望があると想定すると、232～205 人で推移していくと見込まれます。

・高学年の 10%程度の利用希望があると想定すると、60 人程度の利用で推移していくと見込まれます。

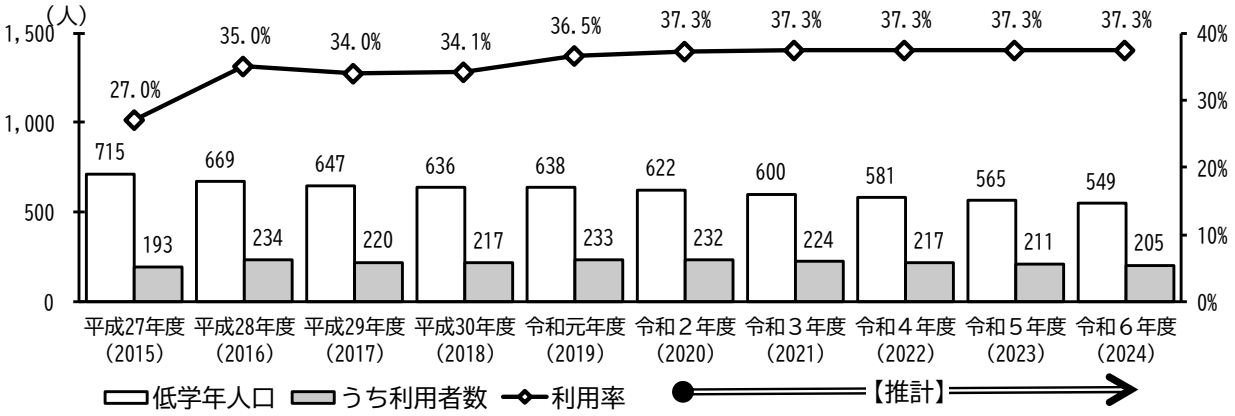

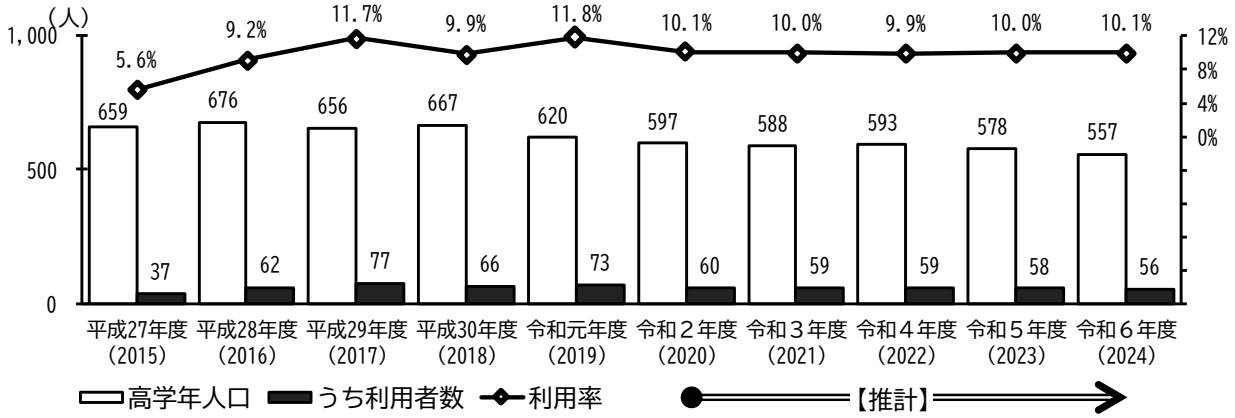

■放課後児童クラブ

	実　績	計　画				
	平成 30 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	283 人	292 人	283 人	276 人	269 人	261 人
低学年	217 人	232 人	224 人	217 人	211 人	205 人
高学年	66 人	60 人	59 人	59 人	58 人	56 人
確保方策（定員）	279 人	289 人	289 人	289 人	289 人	289 人
低学年	209 人	219 人	219 人	219 人	219 人	219 人
高学年	70 人	70 人	70 人	70 人	70 人	70 人
クラブ数	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所

⑪子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

・児童の預かりなどの援助を希望する人（依頼会員）と、援助を行うことを希望する人（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業。

・一時預かりを中心とした市民による子育ての助け合い制度として、平成 28 年 10 月にファミリー・サポート・センター事業を開始しました。

・平成 31 年 1 月実施のアンケート調査結果では、「ファミリー・サポート・センター事業」を利用したことがある割合は、就学前児童で 2.5%、小学生で 0.9%でした。また、小学生が放課後に過ごしたい場所として「ファミリー・サポート・センター事業」の利用意向はありませんでした。

・利用の推進に向けた、啓発活動や情報発信を積極的に進めていきます。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

・特定教育・保育施設が実費徴収・上乗せ徴収を行う際、実費負担の部分について低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行う事業。

・特定教育・保育施設の保育料（利用料）については、国が定める公定価格をもとに市が保護者の所得に応じて、利用者負担額を設定することとしていますが、実費徴収についても低所得者の負担軽減策のひとつとして検討していきます。

⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

・特定教育・保育施設への民間事業者参入の推進に関する調査研究、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設などの設置又は運営を推進するための事業。

・本章内で設定した「量の見込み」及び「確保方策」では、３歳未満児及び３歳以上児とも現行の施設内で充足する見込みであるものの、今後の状況を注視しながら新規施設の設置について検討していきます。

２－４　その他の推進方策

（１）幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進方策

教育・保育の一体的な提供の推進においては、子どもが健やかに成長するよう教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を一体的に実施していくことが重要です。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う時期であることから、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行います。

（２）産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設などの円滑な利用の確保

産後の休業及び育児休業後における施設などの利用確保においては、保護者が産休・育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設や地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供を行います。

（３）子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する北海道が行う施策との連携

子どもに関する専門的知識及び技術を要する支援においては、児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭の自立支援の推進、障がい児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実など、北海道が行う施策との整合を図り、本市の実情に応じた施策を関係機関と連携をしながら取組を進めます。

（４）労働者の職業と家庭との両立が図られるために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

雇用環境の整備に関する施策においては、仕事と生活の調和の実現に向けた働き方の見直しを図るため、北海道が行う施策との整合を図り、地域の企業、労働者団体、子育て支援活動を行う団体などと連携をしながら取組を進めます。

（５）子供の貧困対策に関する新たな大綱に規定された子供の貧困対策に関する基本的な方針及び重点施策との連携

子供の貧困対策に関する新たな大綱（令和元年 11 月策定）との連携においては、基本的な方針である、「貧困の連鎖を断ち切り、全ての子供が夢や希望をもてる社会をめざす」など、新たな大綱をもとに実施される重点施策に基づき、関係機関と連携をしながら取組を進めます。

第６章　計画の推進

１　計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、家庭、地域、事業所、行政、関係機関などが連携して横断的な施策に取り組むとともに、「名寄市子ども・子育て会議」を中心に多くの意見を取り入れながら取組を進めていきます。

また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し各施策へ的確に反映します。新たな課題についても、早期に取り組んでいきます。

２　進捗状況の管理

進捗状況の管理にあたっては「名寄市子ども・子育て会議」において施策の実施状況などを報告、点検、評価を行うとともに、その結果を市のホームページなどで公表します。

なお、計画に定める「量の見込み」が大きく変動する場合には、計画の一部見直しを必要に応じて行います。

資料編

資料１　アンケート調査結果の概要

１－１　調査の概要

（１）調査の目的

本調査は、計画の策定にあたり、子育て中の市民の現状や意見、子育て支援に関する保護者ニーズなどを把握し、市や国・道の子ども・子育て支援施策の検討に利用することを目的として実施したものです。

（２）調査の種類・概要

①調査地域

・市全域

②調査対象者

・名寄市在住の就学前児童（乳幼児）を養育する保護者

・名寄市在住の小学生を養育する保護者

③調査時期

・平成 30 年 12 月～平成 31 年 1 月

④配布・回収方法

・就学前調査：郵送配布・郵送回収

・小学生調査：学校を通じて配布・郵送回収

※小学校に通っている子どもが 2 人以上いる場合は、一番下の子についてのみ回答を依頼。

⑤調査の回収状況

調査対象	配布数	回答数
就学前	999 票	478 票（47.8%）
小学生	981 票	426 票（43.4%）

１－２　調査結果の概要

（１）子育ての環境

日頃、お子さんをみてもらえる人はいますか《○はいくつでも》。

・「緊急時や用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が最も高く、就学前では53.6%、小学生では48.1%となっています。次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が高く、就学前では22.6%、小学生では28.2%となっています。

・「いずれもない」は、就学前では21.5%、小学生では19.5%です。

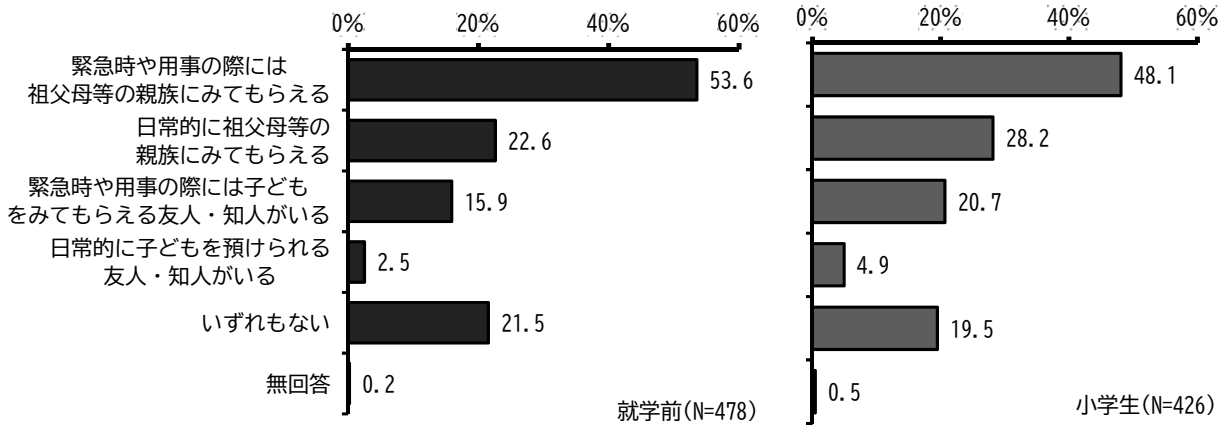

あなたは、本当に困ったときや悩みがあるとき、相談できる人（家族、友人、親戚、同僚など）がいますか《○は１つ》。

・「いない」割合は、就学前は2.9%、小学生では4.7%です。

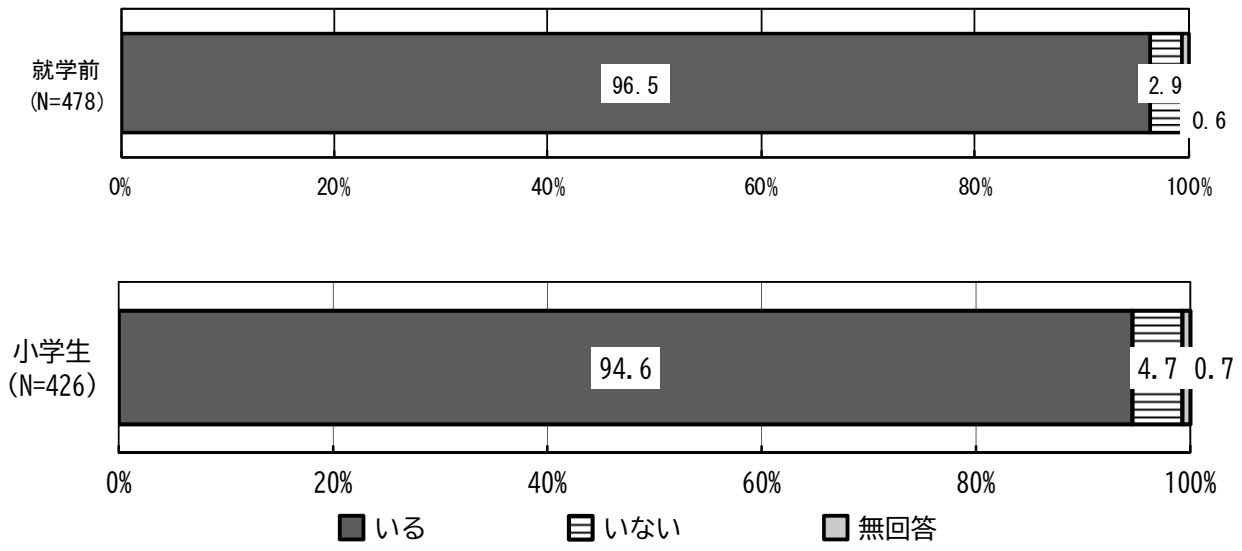

子育てに関する情報を主にどこから（又は、誰から）入手していますか《○は３つまで》。

・「友人・知人や近所の人」の割合が最も高く、就学前では 67.2%、小学生では 69.0%、次いで「家族・親族」（就学前：58.6%、小学生：59.9%）、「パソコン・スマートフォン等によるインターネット」（就学前：48.7%、小学生：39.4%）の順です。

・一方、「情報の入手先・方法がわからない」は、就学前では０％、小学生では 1.6%（７件）です。

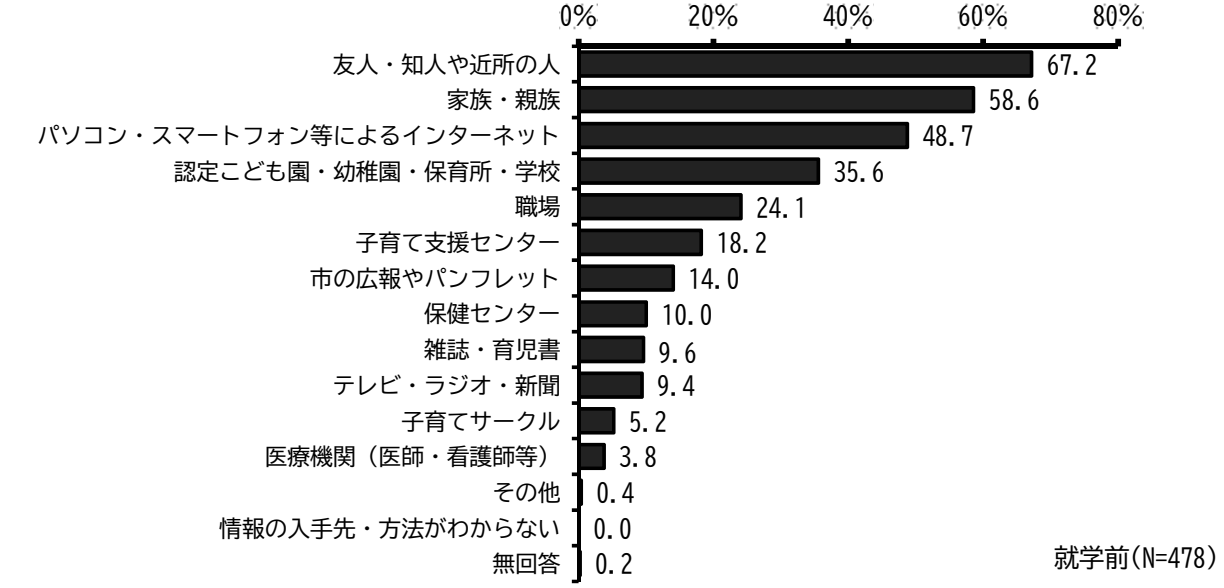

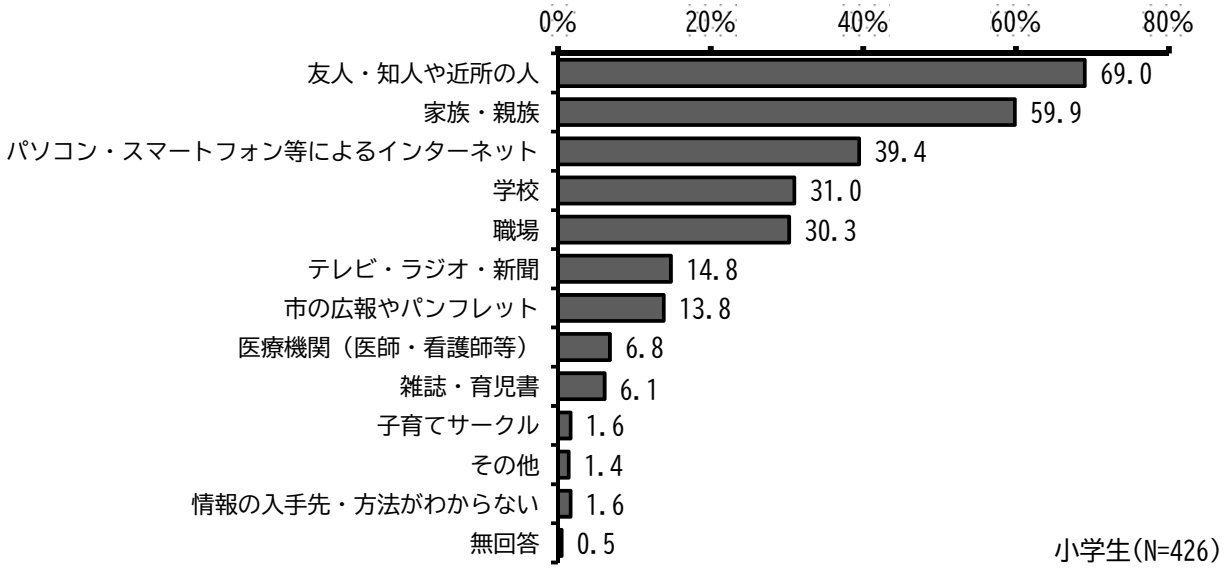

（２）保護者の就労状況

①母親の就労状況

現在の就労状況を（自営、家業従事を含む）お聞きします《○は１つ》。

・就学前では、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が 38.6%と最も高く、次いで「フルタイム（１週５日程度・１日８時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 23.7%、「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 22.2%、「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」が 10.1%の順です。

・小学生では、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 37.1%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 36.6%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が 19.1%、「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」が 1.5%の順です。

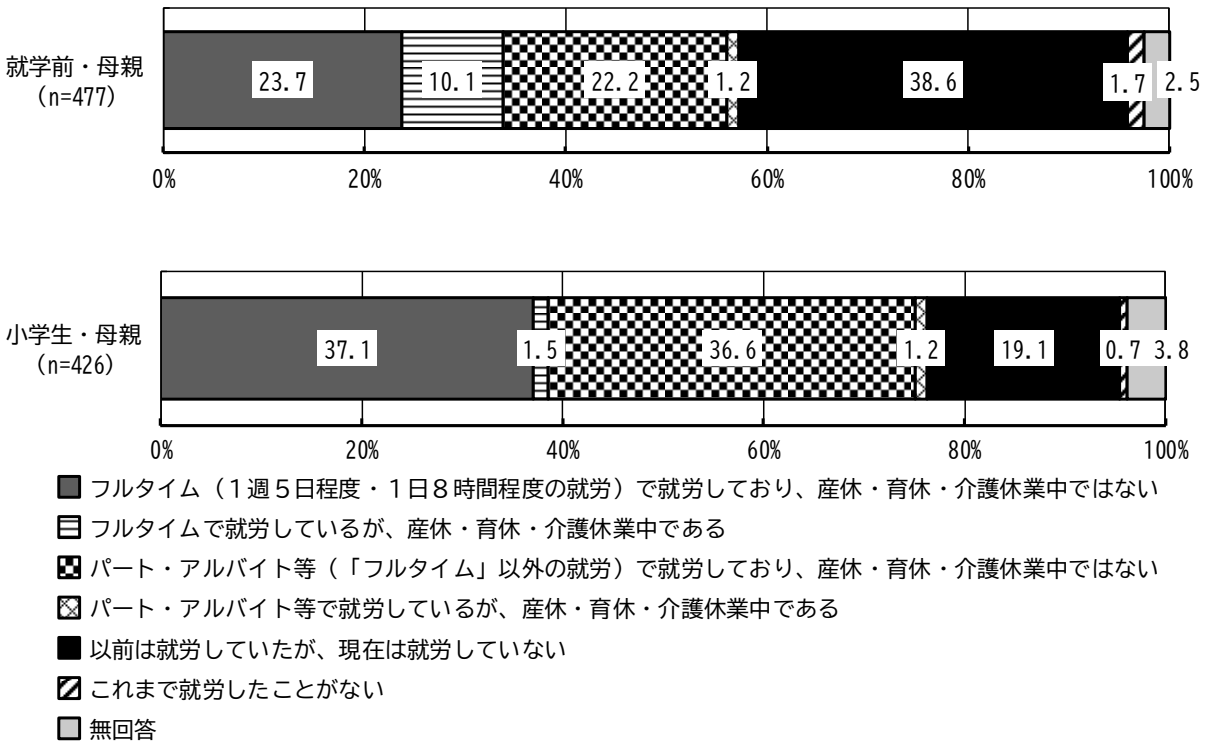

②保護者の就労状況に基づく家庭類型

子ども・子育て支援事業計画では、子育て支援サービスや事業の「量の見込み」を算出するに当たって「家庭類型」別のニーズをもとに推計を行います。

「家庭類型」は、アンケート調査結果から、子どもの父母の有無、就労状況をもとに分類しています。

ひとり親家庭	母子世帯又は父子世帯
フルタイム×フルタイム	父母ともにフルタイムで就労
フルタイム×パートタイム	父親又は母親のどちらかがフルタイム、 いずれかがパートタイム・アルバイト等で就労
フルタイム×専業主婦・夫	父親又は母親のどちらかがフルタイム いずれかが専業主婦・夫(無職)
パートタイム×パートタイム	父母ともにパートタイム・アルバイト等で就労
パートタイム×専業主婦・夫	父親又は母親のどちらかがパートタイム・アルバイト等 いずれかが専業主婦・夫(無職)
無職×無職	父母ともに無職

※産休・育休・介護休業中の場合は就労中として分類

・就学前では、「フルタイム×専業主婦・夫」が 40.4%、「フルタイム×フルタイム」が 30.1%。「フルタイム×パートタイム」が 22.4%です。

・小学生では、「フルタイム×パートタイム」が 34.3%、「フルタイム×フルタイム」が 32.9%、「フルタイム×専業主婦・夫」が 17.6%です。

・「ひとり親家庭」は、就学前では 3.3%、小学生では 9.4%です。

■就学前・家庭類型

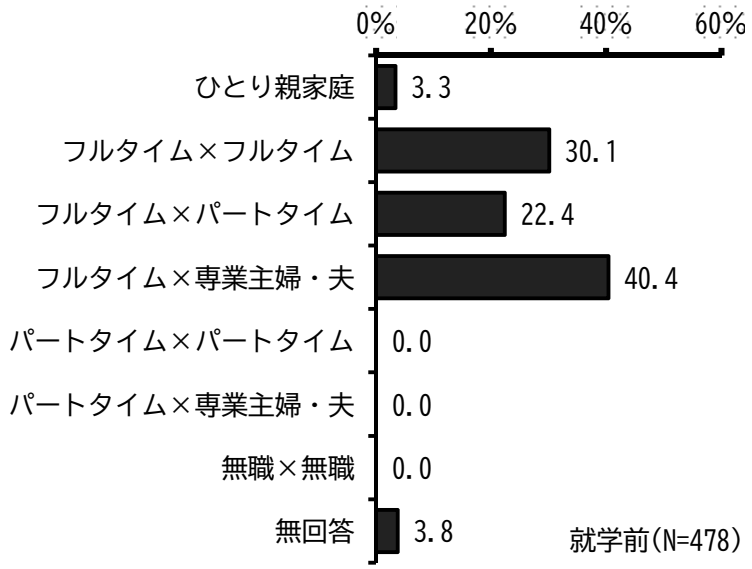

■小学生・家庭類型

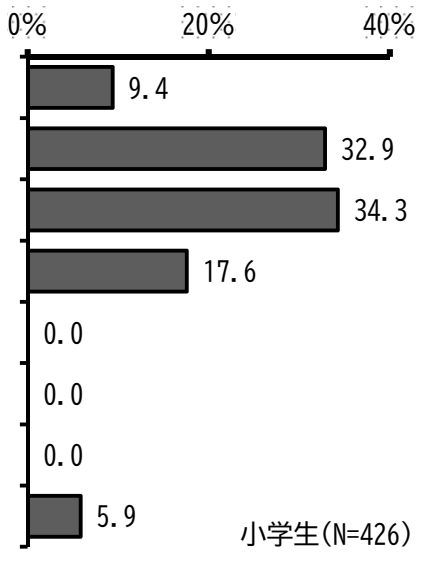

（３）幼稚園・保育所などの利用状況・意向

①平日の利用状況

宛名のお子さんは、現在、平日に次の園等を定期利用していますか《年間を通じて定期利用しているものすべてに○》。

・「利用していない」が 39.7%です。（※グラフ非表示）

・「認可保育所（公設「西、南、東保育所」私立「さくら保育園」）」が 18.0%、「幼稚園（光名幼稚園、カトリック幼稚園、風連幼稚園）」が 14.2%、「認定こども園・幼稚園在籍（「大谷認定こども園」「名寄幼稚園」）」が 13.6%の順です。

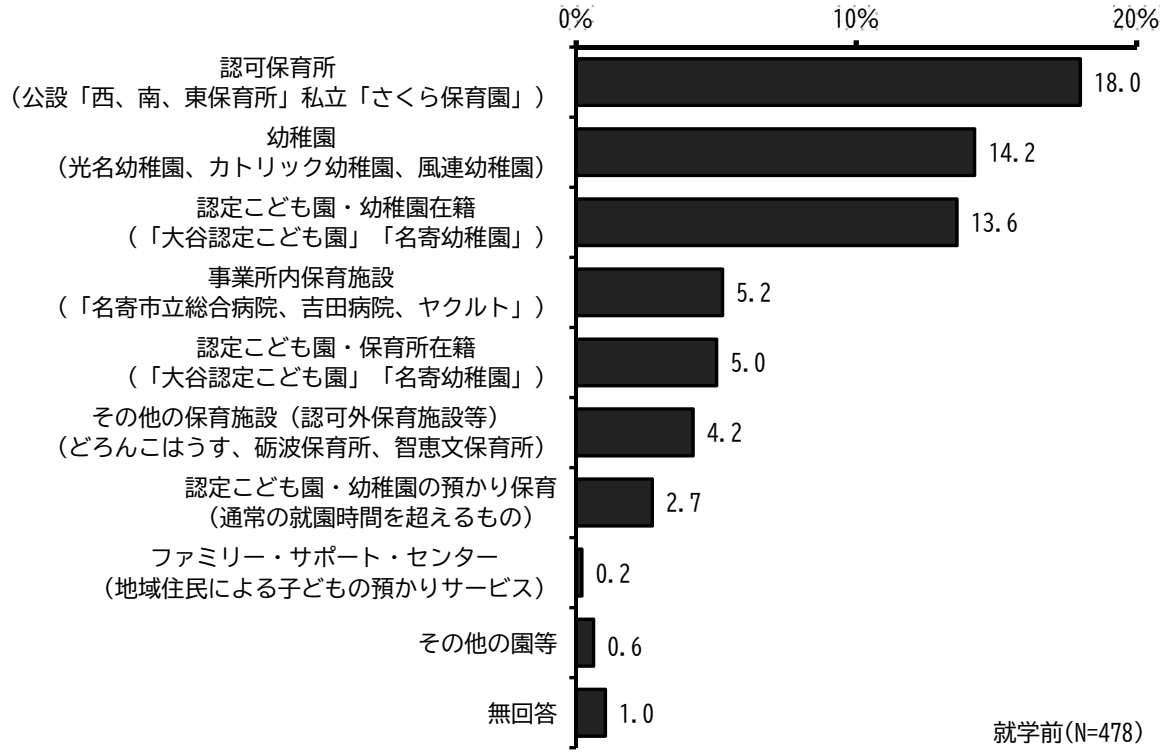

			認定こども園・幼稚園在籍	認定こども園・保育所在籍	幼稚園	認定こども園・幼稚園の預かり保育	認可保育所	事業所内保育施設	その他の保育施設	ファミリー・サポート・センター	その他の園等	利用していない	無回答
就学前　全体		478件	13.6%	5.0%	14.2%	2.7%	18.0%	5.2%	4.2%	0.2%	0.6%	39.7%	1.0%
年齢	０歳	173件	1.2%	1.7%	1.2%	0.0%	5.8%	4.0%	1.2%	0.0%	0.6%	84.4%	0.0%
	１・２歳	139件	5.0%	7.2%	10.8%	0.7%	32.4%	9.4%	5.8%	0.7%	1.4%	28.8%	1.4%
	３～５歳	164件	34.1%	6.7%	31.1%	7.3%	18.3%	3.0%	6.1%	0.0%	0.0%	2.4%	1.2%
家庭類型	ひとり親家庭	16件	6.3%	0.0%	12.5%	0.0%	62.5%	6.3%	0.0%	0.0%	0.0%	12.5%	0.0%
	フルタイム×フルタイム	144件	9.0%	9.7%	6.9%	1.4%	31.9%	11.8%	3.5%	0.0%	0.7%	29.2%	0.7%
	フルタイム×パートタイム	107件	25.2%	8.4%	21.5%	9.3%	19.6%	5.6%	10.3%	0.0%	0.0%	10.3%	0.9%
	フルタイム×専業主婦・夫	193件	11.9%	0.5%	16.6%	0.5%	2.1%	0.0%	1.6%	0.5%	1.0%	65.8%	1.0%

特に認定こども園の幼稚園在籍・幼稚園（認定こども園・幼稚園の預かり保育を併せて利用する場合を含む）の利用を強く希望しますか≪○は１つ≫。

・「はい」が 71.1%、「いいえ」が 17.5%です。

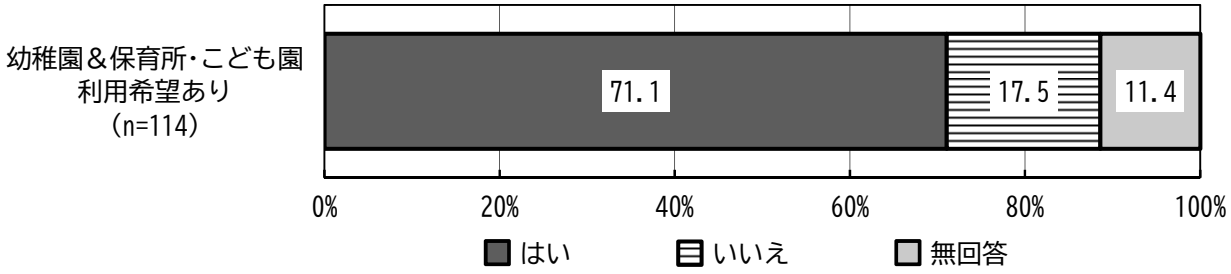

認定こども園・幼稚園や保育所等を選ぶとき、特にどのような点を重視しますか《○は主な３つまで》。

・「自宅に近い」が 45.1%と最も高く、次いで「職員の印象がよい」が 40.2%、「兄弟姉妹が通っている（いた）」が 33.3%、「方針や内容がよい」が 24.1%、「預けられる時間が長い」が 20.5%の順です。

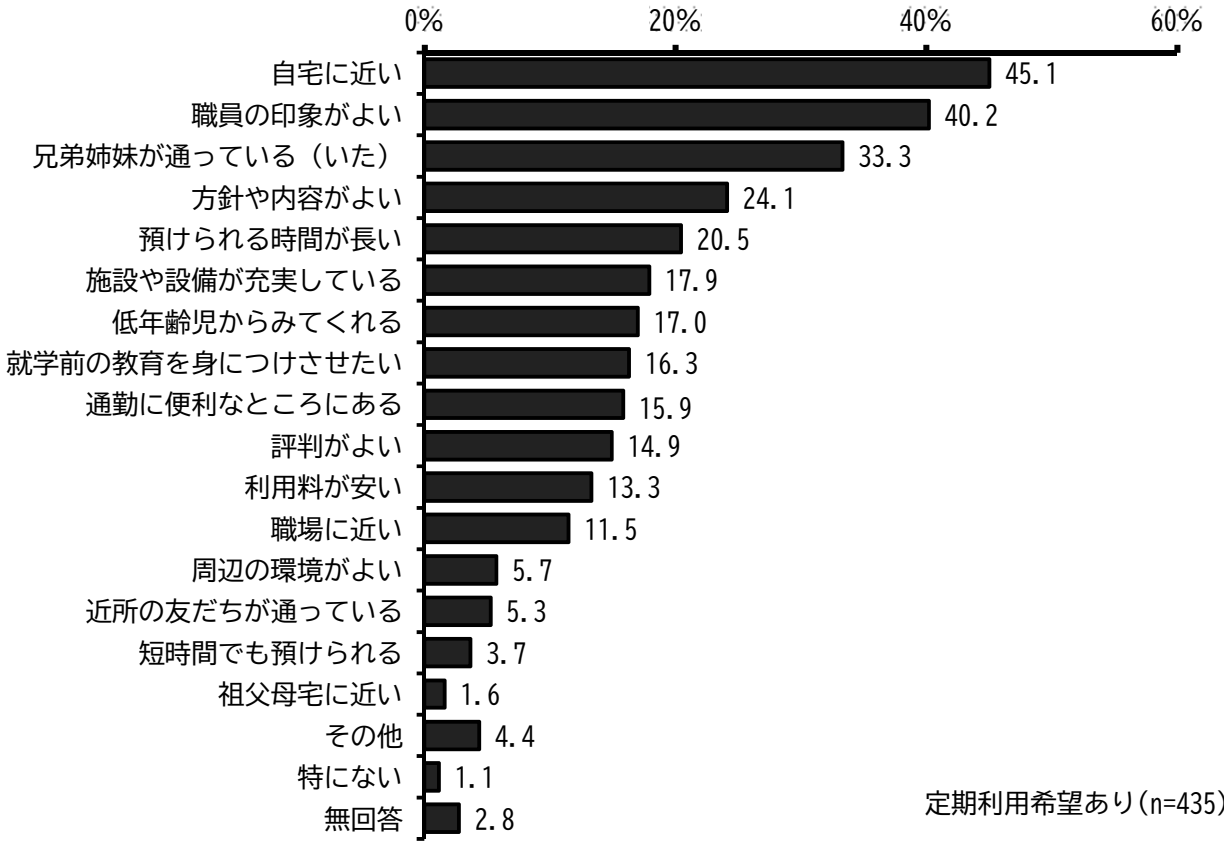

（４）放課後児童クラブの利用意向

お子さんについて、今後の放課後児童クラブの利用意向についてお聞きします。《○は１つ　数値を記入》

①平日

・「利用希望がある」が 34.0%、「利用希望はない」が 63.6%です。

・利用したい学年は、「６年生（まで）」が 43.5%と最も高く、次いで「３年生」が 23.4%、「４年生」が 15.2%、「５年生」が 11.0%の順です。

・希望の終了時刻は、「18 時」が 46.2%と最も高く、次いで「17 時」が 26.9%、「19 時」が 15.2%、「16 時」が 8.3%の順です。

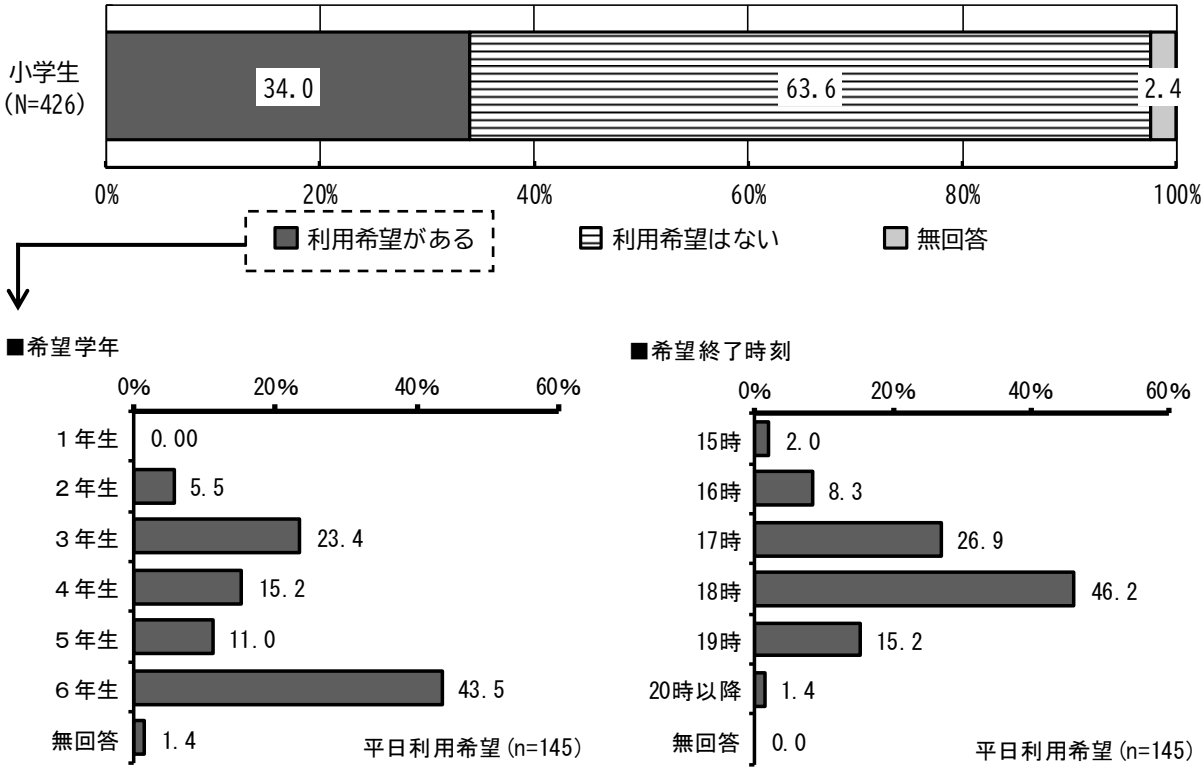

②土曜日

・「利用希望がある」が 15.3%、「利用希望はない」が 80.7%です。

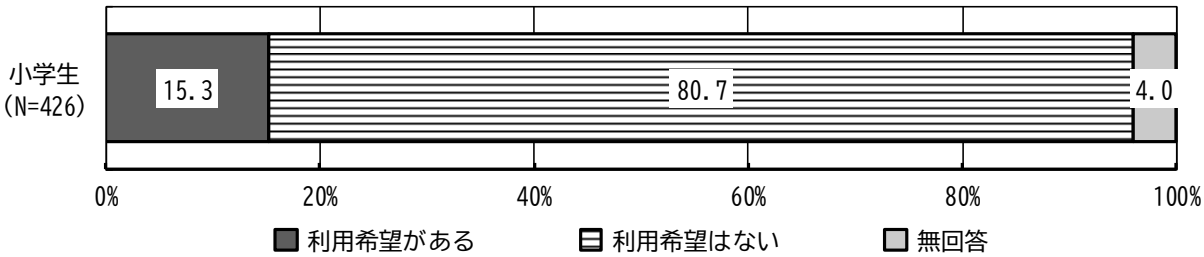

（５）病児・病後児保育

この１年間に、宛名のお子さんが病気やけがで利用されている園等を利用できなかった（学校に登校できなかった）ことはありますか《○は１つ》。

・「あった」割合は、就学前では 70.0%、小学生では 57.8%です。

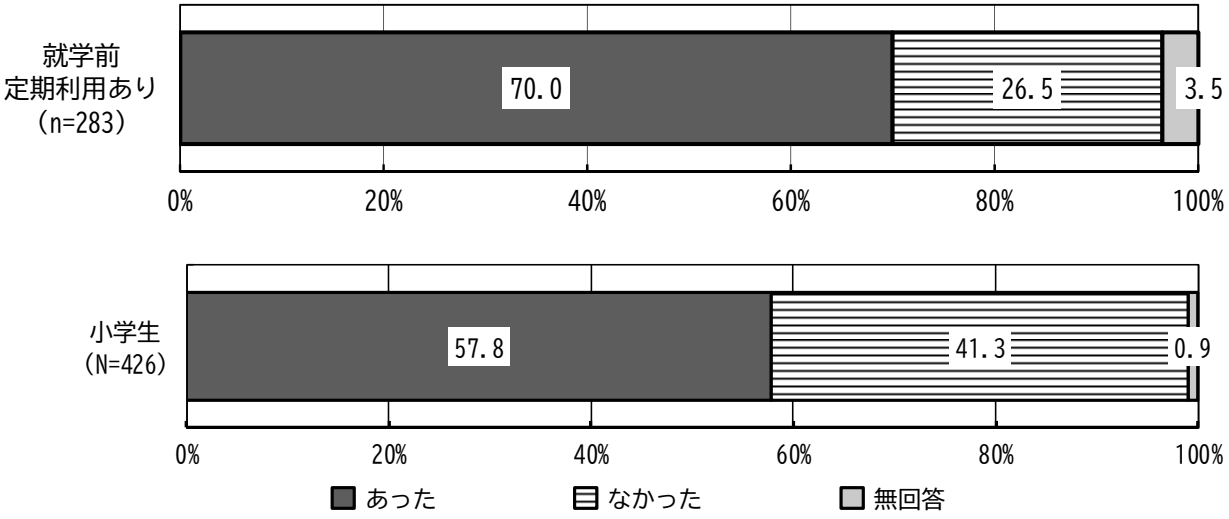

どのように対処しましたか。《○はいくつでも》。

・「母親が仕事を休んだ」割合が最も高く、就学前では 81.8%、小学生では 62.6%となっています。次いで、「父親が仕事を休んだ」（就学前：27.3%、小学生 22.4%）、「親族・知人に子どもをみてもらった（同居している場合も含む）」（就学前：24.2%、小学生 18.3%）、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」（就学前：15.2%、小学生 17.9%）の順です。

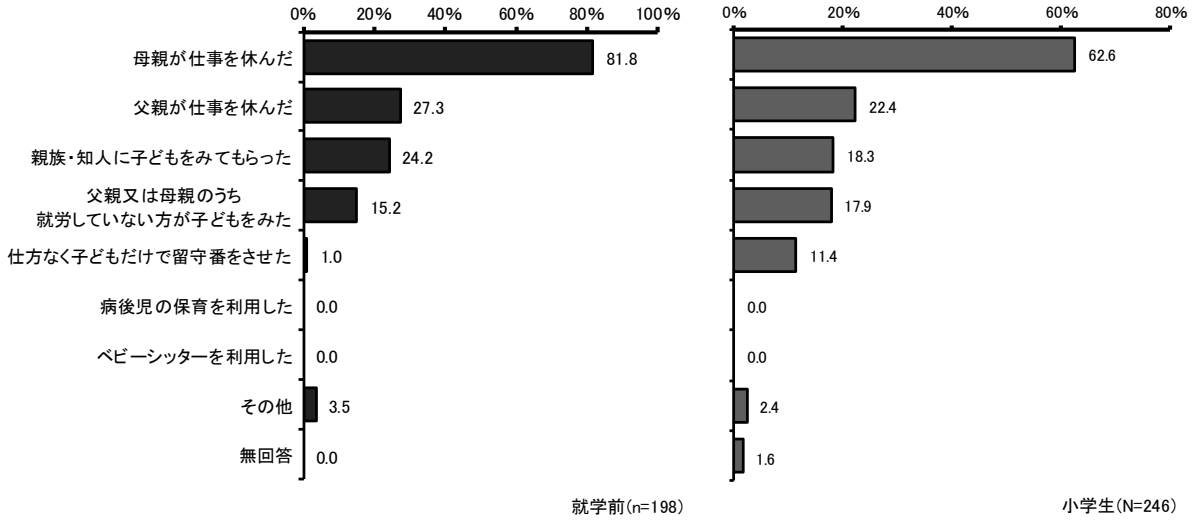

（６）一時預かり

私用やリフレッシュ目的、冠婚葬祭や親の病気、あるいは就労のため、宛名のお子さんについて、一時預かりを利用したいと思いますか《○はいくつでも》。

・就学前では、「利用する必要はない」が 48.3%です。

・「私用（買い物、習い事等）、リフレッシュ目的」が 32.8%、「冠婚葬祭、親の病気」が 14.6%、「不定期の就労」が 12.3%の順です。

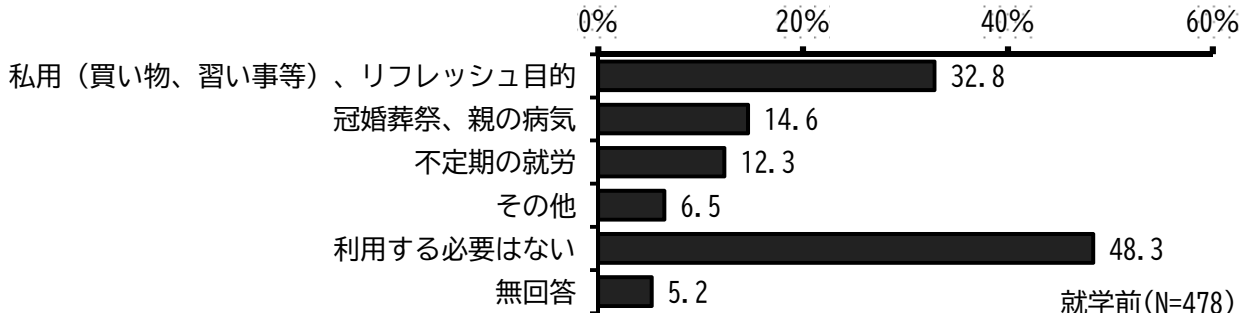

・小学生では、「利用する必要はない」が 73.9%です。

・「私用（買い物、習い事等）、リフレッシュ目的」が 11.3%、「冠婚葬祭、親の病気」が 9.6%、「不定期の就労」が 6.8%の順です。

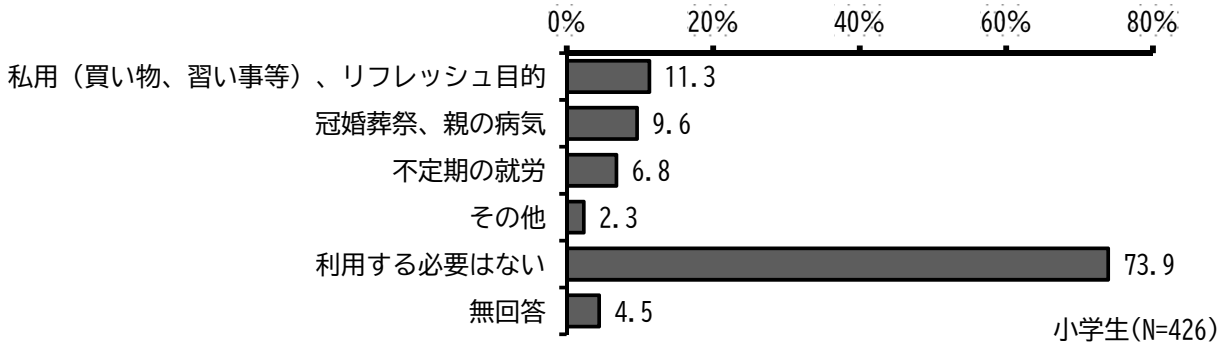

（７）宿泊を伴う一時預かり

この１年間に保護者の用事などにより、宛名のお子さんを泊まりがけで家族以外に預けなければならないことはありましたか《○は１つ》。

・「あった（預け先が見つからなかった場合を含む）」は、就学前では 9.6%、小学生では 15.2%です。

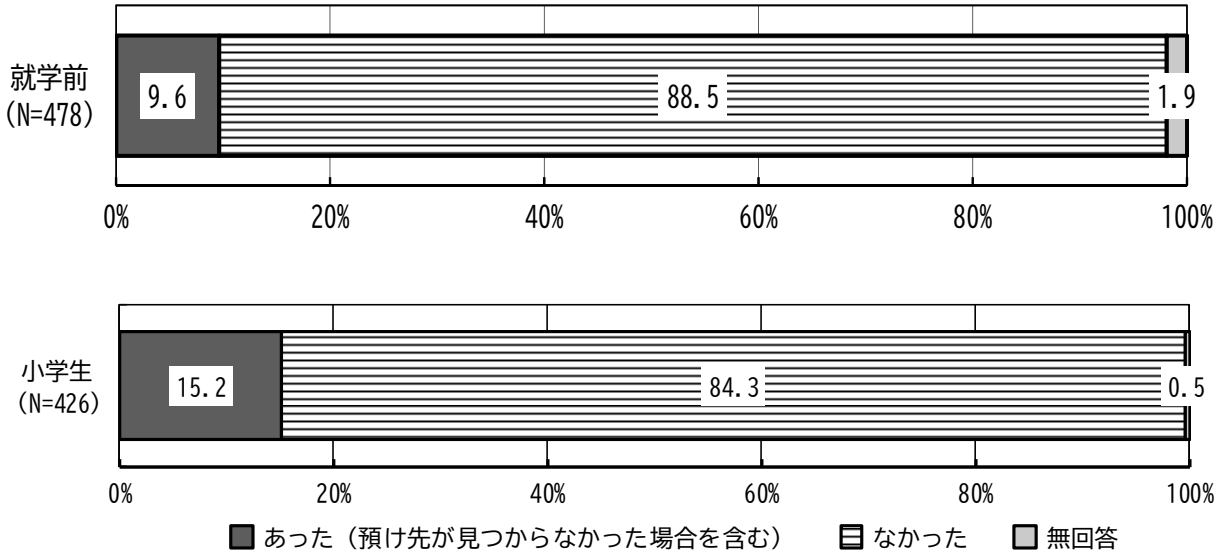

そのときの対処方法はどれですか《○はいくつでも》。

・「親族・知人（同居者を含む）に預けた」の割合が最も高く、就学前では 84.8%です。

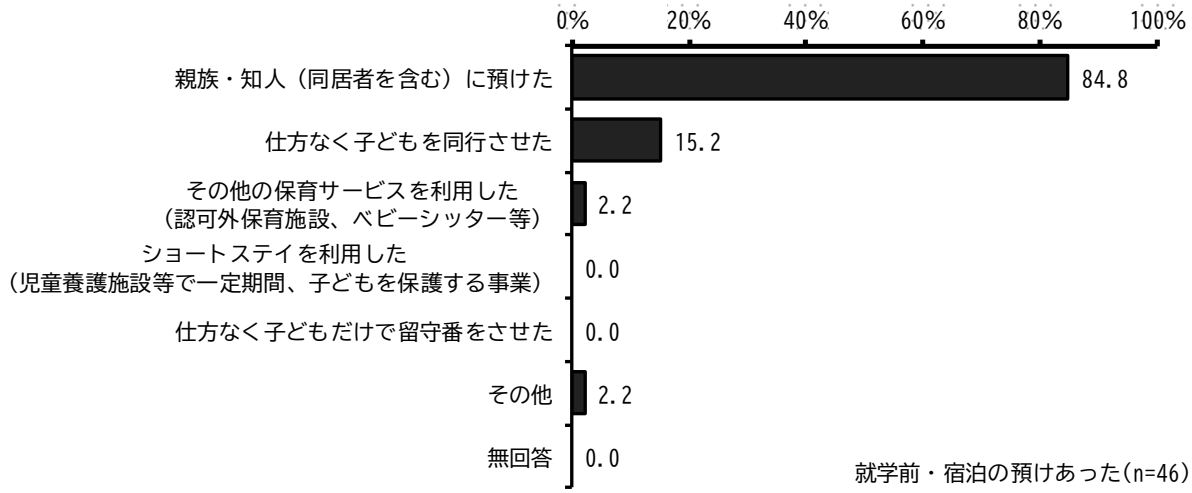

（８）子育て支援センターや児童館・児童センター

宛名のお子さんは、現在、子育て支援センターや児童館・児童センターを利用されていますか。おおよその利用回数も記入してください《○はいくつでも》。

・「子育て支援センター」は 29.5%、「児童館・児童センター」は 2.3%です。

・「利用していない」は 68.8%です。

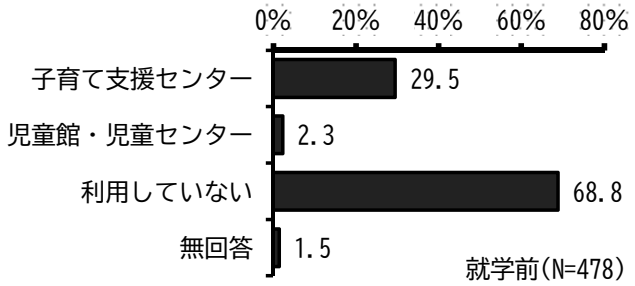

			子育て支援センター	児童館・児童センター	利用していない	無回答
就学前　全体		478件	29.5%	2.3%	68.8%	1.5%
年齢	０歳	173件	47.4%	1.2%	52.0%	0.6%
	１・２歳	139件	38.1%	2.9%	61.2%	0.7%
	３～５歳	164件	3.0%	2.4%	93.3%	3.0%
姉兄妹弟	いない	181件	37.6%	2.8%	61.9%	0.6%
	いる	292件	24.0%	1.7%	73.6%	2.1%
家庭類型	ひとり親家庭	16件	6.3%	0.0%	87.5%	6.3%
	フルタイム×フルタイム	144件	16.7%	0.7%	81.3%	1.4%
	フルタイム×パートタイム	107件	15.0%	2.8%	82.2%	2.8%
	フルタイム×専業主婦・夫	193件	48.2%	3.6%	51.3%	0.5%
地区	名寄地区	431件	29.9%	2.3%	68.4%	1.4%
	風連地区	42件	26.2%	0.0%	71.4%	2.4%
	智恵文地区	3件	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%

子育て支援センターや児童館・児童センターについて、今は利用していないが、できれば利用したい。あるいは、利用回数を増やしたいと思いますか。《○はいくつでも》

・「子育て支援センター」は 39.7%、「児童館・児童センター」は 12.6%です。

・「特に利用したくない、必要がない」は 45.6%です。

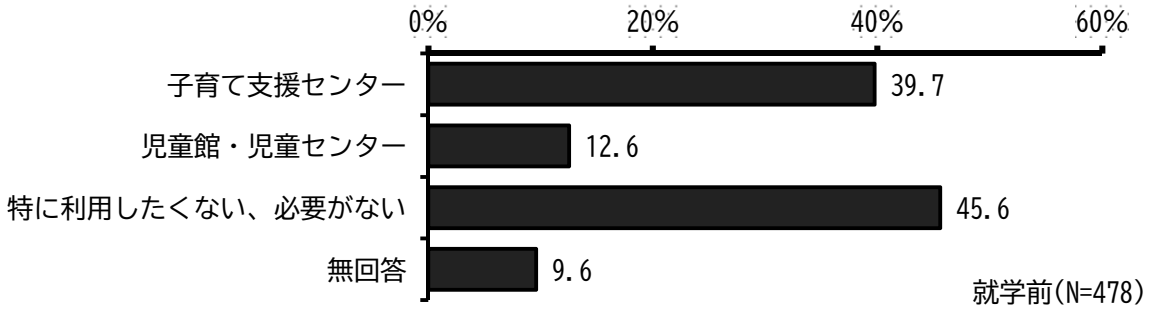

お子さんは、現在、児童館・児童センターを利用されていますか《○は１つ》。おおよその利用回数も記入してください。

・「利用している」が 18.1%、「利用していない」が 81.9%です。

・利用日数は、「週５日程度（月 20 日以上）」「月１日」がともに 22.1%と最も高く、次いで「月４～７日（週１日）」が 19.5%、「月２日」が 10.4%の順です。

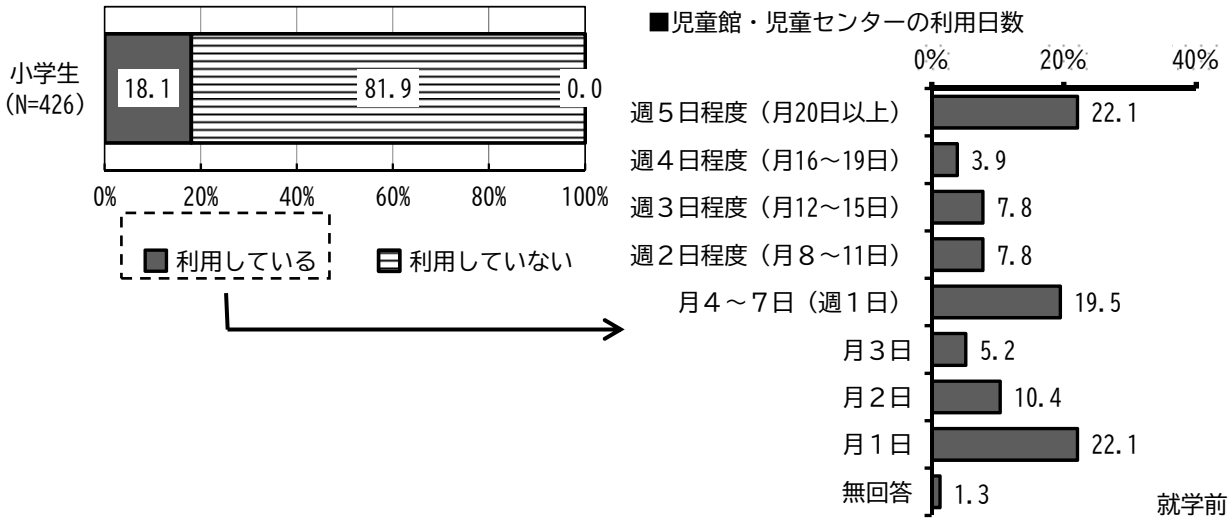

現在、利用していない理由は何ですか《○はいくつでも》。

・「特に理由はない」が 40.7%と最も高く、次いで「利用したいが近くにない」が 24.6%、「放課後児童クラブ（学童保育）を利用している」が 16.9%の順です。

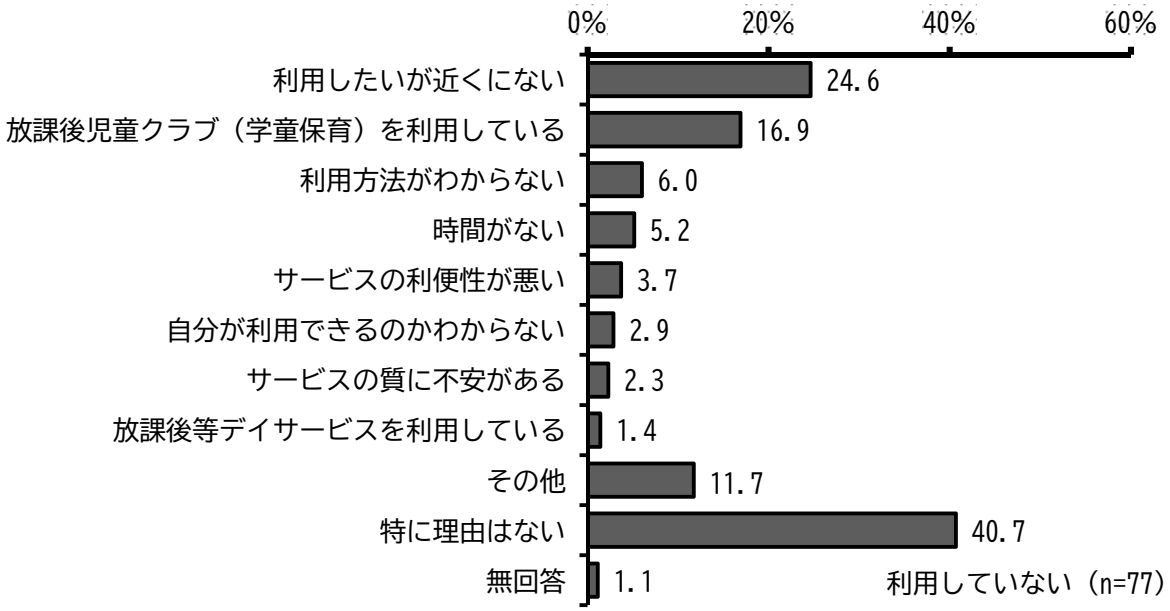

（９）ファミリー・サポート・センター

宛名のお子さんは、ファミリー・サポート・センターを利用したことがありますか《○は１つ》。

・「利用したことがある」は、就学前では 2.5%、小学生では 0.9%です。

・「ファミリー・サポート・センターがあることやサービスを知らなかった」は、就学前では 22.8%、小学生では 35.0%です。

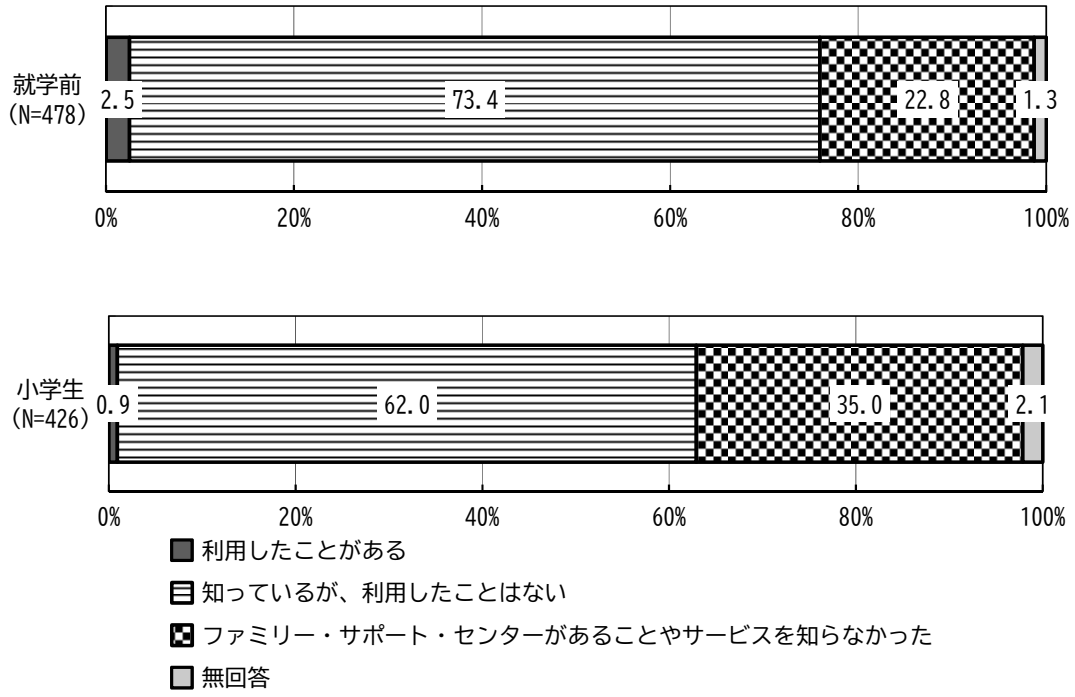

利用したことがない理由を教えてください《○はいくつでも》。

・「特に利用する必要がない」の割合が最も高く、就学前では 52.4%、小学生では 59.5%となっています。次いで「知らない人に預けるのが不安」の割合が高く、就学前では 37.3%、小学生では 25.4%となっています。

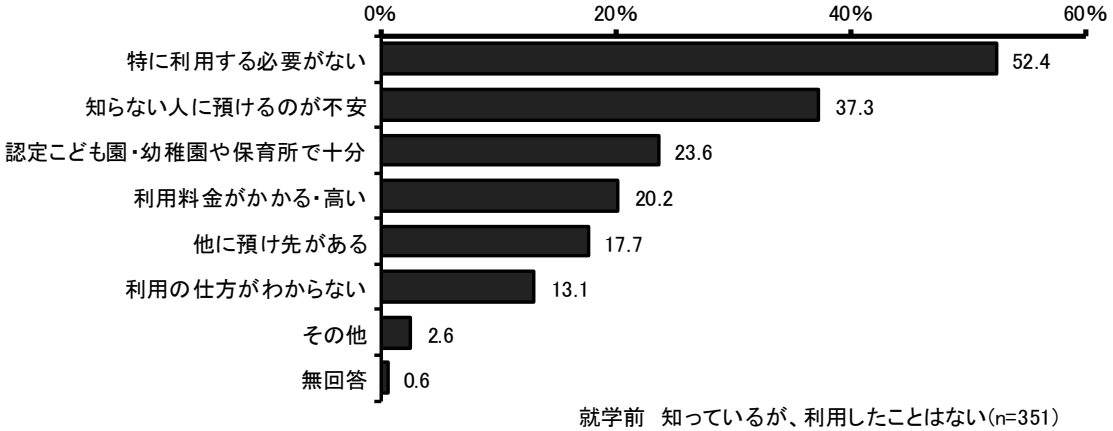

就学前　知っているが、利用したことはない(n=351)

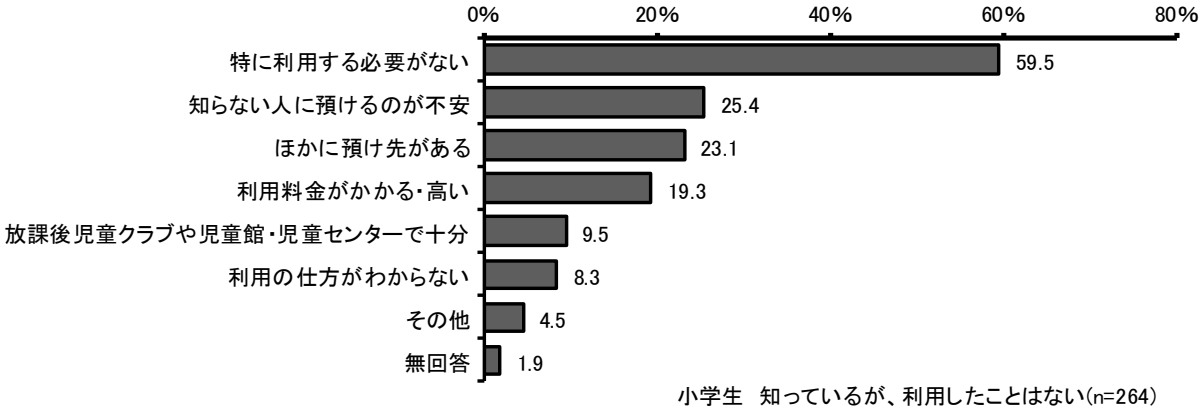

小学生　知っているが、利用したことはない(n=264)

（10）子育て全般について

子育てに関して、日常悩んでいること、あるいは気になることは何ですか《○はいくつでも》。

・就学前では、「食事や栄養に関すること」が 33.1%と最も高く、次いで「子どもの教育に関すること」が 30.1%、「病気や発育発達に関すること」が 26.6%、「子どもと過ごす時間が十分とれないこと」が 23.0%の順です。

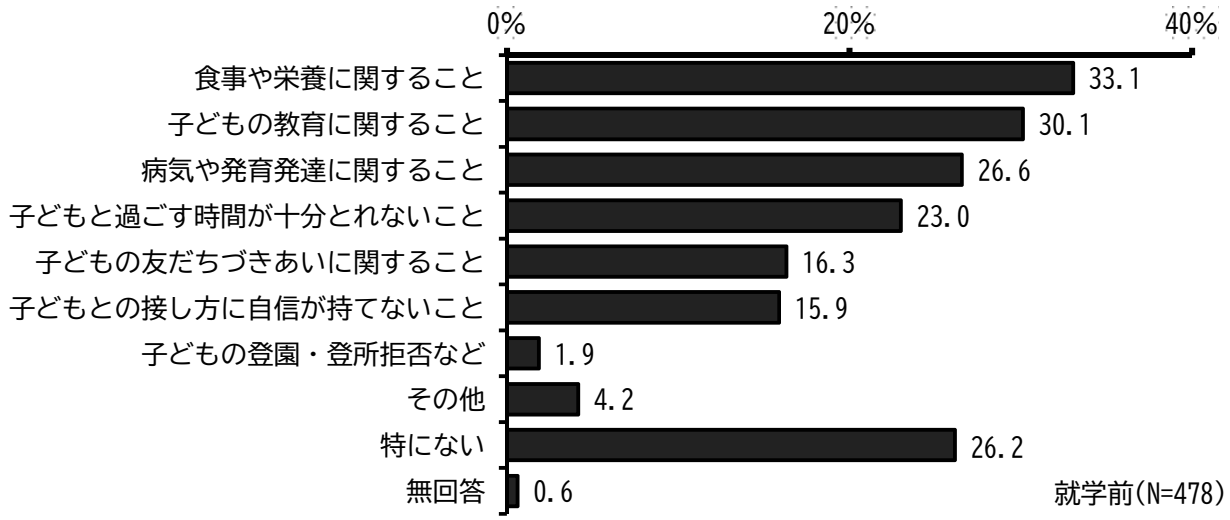

・小学生では、「子どもの教育に関すること」が 41.5%と最も高く、次いで「子どもの友だちづきあいに関すること」が 37.8%、「子どもと過ごす時間が十分とれないこと」が 25.4%、「病気や発育発達に関すること」が 20.9%の順です。

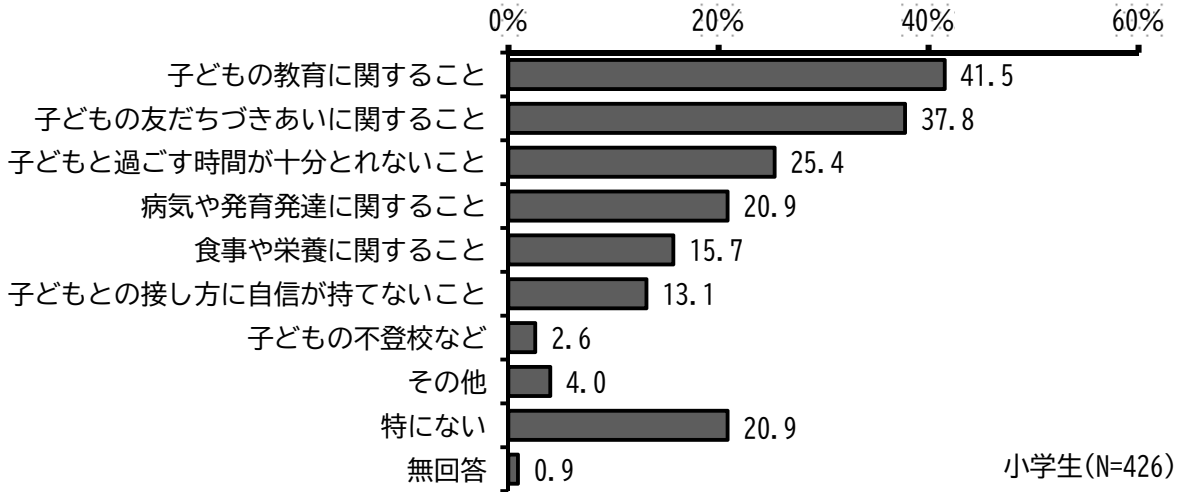

児童虐待について知っていることは何ですか《○はいくつでも》。

・「いずれも知らない」は、就学前は 0%、小学生は 1.2%です。

・「身体的虐待」「性的虐待」「心理的虐待（言葉による脅し、無視、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう等）」は、就学前、小学生ともに 90%以上です。

・「児童相談所全国共通ダイヤル１８９（イチハヤク）」は、就学前では 33.9%、小学生では 37.1%です。

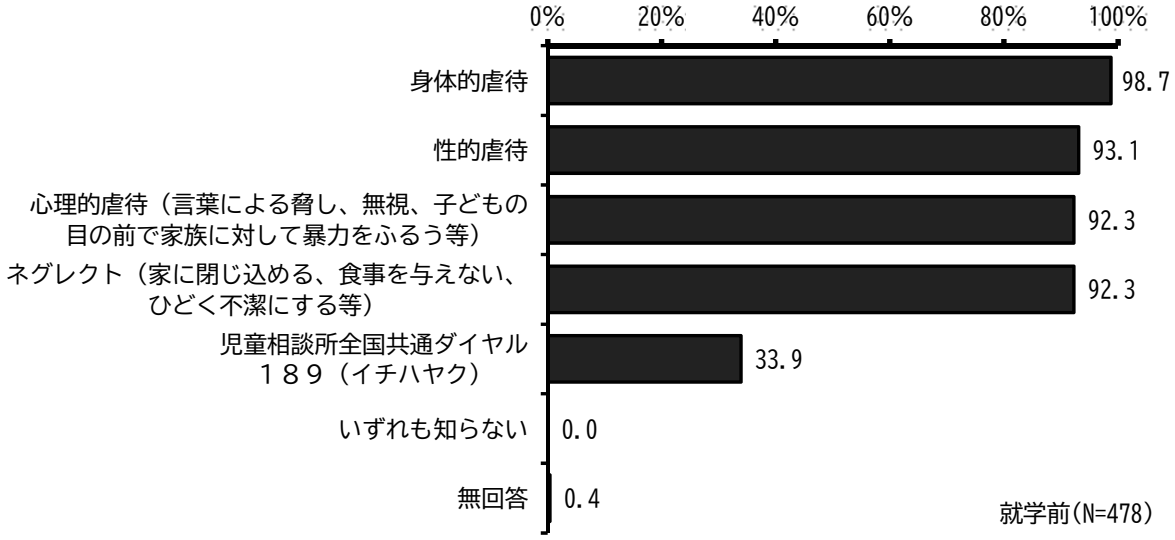

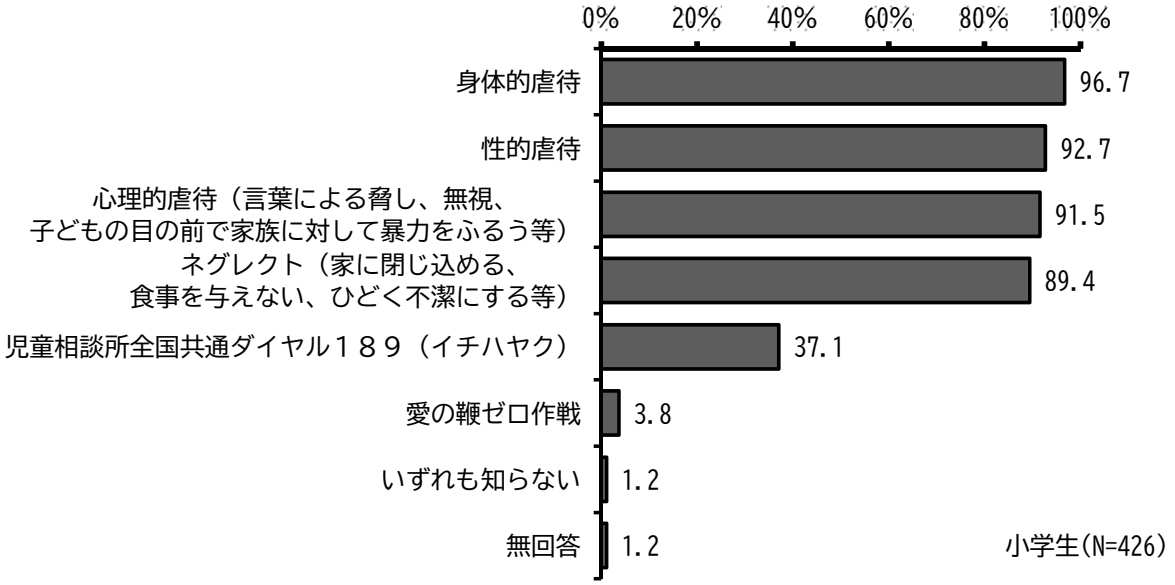

今までの子育て経験を活かせる場や機会ができたら、保育や相談などのボランティアに参加したいと思いますか《○は１つ》。

・「参加してみたい」と「子どもがもう少し大きくなったら参加したい」を合わせた『参加したい』割合は、就学前が 39.1%、小学生が 28.4%です。

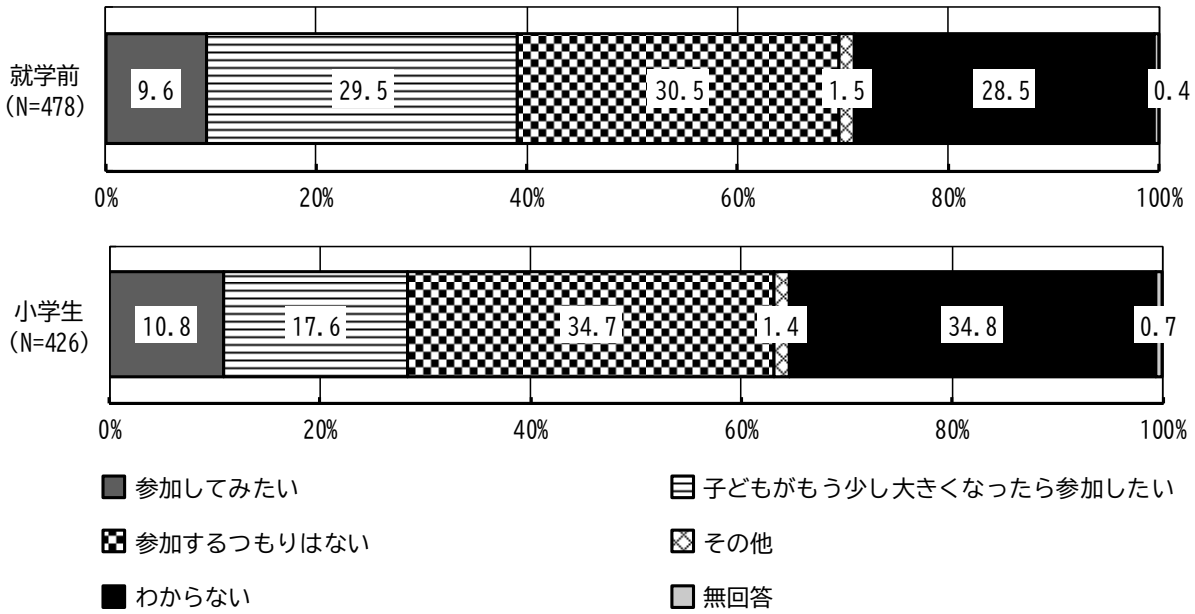

名寄市は子育てしやすいまちだと思いますか《○は１つ》。

・「とてもしやすいまちだと思う」と「どちらかといえば、しやすいまちだと思う」を合わせた『思う』割合は、就学前が 68.7%、小学生が 68.3%です。

・一方、「どちらかといえば、しやすいまちだとは思わない」と「しやすいまちだと思わない」を合わせた『思わない』割合は、就学前が 20.7%、小学生が 21.6%です。

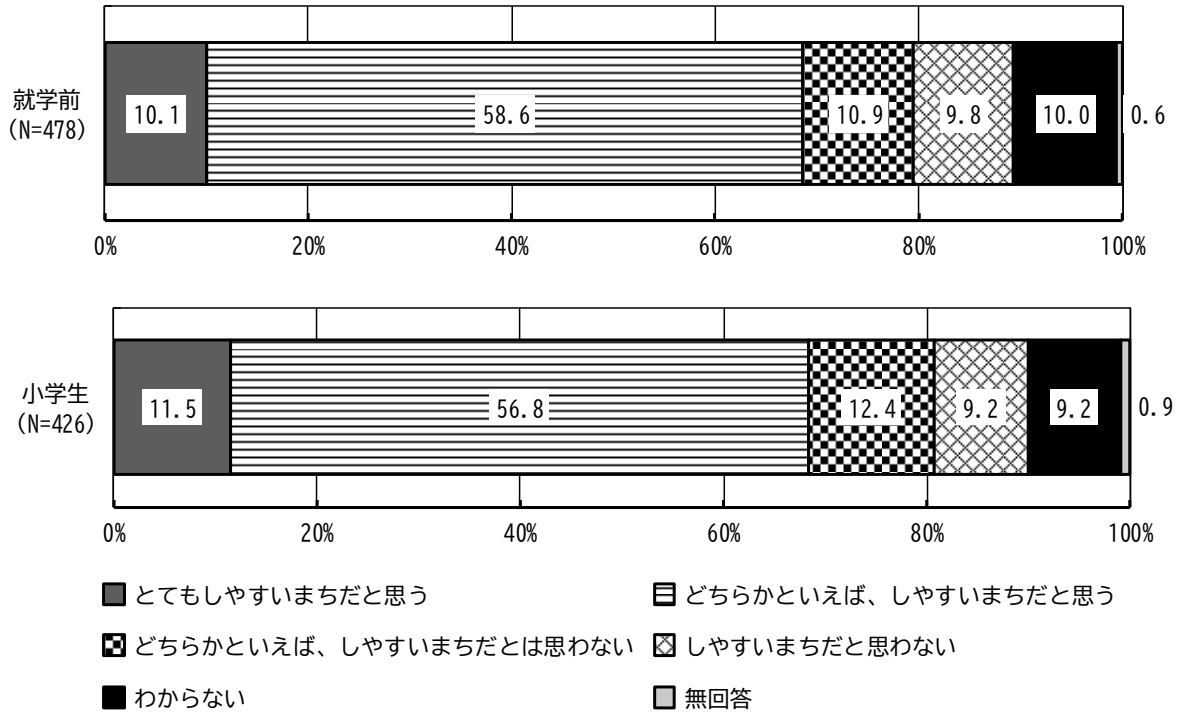

名寄市が今よりも子育てしやすいまちになるためにはどのようなことが重要だと思いますか《○は主なもの３つまで》。

・就学前では、「屋外・屋内の遊び場・活動の場の充実」が 54.6%と最も高く、次いで「仕事と子育ての両立の推進（子育てしやすい就労環境の整備）」が 51.7%、「保育所や放課後児童クラブ等の保育サービスの充実」が 44.1%、「健康づくりの推進（産後ケア事業、乳幼児健診、予防接種、子どもの医療費助成等）」が 28.5%の順です。

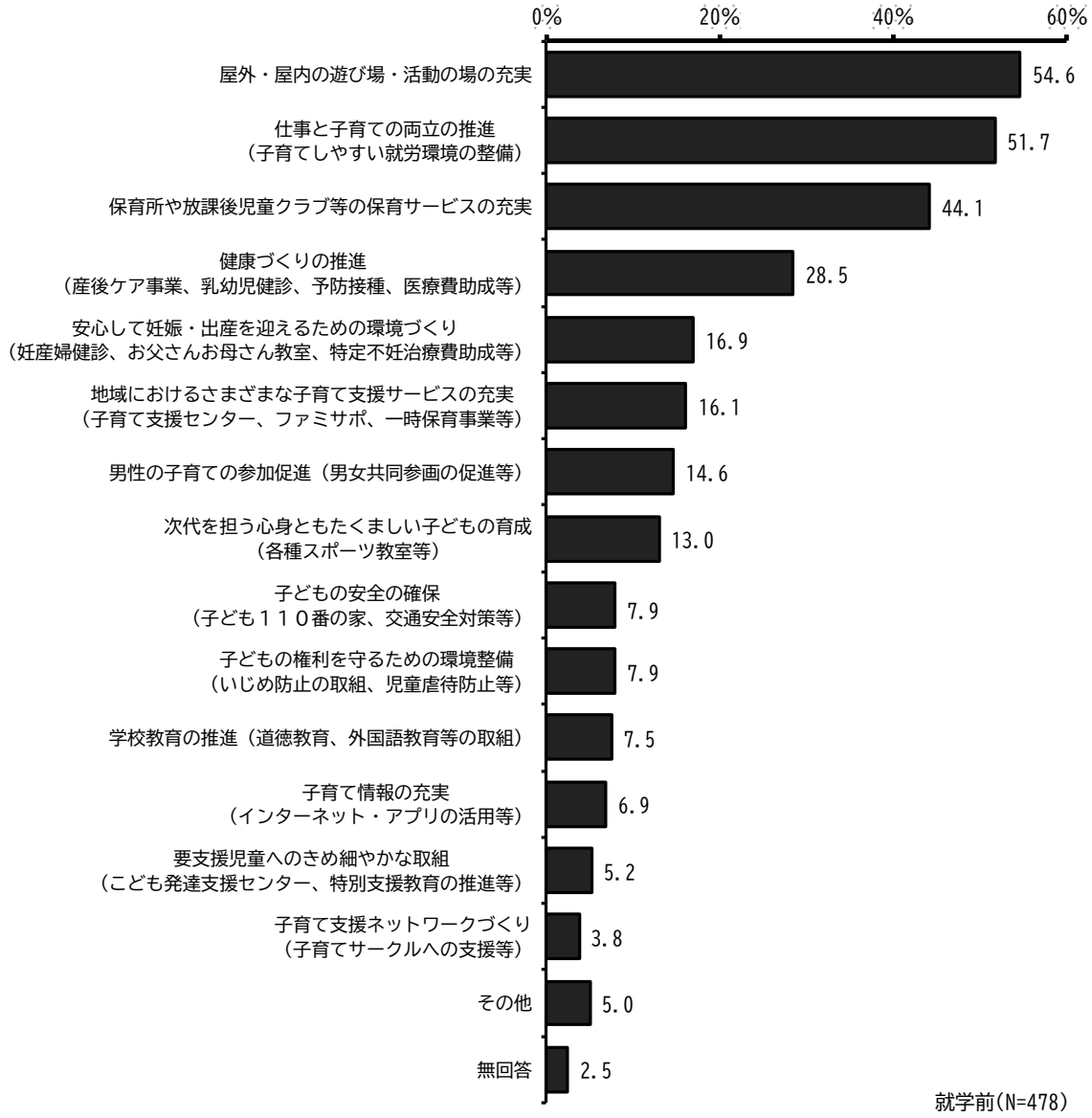

・小学生では、「屋外・屋内の遊び場・活動の場の充実」が 51.6%と最も高く、次いで「仕事と子育ての両立の推進（子育てしやすい就労環境の整備等）」が 47.7%、「健康づくりの推進（予防接種、子どもの医療費助成等）」が 47.4%、「保育所や放課後児童クラブ事業等の保育サービスの充実」が 34.5%の順です。

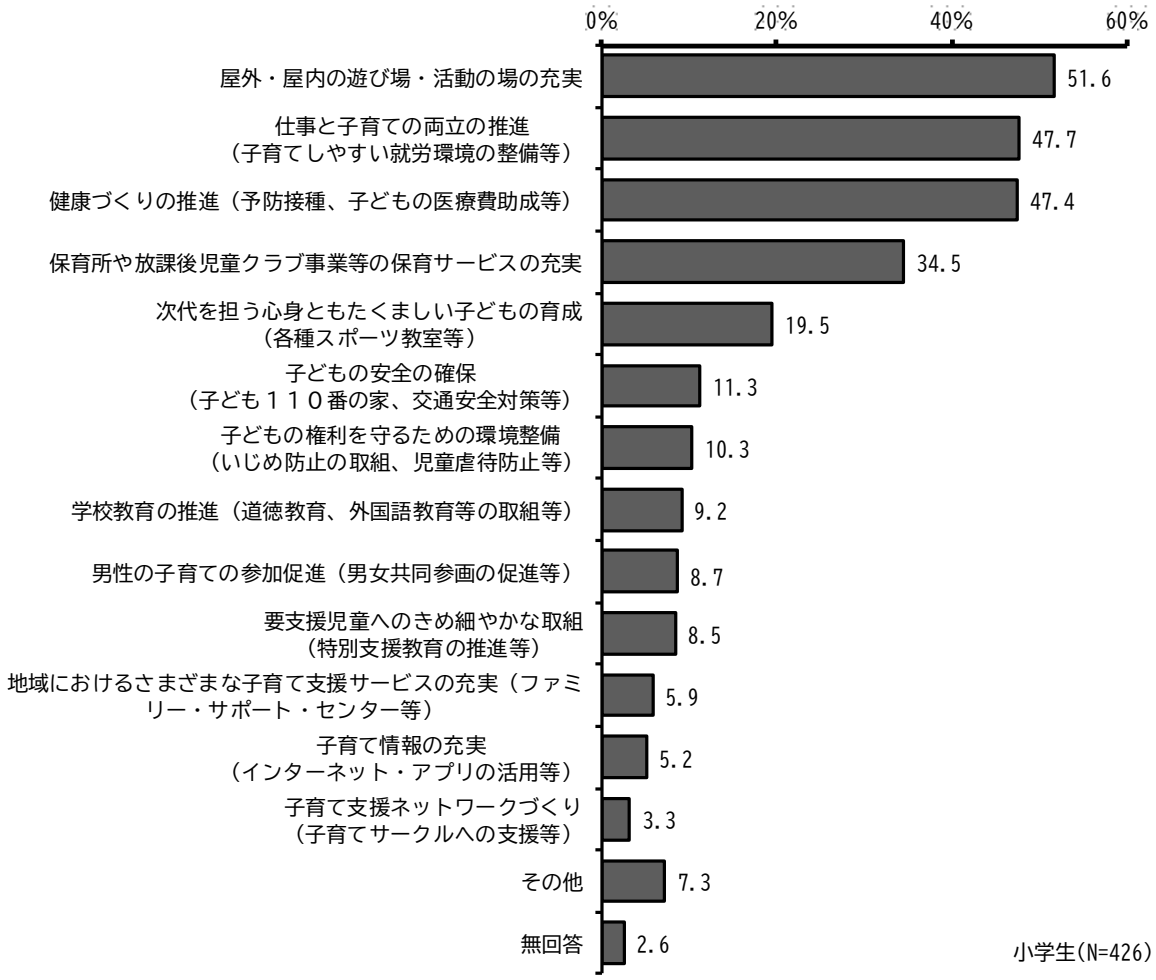

資料２　用語解説

２－１　子ども・子育て支援制度に関する用語

用　　語	定　　義
子ども・子育て関連３法	①「子ども・子育て支援法」 ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正） ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）
幼保連携型認定こども園	学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけをもつ単一の施設であり、内閣府が所管する。設置主体は、国・自治体・学校法人・社会福祉法人に限られる（株式会社の参入は不可）。（認定こども園法第２条） ※ここでいう「学校教育」とは、現行の学校教育法に基づく小学校就学前の満３歳以上の子どもを対象とする幼児期の学校教育をいい、「保育」とは児童福祉法に基づく乳幼児を対象とした保育のこと。
子ども・子育て支援	全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援。（子ども・子育て支援法第７条）
教育・保育施設	「認定こども園法」第２条第６項に規定する認定こども園、学校教育法第１条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第１項に規定する保育所のこと。（子ども・子育て支援法第７条）
施設型給付費	認定こども園・幼稚園・保育所（教育・保育施設）における教育・保育に要した費用。（子ども・子育て支援法第11条）
特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」をいい、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。（子ども・子育て支援法第27条）
地域型保育事業	家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。（子ども・子育て支援法第７条）
地域型保育給付費	家庭的保育等（地域型保育事業）に要した費用。（子ども・子育て支援法第11条）
特定地域型保育事業	市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」のこと。（子ども・子育て支援法第29・43条）
家庭的保育（保育ママ）	主に満３歳未満の乳幼児を対象とし、利用定員が５人以下で、家庭的保育者の居宅又はその他の場所で、家庭的な雰囲気のもとで保育を行います。（子ども・子育て支援法第７条）
小規模保育	主に満３歳未満の乳幼児を対象とし、利用定員が６人以上19人以下で保育を行います。（子ども・子育て支援法第７条）
居宅訪問型保育	主に満３歳未満の乳幼児を対象とし、障がい・疾患等で個別のケアが必要な場合や施設がなくなった地域で保育を維持する必要がある場合等に、保護者の自宅で１対１で保育を行います。（子ども・子育て支援法第７条）

用　　語	定　　義
事業所内保育	主に満３歳未満の乳幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもを一緒に保育します。（子ども・子育て支援法第７条）
保育の必要性の認定	保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。（子ども・子育て支援法第19条） **【認定区分】** １号認定子ども：満３歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前の子ども ２号認定子ども：満３歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども（保育を必要とする子ども） ３号認定子ども：満３歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども（保育を必要とする子ども）
「確認」制度	給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、１号認定子ども、２号認定子ども、３号認定子どもごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認する制度。（子ども・子育て支援法第31条） ※認可については、教育・保育施設は都道府県、地域型保育事業は市町村が行う。
地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、妊婦健康診査事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、子育て短期支援事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、延長（時間外）保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て援助活動支援事業、実費徴収に係る補足給付を行う事業、多様な事業者の参入促進・能力活用事業。（子ども・子育て支援法第59条）
実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業。
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業。
幼児教育・保育の無償化	幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する３歳から５歳児クラスの子ども、住民税非課税世帯の０歳から２歳児クラスまでの子どもたちの利用料が無料になる制度のこと。令和元年 10 月１日から開始された。

２－２　その他の用語

あ行

◇生きる力

文部科学省では、平成14年度から実施してきた学習指導要領で「生きる力」を育むことを理念にしていますが、平成22年度からの小・中学校及び特別支援学校の新学習指導要領では、子どもたちの「生きる力」をより一層育むことをめざし、「生きる力」とは知・徳・体のバランスのとれた力とし、それぞれの意味を次のように規定しています。

知（確かな学力）：基礎・基本を確実に身に付け、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力

徳（豊かな人間性）：自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心等

体（健康・体力）：たくましく生きるための健康や体力

か行

◇子育て世代包括支援センター

主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行うなど、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して切れ目のない支援を提供するワンストップ拠点のこと。

◇子ども家庭総合支援拠点事業

子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点事業。

さ行

◇次世代育成支援対策推進法

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を行う「次世代育成支援対策」を進めるため、国、地方公共団体、企業、国民が担う責務を明らかにし、平成 27 年までの10年間に集中的かつ計画的に取組んでいくことを目的に、平成 17 年４月１日から施行されている法律のこと。

◇児童館

児童福祉法第40条に基づく児童厚生施設の１つで、地域において児童に健全な遊びを与えて、その健康の増進や、情操を豊かにすることを目的とする児童福祉施設のこと。

◇児童虐待

身体的虐待、心理的虐待（言葉のおどしや無視）、ネグレクト（養育・保護の怠慢、拒否）、性的虐待など、子どもの健全な育成を妨げること。虐待を疑ったり発見した場合の通告は、法律で義務づけられている。

た行

◇地域型保育事業

少人数の単位で、主に満３歳未満の乳児・幼児を預かる事業のこと。家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の４つがある。

◇特別支援教育

障がいのある子どもの自立や社会参加に向け、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

◇男女共同参画社会

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。

な行

◇認定こども園

教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設。就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能、地域における子育て支援を行う機能を備えている。

は行

◇保育所

児童福祉法に定める、保育を必要とする０～５歳児に対して保育を行う施設のこと。

・認可保育所：国、道が定める基準に適合し、道の認可を受けた定員 20 人以上の保育所。

・認可外保育所：上記以外の認可を受けていない保育所。

や行

◇幼稚園

学校教育法に定める、３～５歳児に対して小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校のこと。

◇要保護児童対策地域協議会

保護を必要とする子どもや、支援を必要とする子ども・妊婦・家庭への適切な支援を図るため、関係機関等により構成され、要保護児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を行う協議会のこと。

第2期名寄市
子ども・子育て支援事業計画

発行：名寄市
編集：名寄市健康福祉部
　　こども・高齢者支援室こども未来課
〒096-8686 北海道名寄市大通南１丁目１番地
TEL：01654-3-2111　FAX：01654-9-2089
市ホームページ：http://www.city.nayoro.lg.jp
E-mail：nayoro@city.nayoro.lg.jp